

令和2年3月定例会（2月17日開会  
2月28日閉会）

## 池田町議会会議録

## 令和2年3月池田町議会定例会会議録目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 招集告示.....                           | 1  |
| 応招・不応招議員.....                       | 2  |
|                                     |    |
| 第 1 号（2月17日）                        |    |
| 議事日程.....                           | 3  |
| 本日の会議に付した事件.....                    | 5  |
| 出席議員.....                           | 5  |
| 欠席議員.....                           | 5  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 5  |
| 事務局職員出席者.....                       | 5  |
| 開会及び開議の宣告.....                      | 6  |
| 諸般の報告.....                          | 6  |
| 会議録署名議員の指名.....                     | 7  |
| 会期の決定.....                          | 7  |
| 町長あいさつ.....                         | 8  |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....           | 9  |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....           | 10 |
| 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....           | 11 |
| 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....           | 13 |
| 議案第5号の上程、説明.....                    | 14 |
| 議案第6号の上程、説明.....                    | 15 |
| 議案第7号、議案第8号の一括上程、説明.....            | 15 |
| 議案第9号の上程、説明.....                    | 16 |
| 議案第10号の上程、説明.....                   | 17 |
| 議案第11号の上程、説明.....                   | 18 |
| 議案第12号の上程、説明.....                   | 18 |
| 議案第13号の上程、説明.....                   | 20 |
| 議案第14号、議案第15号の一括上程、説明.....          | 21 |

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 議案第 16 号より議案第 22 号まで、一括上程、説明.....     | 33 |
| 議案第 5 号より議案第 22 号まで、質疑、各担当委員会に付託..... | 69 |
| 散会の宣告.....                            | 83 |

## 第 2 号 (2月25日)

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 議事日程.....                             | 85  |
| 本日の会議に付した事件.....                      | 85  |
| 出席議員.....                             | 85  |
| 欠席議員.....                             | 85  |
| 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 85  |
| 事務局職員出席者.....                         | 86  |
| 3 月定例議会一般質問一覧表.....                   | 87  |
| 開議の宣告.....                            | 88  |
| 一般質問.....                             | 88  |
| 矢口 稔 君.....                           | 88  |
| 薄井 孝彦 君.....                          | 106 |
| 服部 久子 君.....                          | 124 |
| 横澤 はま 君.....                          | 144 |
| 松野 亮子 君.....                          | 159 |
| 散会の宣告.....                            | 162 |

## 第 3 号 (2月28日)

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 議事日程.....                             | 163 |
| 本日の会議に付した事件.....                      | 163 |
| 出席議員.....                             | 163 |
| 欠席議員.....                             | 163 |
| 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 164 |
| 事務局職員出席者.....                         | 164 |
| 開議の宣告.....                            | 165 |
| 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....       | 165 |

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 議案第 5 号より第 9 号について、討論、採決.....      | 1 7 9 |
| 議案第 1 0 号より第 1 3 号について、討論、採決.....  | 1 8 1 |
| 議案第 1 4 号より第 1 5 号について、討論、採決.....  | 1 8 3 |
| 議案第 1 6 号より第 2 2 号について、討論、採決.....  | 1 8 4 |
| 日程の追加.....                         | 1 8 9 |
| 議案第 2 3 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....  | 1 9 0 |
| 日程の追加.....                         | 1 9 1 |
| 池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について.....      | 1 9 1 |
| 日程の追加.....                         | 1 9 3 |
| 新型コロナウイルスについて緊急質問.....             | 1 9 4 |
| 日程の追加.....                         | 2 0 1 |
| 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件..... | 2 0 1 |
| 日程の追加.....                         | 2 0 2 |
| 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....          | 2 0 2 |
| 日程の追加.....                         | 2 0 3 |
| 議員派遣の件.....                        | 2 0 3 |
| 町長あいさつ.....                        | 2 0 3 |
| 議長あいさつ.....                        | 2 0 6 |
| 閉会の宣告.....                         | 2 0 7 |
| 署名議員.....                          | 2 0 9 |

池田町告示第7号

令和2年3月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月6日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 令和2年2月17日(月) 午前10時

2.場 所 池田町役場議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（12名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 松野亮子君 | 2番  | 大厩美秋君 |
| 3番  | 中山眞君  | 4番  | 横澤はま君 |
| 5番  | 矢口稔君  | 6番  | 矢口新平君 |
| 7番  | 大出美晴君 | 8番  | 和澤忠志君 |
| 9番  | 薄井孝彦君 | 10番 | 服部久子君 |
| 11番 | 那須博天君 | 12番 | 倉科栄司君 |

### 不応招議員（なし）

令和 2 年 3 月 定例 町 議 会

( 第 1 号 )

## 令和2年3月池田町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和2年2月17日(月曜日)午前10時00分開会

#### 諸般の報告

報告第1号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第2号 議員派遣結果報告について

報告第3号 例月出納検査結果報告(12月・1月)

報告第4号 寄附採納報告について

報告第5号 池田町国民保護計画変更の報告について

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

会期 2月17日(月)から2月28日(金)までの12日間

日程第3 町長あいさつ

日程第4 議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第5 議案第2号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第6 議案第3号 穂高広域施設組合の共同処理する事務の変更に伴う穂高広域施設組合規約の変更について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第7 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第8 議案第5号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第9 議案第6号 池田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

- 日程第 1 0 議案第 7 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
一括上程、説明
- 日程第 1 1 議案第 9 号 池田町災害弔意金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上程、説明
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 池田町地下水保全条例の制定について  
上程、説明
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上程、説明
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 池田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
上程、説明
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 池田町第 6 次総合計画の改定について  
上程、説明
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第 1 0 号）について  
議案第 1 5 号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について  
一括上程、説明
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 令和 2 年度池田町一般会計予算について  
議案第 1 7 号 令和 2 年度池田町工場誘致等特別会計予算について  
議案第 1 8 号 令和 2 年度池田町国民健康保険特別会計予算について  
議案第 1 9 号 令和 2 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第 2 0 号 令和 2 年度池田町簡易水道事業特別会計予算について  
議案第 2 1 号 令和 2 年度池田町水道事業会計予算について  
議案第 2 2 号 令和 2 年度池田町下水道事業会計予算について  
財政計画資料について  
一括上程、説明

日程第 18 議案第 5 号より第 22 号まで質疑

各委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 松野亮子君 | 2 番  | 大厩美秋君 |
| 3 番  | 中山真君  | 4 番  | 横澤はま君 |
| 5 番  | 矢口稔君  | 7 番  | 大出美晴君 |
| 8 番  | 和澤忠志君 | 9 番  | 薄井孝彦君 |
| 10 番 | 服部久子君 | 11 番 | 那須博天君 |
| 12 番 | 倉科栄司君 |      |       |

欠席議員（1名）

6 番 矢口新平君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |                |       |
|-----------------|-------|----------------|-------|
| 町長              | 麿聖章君  | 副町長            | 小田切隆君 |
| 教育長             | 竹内延彦君 | 総務課長           | 宮崎鉄雄君 |
| 企画政策課長          | 丸山光一君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 伊藤芳子君 |
| 住民課長            | 蜜澤佳洋君 | 健康福祉課長         | 宮本瑞枝君 |
| 産業振興課長          | 宮澤達君  | 建設水道課長         | 丸山善久君 |
| 学校保育課長          | 寺嶋秀徳君 | 生涯学習課長         | 下條浩久君 |
| 総務課長補佐<br>兼総務係長 | 山岸寛君  | 財政係長           | 寺島靖城君 |
| 監査委員            | 吉澤暢章君 |                |       |

事務局職員出席者

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 塩川利夫君 | 事務局書記 | 矢口富代君 |
|------|-------|-------|-------|

開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

令和2年3月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、令和2年度の行政執行に関わる予算案等の重要な案件を審議願う予定になっております。提案されました案件について十分御審議をいただき、順調な議会運営ができませんよう各位の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年3月池田町議会定例会を開会いたします。

なお、6番、矢口新平議員より、病氣療養のため欠席との届出がありました。

会議に入る前にお諮りいたします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして、議長において会議録を修文させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

これより本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

議長（倉科栄司君） 諸般の報告を行います。

報告第1号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおりであります。

報告第2号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第3号 例月出納検査結果報告（12月・1月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第4号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第5号 池田町国民保護計画変更の報告について。

この報告については、1月30日の全協にて配付した資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（倉科栄司君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、松野亮子議員、11番、那須博天議員を指名します。

#### 会期の決定

議長（倉科栄司君） 日程2、会期の決定を議題にします。

会期日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

那須議会運営委員長。

那須委員長。

〔議会運営委員長 那須博天君 登壇〕

議会運営委員長（那須博天君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、令和2年3月池田町議会定例会の会期日程等について審議をいたしました。

会期につきましては、本日2月17日より2月28日までの12日間とし、議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程（案）のとおりといたしましたので、よろしくお

願いをいたします。

なお、今回2月定例会の開催は、町長選の日程のため、急遽2月という形になりますので、この辺も御理解のほどよろしく願いをいたします。

以上、報告終わります。

議長（倉科栄司君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙会期日程（案）のとおりと決定いたしました。

#### 町長あいさつ

議長（倉科栄司君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

3月議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には御多用のところを御出席いただき、本日から28日までの会期、日程を御決定いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度を振り返りますと、温暖化の影響が世界各地で大きな災害に見舞われ、日本でも多大な影響を受けました。県はかつてない大きな被害を受け、いまだ復興のめどもつかない状況であります。

さらに、年始からは中国が発生源とされる新たなコロナウイルスが蔓延し、世界中が脅威にさらされております。何ともしもいち早い終息を願わずにはおられません。

町では、今年度計画されておりました事業は予定どおり執行され、特に大型事業も一部を

残してほぼ完了し、町の様相が一変した感があります。これを機会に大きく活性化につなげていきたいと考えております。

本定例会は、町長選挙の関係もあり1か月前倒しとなりました。予算も骨格ではありますが、十分ご審議を賜りたいと存じます。

提案いたします案件は、条例制定及び改正案等13件、補正予算案2件、令和2年度予算案7件の計22件であります。

なお、最終日には追加案件を予定しております。

御審議、御決定をいただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程4、議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、共同設置しております長野県町村公平委員会より、令和2年3月31日をもって麻績村筑北村学校組合が脱退するため、団体数の変更及び規約の別表を改正するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

なお、施行日は令和2年4月1日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第1号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程5、議案第2号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麴町長。

〔町長 麴 聖章君 登壇〕

町長（麴 聖章君） 議案第2号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本協約は、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、大町市と池田町が締結しているものであり、その協約の一部を変更する協約の締結の協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

平成28年3月に北アルプス連携自立圏形成を形成し、広域的な取り組みを行ってきているところでありますが、具体的な取り組みや評価指標などを定めた「北アルプス連携自立圏連携ビジョン」が令和元年度で第1期が終了することから、さらなる事業効果を生み出すべく事業の見直しや検討を行い、第2期となる計画を現在策定中であります。

安心で確かな暮らしを守るための新たに取り組む事業として、観光による経済波及状況調査、何でも相談会の開催、行政事務効率化の推進のほか、地域を支える人材の育成確保のため地域ファシリテーターの養成、自然と暮らしの調和においては森林基本情報の整備といった事業を追加し、令和2年度は11分野25事業に取り組む予定でありますので、大町市と当町が締結している連携協約を一部変更するものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。  
議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程6、議案第3号 穂高広域施設組合の共同処理する事務の変更に伴う穂高広域施設組合規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第3号 穂高広域施設組合の共同処理する事務の変更に伴う穂高広域施設組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

筑北保健衛生施設組合、筑北クリーンセンターが受入れ業務を終了することに伴い、令和2年4月1日から筑北村のし尿、浄化槽汚泥、集落排水施設汚泥を穂高広域施設組合し尿処理施設へ投入し処理するに当たり、規約第3条に定める組合の共同処理する事務のうち、し尿処理施設の設置、管理及び経営に関する事務の関係市町村に筑北村を加え、負担割合を定めた別表を改めるもので、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をいただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程7、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

辺地総合整備計画を変更することに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において、準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成28年度より陸郷地区において、辺地対策事業債を使いながら整備計画を行ってきたところであります。計画に基づき町道登波離橋線、八代線の整備をしてきましたが、登波離橋線では来年度拡幅していく場所が地滑りに対応した工法が必要になったこと、八代線では八代沢、日向沢の合流地点で橋の架け替えを現在行っていますが、橋の橋台を河川内に造る施工途中で地質的なことにより、くいが入らないなど、事業途中で地形、地質の特性などにより、想定外のことが起きたことによる工法の見直しの必要性が生じたため、工事費用の増額をお認めいただきたく、計画変更をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第5号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程8、議案第5号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第5号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の子ども子育て推進室を、福祉分野の多世代の相談窓口として健康福祉課に所管替えするとともに、総務課と企画政策課の業務の見直しを行い、総務課の広報広聴関係を企画政策課に、企画政策課の情報化の推進等を総務課に、それぞれ所管替えを行うものであります。

なお、施行日は令和2年4月1日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をいただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第 6 号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程 9、議案第 6 号 池田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第 6 号 池田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

情報公開の請求について請求ができる者の規定がありましたが、全ての人に公開請求できることとするため改正するものであります。

なお、施行日は令和 2 年 4 月 1 日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第 7 号、議案第 8 号の一括上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程10、議案第 7 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第 7 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方公務員法の改正により、会計年度任用職員においてもサービスの宣誓手続を求めるため改正するものであります。

なお、施行日は令和 2 年 4 月 1 日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第8号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正は、人事院規則の一部改正の内容を踏まえ、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため改正するものであります。

なお、施行日は令和2年4月1日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

#### 議案第9号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程11、議案第9号 池田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麴町長。

〔町長 麴 聖章君 登壇〕

町長（麴 聖章君） 議案第9号 池田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年8月の災害弔慰金支給等に関する法律の一部改正に伴い、条文の修正及び災害発生の後、災害関連死、避難生活のストレス、過労等の間接的要因による死亡等を判定するための支給審査委員会を設置することを追加するものであります。

なお、施行日は令和2年4月1日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第10号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程12、議案第10号 池田町地下水保全条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第10号 池田町地下水保全条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町内における地下水の保全と涵養及び適正な利用を図ることにより、住民の健康で快適な生活環境の確保、住民福祉の向上に寄与するため条例を制定するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、議案第10号 池田町地下水保全条例の制定について補足の説明を申し上げます。

地下水賦存量は横ばい傾向にあると言われておりますが、水田の作付面積減少等による涵養機能の低下や気候変動により、将来、地下水位が低下する可能性もあります。住民の健康で快適な生活環境の確保、また、将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう、地下水の保全と涵養及び適正な利用を図る必要があるため、本条例を制定するものでございます。

1枚めくっていただき条例を御覧ください。

条文の概要ですが、第1条は、この条例の目的、第2条は基本理念、第3条は用語の定義、第4条から第6条は、それぞれ町、住民、事業者、採取者の責務を定めております。

なお、この条例の施行日は令和2年4月1日からとなります。

補足の説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第11号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程13、議案第11号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第11号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、債権関係の規定について改正するものであります。

主な改正内容は、第10条において、民法改正による保証人制度の改正に併せ、保証人の明確化を図るため保証人を連帯保証人に改め、第18条に、敷金に関して、入居者が債務を履行しないときは敷金を債務の弁済に充てることができることを想定し、第41条に、不正入居者への請求金に係る利息を年5分の固定金利から法定利率の規定に改正するものであります。

また、この改正に併せ、関係法令から引用している条項ずれを整理するものであります。

なお、この条例の施行日は令和2年4月1日であります。

以上、議案第11号について提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第12号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程14、議案第12号 池田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

町長（麿 聖章君） 議案第12号 池田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和2年度より下水道事業において、地方公営企業法第2条第3項及び同法施行令第1条第2項の規定に基づき、地方公営企業法の規定の全部適用することに伴い、関係条例の整備に関する条例を制定し、条例9件の一部改正及び条例2件を廃止するものであります。

この条例の施行日は令和2年4月1日であります。

以上、議案第12号について提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長よりいたさせます。

議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、議案第12号 池田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回の条例制定は、下水道事業において地方公営企業法の規定を令和2年4月1日から適用することに伴い、池田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、条例7件の一部改正及び条例2件の廃止をするものでございます。

第1条は、池田町水道事業の設置等に関する条例を一部改正するもので、水道事業の設置規定に下水道事業の規定を加え、各条項を整理するものでございます。

第2条は、池田町下水道条例の一部改正で、先ほどの条例の一部改正において下水道事業の設置を規定したため、条文中の設置に関わる字句を削除するとともに、地方公営企業法の規定により、これまで各条例において規則で定めると規定していた字句を企業管理規定に改めるものでございます。

第3条は、池田町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正で、先ほどの第2条と同様の字句の改正と併せ、条例中の引用先の要綱等が改正されておりましたので、今回改めるものでございます。

第4条は、池田町企業職員の給与に関する条例の一部改正によるもので、現行の水道事業に下水道事業に勤務する企業職員を追加するものでございます。

第5条及び第6条は、企業会計経理移行に伴い特別会計条例を廃止するものでございます。

第7条の池田町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正では、水道において選任が義務づけられている資格要件の緩和に関する改正でございます。

第8条は、池田町給水条例の一部改正で、給水装置工事事業者の更新に関し、下水道事業では5年更新で規定されておりますので、水道事業におきましても同様の更新とするため更新の字句を追加するものでございます。

第9条は、池田町職員定数条例の一部改正に関するもので、現行の下水道事業特別会計に計上の町長部局職員1名を減じ、新たに企業職員に1名を加える改正の内容でございます。

なお、条例の施行日は令和2年4月1日でございます。

条例第12条について補足説明を申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

#### 議案第13号の上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程15、議案第13号 池田町第6次総合計画の改定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第13号 池田町第6次総合計画の改定について、提案理由の御説明を申し上げます。

池田町第6次総合計画は、総合戦略も兼ねながら令和元年度から進めているところでありますが、国全体では来年度から第2期総合戦略がスタートとなります。そのため国の第2期総合戦略策定方針に沿い、当町の第6次総合計画に足りない点など、追加等をして改定するものであります。

改定に当たっては、持続可能な開発目標SDGsの理念を取り込み、町総合計画の各施策に位置づけるとともに、移住定住の促進においては、関係人口の増加、消防・防災・防犯体制の整備では、ブロック塀の転倒防止など建築物の総合的な安全対策を、開かれた町政と協

働の町づくりでは、多文化共生の推進など、施策の項目へ一部追加するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、決定いただきますようお願いをいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

#### 議案第14号、議案第15号の一括上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程16、議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、議案第15号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）及び議案第15号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を一括して提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,767万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ55億472万2,000円とするものでございます。

まず、債務負担行為補正、地方債補正、歳入全般について御説明申し上げます。

第2表の債務負担行為補正では、追加分として総合福祉センターのエコキュート導入に対する債務負担を、また変更分として、現在債務負担をしております総合福祉センターのエコキュート導入に対する債務負担の期限及び限度額を引き下げるものであります。

第3表地方債の補正であります。公共事業債（農林水産業債）を1件追加し、変更分としては、事業債3件について限度額をそれぞれ減額といたしました。

続きまして、歳入についてであります。款14国庫支出金では費用の確定、または実績により、主なものとして、教育保育給付費負担金、幼児教育無償化補助金、社会資本総合交付金について減額を行い、総額で458万5,000円の減額補正をすることといたしました。

款15県支出金では、先ほどの国庫負担金で減額の説明をいたしました幼児教育無償化補助金の負担金を県費に組み替えるほか、子ども子育て支援事業補助金を増額してございます。

款17寄附金は、ふるさと納税の今年度の寄附実績が大幅に増えていることから、改めて増額補正をするものであります。

款18繰入金は、公共施設等整備基金を花とハーブの里づくり事業に対して500万円を繰り入れるため計上いたしました。

款20諸収入は、補償料、手数料等の現在までの実績に基づき減額をいたしました。

款21町債は、農地耕作条件改善事業、県営圃場整備事業会染西部地区、辺地対策事業及び社会資本総合整備事業に関係するものでありますが、事業の追加分、精算状況や確定等により総額で6,650万円を減額するものであります。

歳入に関しては以上であります。

続きまして、歳出関係について御説明申し上げます。

款1議会費であります。不用額を見込み、減額をしています。

款2総務費では、減額分につきましては、主に事業費の確定及び実績見込みによるものであります。てるてる坊主のふるさと応援基金は、歳入でも御説明させていただきましたが、寄附を多くいただいたことに伴う返礼品及び経費等を計上し、防災対策費では指定避難所へのAEDの設置費用を、また選挙費では確定に伴い経費を減額するなど、総額で3,200万6,000円を計上いたしました。

款3民生費は、項1社会福祉費では、後期高齢者医療給付や障害者自立支援給付に係る負担金の確定、国民年金電算システムの改修に伴う経費や、福祉企業センターにおけるデジタル複合機の購入等の費用などを計上いたしました。

また、項2児童福祉費では、保育園の運営に係る経費として、車両の購入費用や幼児教育無償化に係るシステム改修費用等を計上するほか、実績等に基づき臨時職員賃金を減額し、民生費総額では1,635万9,000円の減額をすることといたしました。

款4衛生費では、健診人数増加に伴って見込んだ各種健診の委託料などを計上し、163万7,000円の増額をするものであります。

款6農林水産業費、項1農業費、農業振興費は、農業振興事業及び豚コレラ対策事業において補助金の確定による減額、花とハーブの里づくり事業は、温室ハウス設計委託料やガラス温室ポンプの移設工事などハーブ園に関する費用を計上し、土地改良費は、農業農村整備事業における事業追加分の負担金や事業進捗に伴う工事費などを増額しています。

また、項2林業費では、事業実績見込み等により補助金を減額、有害鳥獣対策事業は出勤回数増加により費用弁償の増額を行い、農林水産業費総額では1,425万円の計上といたし

ました。

款7商工費は、実績により県制度資金保証料補給金を増額計上しました。

款8土木費は、項2道路橋梁費では事業費の確定、または事業精算見込みなどにより700万円を減額し、項4の都市計画費は、休憩施設の修繕料、改正健康増進法に伴う喫煙所看板設置工事の費用などを計上し、土木費総額で700万円を減額いたしました。

款9消防費は、事業費確定により団員退職奨励金、防火水槽撤去のための工事費を減額するなど、総額で225万6,000円を減額いたしました。

款10教育費は、教育総務費及び小学校費では教育会館、池田・会染各小学校の施設におけるブラインド、照明、地下タンクなどの修繕を、社会教育費の施設修繕では、美術館1階のエアコン、創造館の自動ドア、総合体育館のアーリーカーテン、弓道場の安土についての修繕費をそれぞれ計上し、その他では文化財保管物置の購入費用を主なものとして、総額で520万1,000円を計上いたしました。

なお、人件費につきましては、給与明細書24ページに内容の明細が記載されておりますので、御確認ください。

次に、議案第15号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億983万1,000円とするものであります。

歳入では、現在までの実績に基づき、諸収入で一般被保険者に係る延滞金、第三者納付金返納金をそれぞれ増額いたしました。

歳出では、諸支出金において一般被保険者の保険税還付金が増えていることから80万円を計上し、償還金では過年度分の交付金及び国庫支出金の精算に伴い7万3,000円を計上いたしました。

以上、議案第14号及び議案第15号の提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

なお、補足説明は担当課長にいたさせます。

議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

議案第14号中、歳入及び企画政策課関係の歳出について、丸山光一企画政策課長。

丸山課長。

企画政策課長（丸山光一君） それでは、議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算

(第10号)につきまして、御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,767万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ55億472万2,000円とするものでございます。

まず、地方債補正、歳入全般について御説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為の補正でございますが、追加として、総合福祉センターのエコキュート導入に対する債務負担を令和2年度から令和11年度までの期間として、限度額を2,957万円とするものであります。

また、変更分として、現在債務負担となっています総合福祉センターのエコキュート導入に対する債務負担について、平成34年度までの期間を令和元年度までとし、限度額も2,447万6,000円から1,852万2,000円に変更するものであります。

5ページを御覧ください。

第3表地方債の補正であります。公共事業債について限度額を3,000万円、利率を3.0%以内として追加してございます。

次に、限度額を変更している事業債3件についてですが、一般補助施設整備等事業債については限度額を8,680万円減額し3,640万円とし、社会資本総合整備事業債には20万円減額して1,160万円、道路整備事業債は9,500万円減額の1億7,840万円と、それぞれ限度額を変更しております。

続きまして、歳入についてであります。

8ページを御覧ください。

歳入では、款14国庫支出金は458万5,000円減額してございます。

項1国庫負担金は、障害児通所給付費については確定により増額、幼稚園に関する施設型給付費及び認可外保育施設利用に関する給付費は実績に伴い補正をしてございます。

項2国庫補助金は、目2説明欄の幼児教育無償化補助金が減額となっておりますが、国費から県費に組み替えたことによるものであります。

説明欄の社会資本整備総合交付金、被災児童生徒援助補助金は、事業確定と実績により補正を行っております。

項3委託金につきましては、事務経費の実績に基づき増額するものでございます。

9ページを御覧ください。

款15県支出金は189万5,000円を増額してございます。

項1 県負担金は、先ほどの国庫負担金で説明しました負担金の県費相当分の増減であります。

項2 県補助金では、目2 民生費県補助金は、多子世帯保育料軽減事業費の増加、また、子ども子育て支援事業の実績及び国庫補助金の組み替えにより、それぞれ増額してございます。

目4 農林水産業費県補助金は、経営所得対策等推進事業費の確定、有害鳥獣対策事業の実績見込みにより、それぞれ増額しております。

項3 委託金は、県議会議員選挙の執行経費確定に伴い減額してございます。

10ページの款17寄附金は、ふるさと納税の現在までの実績が大幅に増えていることから、増額をするものでございます。

款18繰入金は、公共施設等整備基金を花とハーブの里づくり事業に対して500万円を繰り入れるため計上しております。

款20諸収入は、補償料、手数料等の現在までの実績に基づき266万4,000円の減額をするものでございます。

11ページの款21町債は6,650万円の減額補正を行っていますが、目3 農林水産業債は、農地耕作条件改善事業の池田(2)地区、会染・中鶴地区における町の負担割合による減額と、県営圃場整備事業会染西部地区に関係して増額をし、目5 土木債は、陸郷地区の町道に係る事業費の生産状況及び社会資本総合整備事業の確定により、それぞれ減額してございます。

歳入に関しては以上でございます。

続きまして、企画政策課の歳出関係について御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、目3 財政管理費は、委託業務費用の確定により18万7,000円の減額補正をしてございます。

次に、目5 財産管理は62万2,000円の減額でございます。

説明欄の公有財産管理システムリース料は、確定により36万8,000円の減額をしてございます。

また、工事請負費につきましては、旧上原商店事務所の解体費用の確定により25万4,000円を減額するものでございます。

次に、目6 企画費は、3,740万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

説明欄二重丸、てるてる坊主のふるさと応援寄付金経費では、2,853万円増額となっております。

りますが、ふるさと納税が大幅に増えたことにより、返礼品等の経費として1,153万円を計上するとともに、池田町てるてる坊主のふるさと応援基金への積立金も増額してございます。

説明欄二重丸、情報処理費では一般修繕料を16万5,000円計上しておりますが、プリンター等の修繕をするためのものがございます。

13ページの二重丸、移住定住推進事業では871万1,000円増額してございます。

調査委託料は事業費確定により減額、移住定住補助金は新築住宅等の対象物件が多かったため増額をするものであります。

目7自治振興費では、元気なまちづくり事業の実績により、補助金を165万3,000円減額するものがございます。

企画政策課の関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第14号中、総務課関係の歳出について、宮崎総務課長。

宮崎課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） 御苦労さまでございます。

では、総務課関係の補足説明を申し上げます。

最初、13ページでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目11防災対策費であります。30万8,000円の増額補正をお願いするものがございます。

内容は、備品購入費、指定避難所にAEDが設置されていないところがございます。こちらのほうにAED1台を設置するため購入をするものがございます。

続いて、項4選挙費、目4県議会議員選挙費であります。324万6,000円の減額補正です。

県議会議員選挙は、年度をまたいだ選挙であり、無投票でありました。12月に県より執行経費の確定がありましたので、減額をするものがございます。

飛びまして、予算書21ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費であります。225万6,000円の減額補正であります。退職団員褒賞費については、退職者確定によりまして196万1,000円を減額するものがあります。

消耗品費については、ポンプ車車載の消火器の取替えのための経費で、17万5,000円の増額をお願いするものであります。

光熱水費につきましては、分団詰所の電気料等8万円の増額をお願いするものであります。

一般修繕料につきましては、防火水槽周辺整備を行うため19万円の増額補正をお願いする

ものであります。

工事請負費につきましては、消火栓設置工事の確定により、74万円を減額するものであります。

また、人件費の関係でありますけれども、給料については育児休業中の職員が産休に変わったことによる増額補正でございます。

また、手当につきましては、超過勤務手当等の精査により、増額となっております。

以上、総務課関係の補足説明を申し上げます。

議長（倉科栄司君） 議案第14号中、議会事務局関係の歳出について、塩川議会事務局長。塩川局長。

議会事務局長（塩川利夫君） それでは、12ページの上段をお願いいたします。

款1項1目1の議会費であります。議会運営経費15万円の減額であります。事業確定による普通旅費の減額です。

議会事務局は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第14号中、住民課関係の歳出について、蜜澤住民課長。蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の歳出の補足説明を申し上げます。14ページを御覧いただきたいと思っております。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費は、後期高齢者医療療養給付費負担金の確定によりまして、436万2,000円の減額補正でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

9目国民年金事務費は16万5,000円の追加補正でございます。

内容は、年金生活者支援給付金に係る電算システムの改修費用で、財源は全額国庫支出金が充当されるものでございます。

住民課関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第14号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。14ページをお願いいたします。

中段、款3民生費、項1社会福祉費、目3障害者福祉費の216万円の増額であります。

説明欄の二重丸、障害者福祉費負担金補助金過年度返還金によるものです。

次に、15ページをお開きください。

目10福祉企業センター費の116万円の減額であります。

説明欄二重丸、主なものとしまして臨時職員賃金の減額によるものです。

続きまして、17ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費163万7,000円の増額であります。

町長も説明したとおり、説明欄二重丸、各種健診委託料の健診受診者増加によるものでございます。

健康福祉課は以上であります。

議長（倉科栄司君） 議案第14号中、産業振興課関係の歳出について、宮澤産業振興課長。宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、予算書17ページをお願いします。

款6農林水産費、項1農業費、目3農業振興費ですけれども、730万3,000円の増額でございます。

説明欄ですけれども、農業振興事業、経営所得対策等推進事業補助金は、県からの補助金交付確定に基づき、59万4,000円の減額をするものであります。

それから、花とハーブの里づくり事業につきましては800万1,000円の増額でございます。

ハーブガーデンのガラス温室の設計費、そのほかまきボイラー用のまき運搬用重機借上げ、ガラス温室内に設置されています地下水をくみ上げるポンプの移設のための工事請負費というものが主なものとなっております。

それから、豚コレラ対策事業につきましては事業費確定、侵入防止柵の設置を行いましたけれども、その事業費確定に伴い10万4,000円減額をするというものでございます。

それから、同じページの下段から18ページをお願いします。

目の7の土地改良費ですけれども、854万4000円の増額補正でございます。

説明欄、農業農村整備総務費につきましては、県営圃場整備会染西部地区の負担金ですけれども、事業費追加に伴う765万円の増額というものが主なものでございます。

あと、農業農村整備管理費につきましては、農地耕作条件改善事業の進捗状況により、それぞれの科目の増減を行うものでございます。

それから、同じ18ページの下段からですけれども、項の2林業費、目の1の林業振興費ですけれども、159万7,000円の減額補正ということになっております。

主な内容としまして、リンゴ振興事業ですけれども、今、中島地区等において実施してい

ます更新伐による森林整備の実績見込みということで、94万7,000円の減額をしております。

それから、森林・山村多面的機能発揮対策交付金につきましては、対象要件の変更、新規に設立される団体を優先するということが、86万5,000円の減額ということになっております。

有害鳥獣対策事業でありますけれども、有害鳥獣駆除実施隊によります駆除実績に係る費用弁償21万5,000円を増額するものでございます。

めくっていただきまして、19ページの上をお願いします。

款7 商工費の項1 商工費、目1の商工振興費ですけれども、27万4,000円の増額補正でございます。県制度資金による融資が見込みよりも多かったことによる保証料の増額ということでございます。

産業振興課関係の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第14号中、建設水道課関係の歳出について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係の歳出についてお願いいたします。19ページをお願いします。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目の道路橋梁維持費は30万円の減額補正でございます。

内容につきましては、道路橋等の定期点検修繕事業の精算見込みにより、工事請負費30万円を減額するものでございます。

2 目の道路改良費は762万5,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、辺地対策事業で行っています町道登波離橋線と町道八代線の道路改良事業費の精算見込みにより登記委託料20万円、工事請負費532万5,000円、補償料210万円をそれぞれ減額するものでございます。

5 目の県道改良附带事業費は50万円の減額補正でございます。

当初、兼用側溝整備に関わる県事業の工事負担金を予定しておりましたが、今年度は事業実施となりませんでしたので、工事負担金50万円を減額するものでございます。

建設水道課関係の歳出の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第14号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。

寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 次に、学校保育課関係の補足説明をお願いいたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

款3項2目1の児童福祉総務費が1,041万4,000円の減額補正をお願いいたします。

説明欄の二重丸、事業ごとに申し上げますと、保育園運営事業が986万4,000円の減額、保育認定事業が100万円の減額、幼児教育無償化事業が45万円の増額でございます。

保育園運営事業につきましては、人件費と備品購入の関係でございます。

内容につきましては、臨時職員賃金及び延長保育臨時職員賃金が事業確定によりまして、合わせまして1,100万円の減額となるものでございます。

また、公用車の老朽化に伴いまして、公用車1台分の購入費用といたしまして自動車損害保険料が2万6,000円、車体購入費が109万3,000円、自動車重量税が1万7,000円をそれぞれ予算計上しております。

次に、保育園認定事業では、認可外保育施設に通園する園児に対する施設型給付負担金が、事業確定によりまして100万円の減額でございます。

次に、幼児教育無償化事業につきましては、システム改修委託料といたしまして45万円の増額をお願いいたします。

今年度6月の補正予算に計上しました幼児教育保育の無償化に伴いますシステム改修費用に対する追加分が必要となりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2特別保育費が450万円の減額補正をお願いいたします。

内容につきましては人件費になります。障害児保育事業の臨時職員賃金が事業確定によりまして減額するものでございます。

次に、議案書21ページをお願いいたします。

款10項1目2の事務局費が28万2,000円の増額補正をお願いいたします。

内容につきましては、11月より教育会館として使用している現在の教育会館内のブラインド修繕の費用でございます。

次に、項2小学校費、目1池田小学校管理費が12万1,000円の増額補正をお願いいたします。

内容といたしましては、危険物地下タンクの修繕費用であります。

次に、目3会染小学校管理費が83万5,000円の増額補正をお願いいたします。

内容につきましては、パソコン教室の照明をLED化する、また非常時の緊急放送設備の修繕費用でございます。

22ページをお願いいたします。

次に、項 4 社会教育費、目 3 文化財保護活用推進費が88万円の増額補正をお願いいたします。

内容につきましては、教育会館におけます収納スペースが不足している関係がございまして、屋外用の物置の設置費用を計上してございます。

学校保育課関係の説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第14号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） 続きまして、生涯学習課関係をお願いいたします。

20ページ下段をお願いいたします。

款 8 土木費、目 2 公園事業費、クラフトパーク管理経費80万8,000円の増額補正です。

説明欄を御覧いただきたいと思いますが、1つ目に一般修繕料56万6,000円。

これは休憩施設、レストランの入り口付近にあります手すりの修繕が必要になったこと、それから、その北側にございます女性用トイレの1基が修繕が必要となったものでございます。

続きまして、休憩施設点検委託料 5 万5,000円です。

これは休憩施設内の壁、床等にシロアリの被害が一部確認されたため、薬剤注入による駆除を委託するものでございます。

工事請負費18万7,000円は、健康増進法改正に伴う第 2 種施設への喫煙所看板設置工事で、クラフトパーク南北の駐車場各 1 か所、創造館駐車場、美術館東側の屋外、合計 4 か所に喫煙場所サインを設置するものであります。

飛びまして、22ページをお願いいたします。

22ページ中段、款10教育費、項 4 社会教育費、目 4 図書館費でございます。移転作業委託料192万8,000円の減額補正です。

これは池田町図書館移転に当たりまして、町民力を生かした方法で図書館の移転作業を多岐にわたり実施しましたところ経費節減につながり、事業確定により今回減額するものであります。

続きまして、目 4 美術館費、一般修繕料352万円の増額補正です。

これは美術館内 1 階の事務所、館長室、学芸員室のエアコンが経年劣化により故障してしまいましたので、現在の配管を使用する中で修繕するものでございます。

なお、諸収入としまして、10ページにもございますが、平成30年度の美術館入館料が当初

予算の120%を超えたため、基本協定書に基づき管理委託会社と協議の結果、超過額の3分の1に当たる74万円を納入いただきますので計上させていただきます。

次に、目7 創造館費です。一般修繕料36万3,000円です。

これは創造館正面玄関の自動ドアが経年劣化により誤作動しておりますので、装置を交換するものであります。

22ページ下段、総合体育館関係でございます。

目2 総合体育館費、1つ目に施設修繕料70万円の増額補正です。

これは体育館アリーナ内の電動式大型カーテンが故障により修繕が必要となったものでございます。

2つ目に、臨時職員80万円の減額補正です。

これは臨時職員1名につきまして、当初予定しておりました雇用形態が変更になったため、事業確定により減額するものでございます。合計で、トータルで10万円の減額補正となります。

最後に、目3 体育施設費、施設修繕料122万8,000円の増額補正です。

1つは、池田町弓道場における安土の入替え、2つ目に、夏の暑さ対策のため旧公民館講堂天井に設置してありましたシーリングファン2基を取り外しまして、弓道場で再利用するというものであります。

生涯学習課関係は以上です。

議長（倉科栄司君） 議案第15号について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、議案第15号 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

今回は歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億983万1,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、5ページからをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、8款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金は、現在の実績によりまして52万8,000円を計上しております。

2項1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故による医療費の返納で、17万5,000円の追加補正でございます。

3目一般被保険者返納金は、資格喪失後の受診分の返納金で、17万円の追加補正でござい

ます。

次に、6ページの歳出を御覧ください。

6款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金は、遡りによる資格喪失に伴う保険税の還付等で80万円を計上しております。

3目償還金は、保険給付費等交付金償還金6万1,000円、国庫支出金返還金1万2,000円は、それぞれ過年度分の精算に伴う国への返還金として、合わせて7万3,000円を追加補正するものでございます。

国保会計の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

#### 議案第16号より議案第22号まで、一括上程、説明

議長（倉科栄司君） 日程17、議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について、議案第17号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計予算について、議案第18号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計予算について、議案第19号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計予算について、議案第21号 令和2年度池田町水道事業会計予算について、議案第22号 令和2年度池田町下水道事業会計予算についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第16号から第22号までを、一括提案理由の説明を申し上げます。

それでは、初めに、議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度の当初予算は、3月に町長選挙が予定されていることから骨格予算とし、経常的な経費のほかは、継続事業、法改正等に伴う事業、事前に御了承をいただいているものを基本とし、新規事業は組み込んでおりません。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億1,200万円とし、前年度当初予算と対比しますと3.5%減となりました。

地方債は7本の起債を予定し、限度額の総額は6億970万円と設定しております。

歳入についてであります。主な点について御説明申し上げます。

款1町税では、町民税について、景気回復の傾向の中で、個人分については増収を、法人分は令和元年度10月より税率を引き下げた分、減収をそれぞれ見込み、前年度並みの4億4,451万3,000円としました。

固定資産税は、前年度より宅地が下落したものの家屋、償却資産まで合わせますと前年度並みの3億8,979万5,000円、軽自動車税には課税台数が減少しているものの、税改正により前年度当初より多い3,887万4,000円、たばこ税は減少傾向の中で4,671万1,000円としました。

町税全体では0.1%増の9億1,989万3,000円といたしました。

款2地方譲与税は、前年度より580万円減の5,320万円とし、うち項3森林環境譲与税は330万円を見込んでおります。

款6法人事業税交付金は350万円を見込んでおります。

款7地方消費税交付金は、県の算定と併せ保育料無料化による増額を見込み、1,700万円増の1億9,600万円といたしました。

款8環境性能割交付金は、前年度中途より新たに設けられた交付金であります。前年度の倍の額を見込んでおります。

款10地方交付税は、前年度より増額を見込み、18億9,300万円としました。

款14国庫支出金は2億4,592万7,000円計上してございますが、災害復旧費における負担金及び社会資本整備総合交付金の終了等により、7,814万9,000円減額となっております。

款14県支出金は、会染・中鵜地区の圃場整備に係る農地耕作条件改善事業が落ち着いたことに伴い、補助金も減るなどして、前年比7,793万1,000円減の3億276万5,000円としております。

款17寄附金は、前年度ふるさと応援寄附金が大幅に殖えたことにより、対前年比2,180万円増の5,171万円を計上いたしました。

款18繰入金ですが、財政調整基金のほか、てるてる坊主ふるさと応援基金を有効活用させていただくため、3億4,740万円を繰入れすることといたしました。

続きまして、歳出関係について説明申し上げます。

款1議会費は、議会運営費のため必要な経費及び人件費を6,361万4,000円計上いたしました。

款2総務費では、主なものとして一般管理経費は社会保障等に関するもの、庁舎管理経費

では役場庁舎 1 階の冷房設備のための工事費を計上し、文書広報費は郵便料などの経常経費を、企画費ではふるさと納税に係る経費、北アルプス広域連合への経常的な負担金、昨年度拡充しました移住定住補助金を計上しました。指定統計費では、5 年に一回行われる国勢調査の経費が盛り込まれております。

款 3 民生費では、養護老人ホームの運営、改築に関する負担金及び入所措置費、町社会福祉協議会への補助金、障害者福祉費及び福祉医療費に関する給付費、介護に係る保険・支援・予防などの事業に関する負担金や委託料、総合福祉センター及び福祉企業センターの管理費を社会福祉費として 9 億 5,215 万 3,000 円を計上しております。

また、保育園及び児童センターの運営経費、児童手当、子育て支援に係る費用を児童福祉費としては 3 億 9,460 万 2,000 円を計上いたしました。

款 4 衛生費は、安曇総合病院増改築工事補助金、予防接種・各種健診に係る予防費用など保健衛生費に 1 億 5,037 万 9,000 円を、清掃費では穂高広域施設組合負担金など 4 億 5,190 万 5,000 円をそれぞれ計上しました。

款 5 労働費では、新入社員歓迎会に関する経費と勤労者生活資金等預託金など 1,081 万 6,000 円を計上いたしました。

款 6 農林水産業費では、農業費として中山間地直接支払補助金、花とハーブの里づくり事業においてはハーブガーデン管理等委託料、農産物や特産品の輸出等を推進するため、地方創生推進交付金を活用した海外販路開拓等推進事業、土地改良費では、坂下地区等の水路に係る農業農村整備事業負担金、会染西部地区に関する圃場整備事業補助金など 3 億 4,652 万 1,000 円を計上いたしました。林業費では、松くい虫被害対策事業、猿対策等の有害鳥獣対策事業などの費用として 1,827 万 2,000 円を計上いたしました。

款 7 商工費は、商工振興費では、住宅リフォーム促進事業補助金や商工振興に関する各種補助金、創業支援及びものづくり産業に関する補助金を、観光費では、観光協会、観光推進本部、各種イベントへの補助金のほか、地方創生推進交付金を活用し、外国人旅行者誘致事業を展開するための費用など、総額で 1 億 2,740 万 3,000 円を計上しております。

款 8 土木費では、道路橋梁等の点検費用や点検において生じた工事費用、舗装修繕の工事に関する費用、道路改良事業では、辺地対策事業債を財源とする町道八代線の道路改良費用、その他クラフトパークの管理に関する経費、安全対策のため住宅・建築物安全ストック形成事業やブロック塀等除去に関する補助金など、総額で 4 億 7,706 万 1,000 円を計上いたしました。

款9 消防費では、常備消防費として北アルプス広域連合常備消防費負担金を1億4,704万2,000円、非常備消防費は分団交付金などの消防団活動のための経費を、消防施設費及び災害対策費では消火栓などの取替えや災害に備えての備蓄品の購入費用として、総額で1億8,163万6,000円を計上いたしました。

款10教育費は、教育総務費として、こどもの学び支援塾事業、信州池田町学びの郷保小中15年プラン事業、スクールバス運行事業など1億1,567万2,000円を、小学校費では、管理経費及び教育振興費として6,554万3,000円を、中学校費として3,751万8,000円を計上いたしました。

社会教育費では、交流センターの管理経費、公民館事業の活動経費、図書館、記念館、創造館の管理経費や美術館の指定管理委託料。保健体育費では池田松川施設組合負担金8,539万5,000円のほか、総合体育館、テニスコート、プール、農村広場等の各施設の管理経費や体育振興に関する経費として、総額で1億1,250万5,000円を計上いたしました。

款11公債費では、長期債元金及び利子等の償還として6億766万9,000円を計上いたしました。

款12災害復旧費では、昨年10月の台風19号により被災した町道609号線田ノ入地区における工事費など1,051万円を計上いたしました。

款13予備費は、前年度と同額の500万円を計上いたしました。

次に、議案第17号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ608万5,000円とするもので、令和元年度繰越予定額608万5,000円を歳入とし、歳出では、工場誘致等の事業が発生した場合のための科目及び予算を設け、残りは予備費に計上しました。

次に、議案第18号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億6,247万9,000円といたしました。昨年度と比較し保険給付が減少していることで、3,839万1,000円の減額となっております。

歳入では、国民健康保険税は被保険者数の減少等により、前年度対比で667万1,000円減となり、また保険給付費の減少を見込んだことで国庫及び県支出金も減少とする一方、繰入金には保険税の軽減対象となる世帯・人数の増加を見込み、昨年度より873万4,000円増額することといたしました。

基金繰入金では、国保税による被保険者の負担軽減等を図るために、前年度より1,100万円増の3,600万円を繰り入れることといたしました。

歳出では、款2 保険給付費を前年度より4,134万9,000円減の7億7,353万3,000円として計上いたしました。

款3 国民健康保険事業費納付金は、後期高齢者医療及び介護保険の給付増が見込まれることにより、前年度より445万1,000円増の2億5,915万9,000円といたしました。

款4 保健事業費では、人間ドック等受診者を対象に尿中食塩摂取量検査を引き続き実施するとともに、特定健診及び人間ドックの受診率向上に努めるなど、2,190万円を計上いたしました。

次に、議案第19号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億5,404万2,000円といたしました。

歳入では、保険料として1億1,710万円、事務費の分及び保険料軽減分に対して財政安定のための繰入金3,682万6,000円を主なものとして、それぞれ計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の1億5,332万3,000円が主なものであります。

議案第20号 池田町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ849万8,000円といたしました。前年度とほぼ変わらない予算総額となっております。

歳入では、水道使用料を236万4,000円、一般会計繰入金の613万2,000円を主なものとしてそれぞれ計上いたしました。

歳出では、簡水管理費として314万円、長期債の償還元金及び長期債償還利子として535万8,000円を計上しております。

次に、議案第21号 令和2年度池田町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度の業務予定量は給水戸数3,870戸、年間総給水量は102万5,000立方メートル、1日平均給水量を2,808立方メートル、主な建設改良事業は、施設整備事業として6,307万円を予定しております。

収益的収入は、営業・営業外収益、特別利益からなる水道事業収益は2億3,969万6,000円、支出では営業・営業外費用、特別損失、予備費を合わせた水道事業費として1億7,202万4,000円を計上いたしております。

資本的収入では、負担金、分担金が264万円、資本的支出では建設改良費、企業償還金で1億4,018万8,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億3,754万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金6,309万1,000円、減債積立金5,621万7,000円、建設改良積立金1,084万7,000円及び当年度分消費税、資本的収支調整額739万3,000円で補填することといたしました。

次に、議案第22号 令和2年度池田町下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業につきましては、令和元年度まで池田町下水道事業特別会計予算として位置付けていましたが、令和2年度より公会計に移行することとなり、予算については、先ほど説明させていただきました水道事業会計予算と同じスタイルとなっております。

令和2年度の業務予定量は、排水戸数3,300戸、年間総処理水量は90万立方メートル、1日平均処理水量は2,465立方メートルを予定しております。

収益的収入は、営業・営業外収益からなる下水道事業収益は4億7,607万8,000円、支出では営業・営業外費用、特別損失を合わせた下水道事業費として4億7,813万4,000円を計上しております。

資本的収入では負担金が250万円、企業債は2億1,050万円、他会計補助金は1億4,914万2,000円の、合計では3億6,214万2,000円とし、資本的支出では、企業償還金を5億1,166万円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億4,951万8,000円は、引継金2,700万円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,251万8,000円で補填するものといたしました。

また、特別的収入及び支出では、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ1,691万円及び393万円といたします。

以上、議案第16号から議案第22号まで一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

議案第16号中、歳入及び企画政策課関係の歳出について、丸山光一企画政策課長。

丸山課長。

企画政策課長（丸山光一君） それでは、議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算、当初予算について、歳入全般と企画政策課関係の歳出補足説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を49億1,200万円とし、対前年比では3.5%減となりました。

9ページの第2表を御覧ください。

地方債が起債されておりますが、令和2年度予算では7本の起債を予定しており、総額で6億970万円を限度額として設定をしました。

13ページから歳入の事項別明細書となっておりますが、主な点について御説明申し上げます。

13ページになります。

款1町税、項1町民税では、景気回復傾向の中で個人分については増収を見込んでいますが、法人分は令和元年10月より税率を7.2%に引き下げましたので、ほぼ前年度並みの4億4,451万3,000円としてございます。固定資産税は、前年度より宅地が0.15%下落したものの、家屋償却資産まで合わせますと、前年度並みの3億8,979万5,000円となりました。

14ページを御覧ください。

軽自動車税は、課税台数が減少しているものの、税率改正の対象となる車両台数について、たばこ税は、年々喫煙者が減っていく状況などをそれぞれ見込み、計上してございます。

町税全体では0.1%増の9億1,989万3,000円を計上し、構成比率では18.7%となっております。

16ページの款7地方消費税交付金は、県の算定と併せ保育料無償化による増額を見込み、1億9,600万円としました。

款8環境性能割交付金は、令和元年10月1日より自動車取得税が廃止されたことに伴い、新たに設けられた交付金ではありますが、令和2年度は令和元年中の実績を踏まえ12か月分を見込み、540万円を計上してございます。

17ページ、款9地方特例交付金は630万円見込んでおりますが、住民税から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の見込額から個人住民税減収補填のための特例交付金500万円を、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するための交付金として、節2で100万円、節3で30万円をそれぞれ計上してございます。

款10地方交付税は、社会保障費の増加と起債償還に係る事業費補正の増により、前年比1,160万円増の18億9,300万円を計上し、歳入構成比率では38.5%となっております。

18ページ、款11交通安全対策特別交付金は100万円を見込んでおります。

19ページを御覧ください。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は、老人福祉施設入所者負担金や保育料負担金を主なものとして、1,559万6,000円を計上してございます。

項2分担金、目1農林水産業費分担金では、県営圃場整備事業会染西部地区受益者負担金を主なものとして3,796万8,000円を計上してございます。

款13使用料及び手数料は6,616万円計上してございます。項1使用料は、総合福祉センターに係る使用料、ハープセンター使用料、道路使用料、住宅使用料を、項2手数料では証明閲覧手数料、可燃物手数料が主なものとなっております。

なお、交流センター使用料は、今年度から12か月分の計上となります。

22ページを御覧ください。

款14国庫支出金は2億4,592万7,000円を計上してございますが、目1民生費国庫負担金、説明欄の障害者総合支援給付費及び児童手当に係る負担金が主なものであり、国庫支出金の77%を占めております。

25ページを御覧ください。

款14県支出金は3億276万5,000円計上してございます。

目1民生費県負担金は、障害者支援に関する負担金のほか、国保及び後期高齢に關しての基盤安定負担金、児童手当負担金などにより県費の約半分を占めております。

また、27ページの目4農林水産業費県補助金、節9土地改良事業補助金、説明欄、多面的機能支払交付金では、各集落で取り組んでいただく農業の多面的な機能を保持する活動に対して4,836万6,000円を見込んでおります。

30ページの款16財産収入では、土地建物の貸付収入を主なものとして計上してございます。

31ページ、款17寄附金は、対前年比2,180万円増の5,171万円を計上してございます。

令和元年度のふるさと納税は、生産及び販売者側の努力と企画する側の取組により過去最高の実績となることから、令和2年度も今以上に取り組んでいきたいと思っておりますので増額をして計上してあります。

款18繰入金でございます。31ページの下になります。

款18繰入金ですが、財政調整基金2億7,290万円を初めとし、前年対比で7.1%減となる合計3億4,740万円の繰入れをすることといたしました。

款19繰越金は前年度並みで、款20諸収入は1億3,704万8,000円計上してありますが、そのうち項3受託事業収入では4,999万4,000円を見込んでいます。

なお、説明欄の057では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の受託料として930万1,000円を計上しています。

37ページの款21町債は、衛生債、土木債、臨時財政対策債など6億970万円を計上し、前

年比では4.7%減で、構成比では12.4%となっております。

続きまして、企画政策課の歳出関係について御説明を申し上げます。

44ページを御覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、目3 財政管理費は、前年度のような特別な委託業務はありませんので、経常的なものとして消耗品を8万2,000円計上してございます。

45ページを御覧ください。

目5 財産管理費では、520万9,000円お願いするものでございます。

説明欄の火災保険料は全ての公共施設の火災保険料であります。地域交流センターが建設されたことなどにより、前年度より増えてございます。

次に、目6 企画費であります。前年度より2,959万5,000円増の2億1,191万6,000円を計上してございます。

説明欄二重丸、ふるさと納税経費は、前年度のふるさと納税が大幅に増えたため7,397万7,000円を見込んでおりますが、主なものとして、ふるさと納税の寄附及び返礼品等に係る業務委託料として2,144万6,000円、ふるさと応援基金としての積立金5,060万円をそれぞれ計上してございます。

次に、46ページの説明欄、企画一般経費は2,116万8,000円を計上していますが、北アルプス広域連合経常経費負担金、地域おこし協力隊員が起業した際に支援するために、地域おこし協力隊起業支援補助金を主なものとして計上してございます。

47ページを御覧ください。

説明欄の情報処理費は3,834万1,000円となっておりますが、ソフトウェアシステム等の使用料及び負担金、業務用パソコンの更新のための購入費用を主なものとして計上しているほか、中間サーバープラットフォームを公開するための委託料を計上してございます。

48ページの説明欄二重丸、ブロードバンド整備管理事業では、光ケーブルに関する保守管理費用を主なものとして274万1,000円、交流事業は岡村西部自治会少年少女交流事業の委託料などで68万7,000円を、最下段の美しいまちづくり交流事業は、委員報酬などで9万2,000円計上してございます。

49ページ、説明欄の地域おこし協力隊活動事業では、協力隊員の旅費研修等、受講料、住居借上料などを計上しております。

Wi-Fiステーション整備事業は、電話料に対しての予算であります。

二重丸、移住定住推進事業では1,974万6,000円を計上してありますが、移住体験ツアーの

委託料などを計上し、また北アルプス連携自立圏として取り組む事業のための負担金として121万9,000円、昨年度拡充しました新築等に対しての移住定住補助金1,680万円が主なものでございます。

目7自治振興費では1,893万9,000円を計上してございますが、自治振興経費では会議に伴う自治会長等への謝礼、自治会活動ための交付金、コミュニティ助成事業への助成金が主なものでございます。

説明欄二重丸、学校基本統計調査費、工業統計調査経費等、各種調査経費についての予算が計上されておりますが、調査員等の報酬など、あるいは調査区域に関しての地図利用のための使用料を必要な経費として上げてございます。

一般会計の歳入及び企画政策課関係の歳出は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、総務課関係の歳出について、宮崎総務課長。

宮崎課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、総務課関係をお願いします。

その前に、1点お話をさせていただきたいと思います。

節の番号でございます。今まで7節賃金がございましたが、今度、臨時職員というものはなくて会計年度任用職員ということで、報酬という形で支払うようになるということで、7節がこの予算からなくなっておまして、それぞれ1つずつ番号が繰り上がってきておりますので、その点、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、予算書39ページのほうをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。前年度3,328万6,000円減の2億6,986万6,000円であります。

一般管理経費2,991万8,000円につきましては、会計年度任用職員の社会保険及び雇用保険料等の事業主負担、雇用者維持管理費等、職員厚生費、また他団体負担金等の経常経費でございます。

続いて、41ページをお願いいたします。

説明欄、庁舎管理経費であります。4,218万3,000円につきましては、庁舎関係の光熱費、宿直委託料、それと庁舎1階事務室へのエアコン設置工事費が主なものとなっております。

続いて、目2文書広報費であります。前年度93万9,000円減の1,646万2,000円であります。

内容的には、印刷機インク代、コピー用紙、参考図書追録代等の消耗品費、また郵便料、電話料、例規整備のためのシステム委託料が主なものとなっております。

48ページをお願いいたします。

目6の企画費のうち説明欄、広報広聴費の関係でございます。これが4月から企画政策課のほうに移行になるものでございますけれども、こちらについては広報いけだの印刷費、ホームページの保守管理委託料が主なものとなっております。

続いて、53ページをお願いいたしたいと思います。

目11防災対策費であります。前年度653万円減の642万円であります。防災対策事業費541万8,000円につきましては、防災行政無線点検委託料、気象観測システム使用料等が主なものとなっております。

続いて、54ページをお願いいたします。

空き家対策事業100万2,000円につきましては、空き家台帳システムの保守管理委託料、また取壊し等に係る補助金が主なものとなっております。

続いて、55ページをお願いいたします。

項2徴税费、目1税務総務費であります。前年比246万8,000円増の2,872万6,000円です。

こちらは一般職員及び徴収に当たる会計年度任用職員の報酬、手当等が主なものであります。

続いて、目2賦課徴收费であります。前年比614万4,000円減の2,078万5,000円です。

徴収一般経費につきましては、各種税金の電算システム業務委託料、エルタックスシステム委託料、長野県地方税滞納整理機構負担金等が主なものとなっております。

58ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費であります。前年度11万円増の83万1,000円です。選挙管理委員の報酬が主なものとなっております。

なお、委員につきましては4月改選となりますので、1か月分の報酬が重複して増額となっているところでございます。

目2選挙啓発費です。前年度同額の18万1,000円です。明るい選挙推進委員会委員の報償費が主なものとなっております。

飛んでいただきまして、115ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費であります。前年度1,376万2,000円減の1億4,704万2,000円でございます。こちらは北アルプス広域連合常備消防負担金が主なものであります。

目2 非常備消防費であります。前年度438万3,000円減の2,954万1,000円であります。

内容は、消防団員退職報償金、出勤に対する費用弁償、分団交付金ほか、消防車両、消防詰所の維持管理費に係る経常経費でございます。また、関係団体への負担金が主なものであります。

116ページをお願いいたします。

目3 消防施設費であります。前年度1万円増の315万6,000円であります。

主なものは、消火栓設置に係る更新工事の水道事業管理者への負担金が主なものでございます。

117ページ、目4 災害対策費につきましては、前年度21万1,000円減の189万7,000円です。こちらは非常食等の備蓄品購入経費でございます。

最後に、人件費の関係でありますけれども、各款ごとに計上させていただいております。地方公務員法の改正により、令和2年4月よりスタートします会計年度任用職員の報酬、手当、費用弁償につきましても人件費の中で明記をさせていただきました。147ページ、給与費明細書を添付してございますので、御参考に御覧ください。

以上、総務課関係の補足説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、議会事務局関係の歳出について、塩川議会事務局長。塩川局長。

議会事務局長（塩川利夫君） それでは、歳出の38ページを御覧ください。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費に6,361万4,000円を計上しました。

説明欄を御覧ください。

議会運営経費は5,232万8,000円の計上で、議員報酬、手当、共済負担金、議員研修旅費などが主な経費でございます。

次に、39ページ、議会事務局経費につきましては103万4,000円の計上で、議会会議録の作成委託料が主な経費でございます。

次に、議会報発行経費は98万2,000円の計上で、議会だより年4回の印刷費が主な経費でございます。

次に、60ページをお開きください。

款2 総務費、項6 監査委員費、目1 監査委員費に66万9,000円を計上いたしました。監査委員報酬、旅費などが主な経費でございます。

議会事務局関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、会計課関係の歳出について、伊藤会計課長。

伊藤課長。

会計管理者兼会計課長（伊藤芳子君） それでは、会計課関係、お願いいたします。

44ページの下段になります。

款2項1目4会計管理費であります。前年度より14万円減の218万2,000円計上いたしました。

主な内容は、各課で使用する一般事務用品、帳票類、プリンタートナーなどの消耗品費、窓口収納に係る手数料など役務費を計上しております。

会計課からは以上でございます。

議長（倉科栄司君） 説明の途中でありますが、この際暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

補足の説明を続けます。

議案第16号中、住民課関係の歳出について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の補足の説明を申し上げます。

51ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、8目の交通安全防犯対策費は589万1,000円を計上し、前年度と比べ90万8,000円の減となっております。

主なものでは、説明欄の下から2番目、交通災害共済掛金に190万円を計上しております。全町民全額公費負担となっております。

52ページを御覧ください。

9目バス等運行事業費は4,827万2,000円を計上し、前年比71万4,000円の増となっております。

主なものは、53ページ、説明欄1つ目のバス運転業務委託料の4,691万3,000円でございます。

53ページ、10目消費者行政費は74万円を計上し、主に連携自立圏で運営している消費生活センター負担金でございます。

次に、57ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は1,845万1,000円を計上し、前年比41万3,000円の減でございます。

主なものでは、電算委託料の371万5,000円、戸籍情報システム構築負担金の315万5,000円でございます。

次に、62ページを御覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、説明欄の二重丸の戦没者追悼事業、出産祝金経費、人権擁護委員経費、国民健康保険特別会計繰出金が住民課の関係でございます。

出産祝金経費は、3万円で45名を見込み135万円を計上しております。国民健康保険特別会計繰出金経費は6,165万6,000円の計上で、主に保険税軽減分、保険者支援分に係る法定繰出しでございます。

次に、63ページ、2目高齢者福祉費のうち説明欄の後期高齢者医療事業は1億6,771万7,000円を計上し、内訳は後期高齢者医療広域連合へ療養給付に係る負担金の1億3,088万9,000円と後期高齢者医療特別会計への繰出金3,682万8,000円でございます。

次に、69ページを御覧ください。

7目保険医療給付事業費は7,599万6,000円を計上し、前年比66万8,000円の増となっておりますが、主に人件費の増によるものでございます。

主なものは、4項目の福祉医療給付費の5,800万円でございます。

次に、71ページの9目国民年金事務費は742万4,000円を計上し、前年比133万1,000円の減となっております。こちらも人件費の減によるものでございます。

次に、77ページを御覧ください。

3款2項3目児童福祉費は1億1,992万5,000円を計上し、前年比572万5,000円の減となっておりますが、これは児童数の減によるものでございます。財源として、国・県の負担金が充当されております。

次に、85ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費のうち、説明欄の二重丸の環境衛生一般経費は857万円の計上で、主なものは、86ページ説明欄2つ目の池田松川施設組合負担金の葬祭センター分の677万7,000円でございます。

説明欄下段の二重丸、地球温暖化対策事業は、太陽光発電システム設置補助金として8件分の80万円を計上しております。

次に、87ページを御覧ください。

4目公害対策費は審議会開催経費として36万円、5目墓地公園事業費は相道寺墓地公園の管理経費として65万円、6目飼犬対策費は狂犬病予防事業費として19万3,000円を計上しております。

次に、89ページを御覧ください。

4款2項1目清掃費は4億5,144万4,000円を計上し、前年比1億7,742万6,000円の増となっております。ごみ処理に係る委託料や広域への負担金等が主なものでございます。

説明欄の中ほどより少し下の一般廃棄物収集委託料1,422万7,000円を計上し、収集した廃棄物をリサイクルに回す処理費用として、その下の一般廃棄物処理管理委託料580万2,000円を計上しております。

説明欄下から2番目の穂高広域施設組合負担金に4億386万3,000円を計上しておりますが、新ごみ処理施設建設の竣工年度となりますので負担金が増加をしております。

負担金の内訳は、運営に係る負担金が6,118万9,000円、建設工事に係る負担金が3億4,267万4,000円となっております。

建設工事に係る負担金の財源として一般廃棄物処理事業債の起債借入れを予定しておりますが、充当率90%、交付税措置50%の起債となっており、歳入に3億840万円を計上しております。

90ページをお願いいたします。

2目し尿処理費は、町内の公衆トイレ3か所の管理費で46万1,000円を計上しております。住民課関係は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

61ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、説明欄、社会福祉一般経費に3,716万5,000円を計上いたしました。

これにつきましては、町社会福祉協議会補助金、養護老人ホーム改築事業負担金が主なものでございます。

説明欄下段、福祉委員関係事業としまして650万4,000円を計上いたしました。これは福祉委員の報酬、民生委員の活動等が主なものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。

目2 高齢者福祉費のうち、説明欄、高齢者福祉事業としまして2,520万5,000円を計上いたしました。ここで主なものとしまして、養護老人ホーム等入所措置費に2,112万円を計上いたしました。

下段、目3 障害福祉費でございますが、2億3,908万2,000円を計上いたしました。総合支援法に基づく扶助費が主な支払いでございます。また、優先調達法による清掃業務をお願いする委託料、社協に委託をお願いしている地域活動支援センター扶助分も含まれております。

次に、65ページであります。

下段、目4 介護保険費として1億6,993万6,000円を計上いたしました。ここでの主なものとして、介護保険広域連合負担金に1億6,675万6,000円を計上いたしました。

次に、66ページであります。

目5 地域包括支援センター運営費として5,417万4,000円を計上いたしました。ここでは、従来から行っております介護保険事業に対する予算となっております。

次に、68ページであります。

中段、目6 介護予防・日常生活支援総合事業費としまして1,053万2,000円を計上いたしました。これにつきましては、北アルプス広域連合から介護予防事業を受託して事業を実施する経費でございます。

次に、70ページであります。

目8 総合福祉センター管理費として3,316万円を計上いたしました。これは総合福祉センターの管理経費となっております。

次に、71ページであります。

下段、目10福祉企業センター費として2,868万円を計上いたしました。ここでは福祉企業センター総務経費及び福祉企業センター授産事業費を計上いたしました。

続きまして、81ページであります。

下段、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費として8,608万2,000円を計上いたしました。保健衛生一般経費では、安曇総合病院増改築工事補助金として3,000万円を計上したほか、各種医療関係事業の負担金が主なものでございます。

次に、82ページであります。

下段、目2 予防費として4,333万3,000円を計上いたしました。ここでは、各種予防接種及び各種検診に関する経費を計上いたしました。

健康福祉課関係は以上です。よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、農業委員会、産業振興課関係の歳出について、宮澤産業振興課長。

宮澤課長。

産業振興課長（宮澤 達君） それでは、予算書の90ページからお願いをします。

90ページの下の方ですけれども、款5 労働費、項1 労働諸費、目1 労働諸費ですけれども、予算額1,081万6,000円ということで、対前年1万9,000円の増となっております。

主な内容ですけれども、長野県労働金庫に対する預託金と新入社員歓迎会の経費及び関係機関への補助というものとなっております。

それから、次の91ページの下の方からですけれども、農業委員会の関係ですけれども款6 農林水産費、項1 農業費、目1 農業委員会費ですけれども、1,668万1,000円で、対前年7万2,000円の増となっております。

農業委員12名、農地最適化推進員4名の報酬、事務局1名分の人件費、また、北アルプス地区農業委員会協議会の負担金というものが主な内容となっております。

92ページをお願いします。

目の2の農業総務費ですけれども、4,634万7,000円で、対前年238万8,000円の増額となっております。

主な内容ですけれども、職員8名分の人件費と公用車1台分の管理経費となっております。

それから、93ページをお願いします。

目の3の農業振興費ですけれども、6,815万1,000円の予算額となっております、前年比885万6,000円の減額ということになっております。

主な内容ですけれども、説明欄につきましては、94ページにありますけれども、中山間地域直接支払補助金、また各関係機関への各種補助金、交付金等が主な内容となっております。

それから、94ページの下の方からになりますけれども、花とハーブの里づくり事業としまして、主な内容ですけれども、95ページにありますけれども、ハーブガーデン等管理委託料1,381万6,000円というものが主な内容となっております。そのほか花とハーブの推進に関する経費であります。

それから、95ページから96ページにかけてですけれども、多目的研修集会施設管理経費で

すけれども、多目的研修センターの施設維持に係る経費というものが主なものになっております。

それから、地域おこし協力隊の活動経費ですけれども、主な内容としましては、協力隊1名分の1か月分の住居借上料というものが主なものとなっております。

それから、海外販路開拓等推進事業400万円ですけれども、これにつきましては、地方創生推進交付金を活用しまして、安曇野市と松川村との連携による日本酒輸出に向けましたプロモーション、また池田町としましては、マレーシアへの農産物等輸出に係るプロモーションのための経費を推進協議会のほうへ補助をするというものでございます。

それから、97ページですけれども、目の4の土地利用型農業活性化対策事業費ですけれども、107万円の予算ということで、前年比12万8,000円の減となっております。

集落農用地利用改善組合ですとか、農業再生協議会への活動の助成というものが主な内容になっております。

それから、目の5の農業振興地域整備促進事業費ですけれども、36万1,000円の予算額となっております。

農業振興地域整備計画に基づく農地の適正管理に必要な農地農家台帳データの更新業務というものが主な内容となっております。

それから、目の6の地域営農システム総合推進事業費ですけれども、387万3,000円の予算額で、前年比15万円の減となっております。

池田町営農支援センターの活動補助金ですとか、農地農家情報管理システムの保守委託料等が主なものとなっております。

それから、97ページから98ページですけれども、目の7の土地改良費ということで、本年度は2億1,003万8,000円の予算額ということで、対前年比1億621万9,000円の減ということになっております。

主な内容ですけれども、98ページにありますけれども、県営圃場整備会染西部地区に係る負担金と、あと99ページのほうにありますけれども、県営かんがい排水事業の利子軽減補助金、また多面的機能支払交付金等が主な内容となっております。その他関係団体への補助、負担金ということになっております。

それから、続きまして、99ページの説明欄の農業農村整備管理費ですけれども、主な内容としまして、農地耕作条件改善事業に係りますブドウの垣根の資材購入費等が主な内容ということになっております。

それから、100ページをお願いします。

項の2の林業費、目1林業振興費になりますけれども、1,715万9,000円で、対前年比599万5,000円の増となっております。

主な内容ですけれども、説明欄、林業振興事業につきましては、森林整備委託料ですとか、新規でありますけれども、森林環境譲与税の積立金を利用しました森林経営の管理区域の抽出委託料というものが主な内容となっております。その他関係団体への補助等となっております。

それから、101ページの真ん中あたりになりますけれども、松くい虫被害対策事業ということで、主要町道沿線の松枯れの伐採委託料、また自治会での薬剤防除等に関する補助金というものが主な内容となっております。

それから、説明欄の有害鳥獣対策事業ですけれども、主な内容としまして、有害鳥獣の駆除実施隊員の駆除に係る費用弁償ですとか、猿の対策委託料として300万円あるわけですが、これは猿に発信機をつけて、猿の群れの行動を事前に把握するというものですとか、あと地域での追払い等の取組を確立したいということで、そのものに使う経費を考えております。

それから、町単林道整備事業ですけれども、林道の維持補修ということで91万7,000円、事業費を計上しております。

それから、102ページの森林の里親事業ですけれども、本年度111万3,000円であります。主な内容としましては、支援団体の活動への補助というものが主な内容となっております。

それから、同じページの下のほうですけれども、款7商工費の項1商工費、目1の商工振興費ですけれども、本年度8,370万5,000円ということで、対前年273万2,000円の減額ということになっております。

主な内容ですけれども、103ページにあります経営改善普及事業補助金ですとか、商工業振興対策事業補助金、いわゆる商工会への補助ですとか、あと小企業振興資金の預託金等が主な内容ということになっております。

それから、103ページの下のほうですけれども、地域おこし協力隊の事業ですけれども、これにつきましては地域おこし協力隊、計上は2名分等を計上してありますけれども、住居借上料等が主なものということになっております。

それから、104ページですけれども、創業支援事業ということで、創業者への創業準備に係る費用ですとか、空き店舗活用に係る改修費用の助成を行うというものであります。

それから、続きまして、ものづくり産業クラスター形成事業ですけれども、298万6,000円計上してありますけれども、主な内容としまして、円卓会議の開催経費ですとか、中小企業の人材育成事業等産業力再興事業補助と、また池工のデュアルシステムの事業補助金等が主なものとなっております。

それから、105ページの説明欄、まちなかの賑わい拠点施設運営事業でありますけれども、シェアベースにぎわいの運営等に係る指定管理料ですとか、創出事業の委託料というものが主な内容となっております。

それから、目の2の観光費ですけれども、今年度3,858万6,000円で、対前年比1,951万2,000円の減額ということになっております。

主な内容ですけれども、観光の関係、106ページのほうに移っていただきまして、池田ふるさと祭り事業の補助金ですとか観光協会への補助金、また観光推進本部への負担金、ワイン祭り実行委員会への補助金、また他のイベントへの補助金、負担金というものが主な内容となっております。

それから、107ページの外国人旅行者誘致事業ですけれども、950万円あるわけですけれども、これにつきましても地方創生推進交付金事業を活用して誘客事業を進めるため、外国語案内看板の作成ですとか、海外エージェントの招聘といったものが主な内容となってきております。

それから、目3の大峰高原白樺の森管理事業費ですけれども、511万2,000円の予算となっております。対前年比は1万8,000円の減ということになっております。大峰生活環境保全林の借上料が主なものということになっております。

産業振興課と農業委員会の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、建設水道課関係の歳出について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

85ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項3目環境衛生費1,046万4,000円のうち、86ページ、説明欄の浄化槽対策経費に43万円の計上でございます。

内容としましては、公共下水道区域外での合併浄化槽設置に対する補助金が主なものでございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。

7目給水施設費は929万7,000円で、前年度対比9万9,000円増の計上でございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただき、飲料水供給事業の229万5,000円は、法道、坂森、三郷地区の給水施設における水質検査手数料のほか、施設管理に関わる経費を計上したものでございます。

続いて、簡易水道事業特別会計繰出金経費は613万2,000円の計上、次の高瀬広域水道企業団経費では負担金に87万円を計上してございます。

ページ飛びまして、108ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目の土木総務費は2,940万8,000円で、前年度対比710万7,000円減の計上でございます。

内容につきましては、説明欄、土木総務一般経費は299万4,000円で、道路台帳の整備などの土木一般管理経費と各種団体の負担金が主なものでございます。

109ページの2項道路橋梁費、1目の道路橋梁維持費は2,822万円で、前年度対比131万4,000円減の計上でございます。

説明欄の道路維持経費の753万9,000円ございますが、内容としましては、施設修繕料、補修用合材など道路の維持修繕に関わる経費でございます。

110ページ、説明欄、道路橋梁等の定期点検修繕事業の1,058万1,000円は、社会資本整備総合交付金により実施しております道路橋の点検で22橋の点検を予定し、併せて前年度までの定期点検で修繕が必要と判断された橋梁1橋の工事費用を計上したものでございます。

次の舗装個別施設修繕事業の1,010万円は、舗装修繕計画に基づき起債事業による舗装修繕1路線の工事費用を計上したものでございます。

2目の道路改良費は1億4,471万7,000円で、前年度対比7,747万2,000円減の計上でございます。

説明欄の道路改良事業では、継続事業の町道登波離橋線、町道八代線の2路線の道路改良を予定し、工事請負費を主なものとして事業費用を計上してございます。

4目の交通安全施設整備事業費は143万3,000円で、前年対比100万円減の計上でございます。街路灯の電気料、安全施設の修繕費用が主なものでございます。

続きまして、111ページ、3項河川費、1目の砂防費は、前年度と同額の125万7,000円の計上で、砂防、河川関係の各種団体への負担金が主なものでございます。

次に、2目排水路費は7万3,000円で、前年度対比100万円減の計上でございます。排水路

施設の修繕費用、原材料費を計上したものでございます。

続きまして、112ページ、4項都市計画費、2目公園事業費2,020万3,000円のうち、説明欄の公園管理等一般経費に140万7,000円の計上でございます。

内容としましては、東山夢の郷公園、高瀬橋東詰め緑地のほか、道路沿線に点在する緑地などの管理経費でございます。

114ページ上段、3目公共下水道事業費は下水道事業会計への繰出金に2億4,500万円の計上で、前年度対比263万1,000円増の内容となっております。

次に、5項住宅費、1目の住宅管理費は505万6,000円で、前年度対比299万2,000円減の計上でございます。

説明欄の住宅等管理一般経費の273万1,000円は、町営住宅の管理修繕費用のほか、豊町町営住宅改修費の償還に関わる家屋購入費が主な内容でございます。

次の住宅・建築物安全ストック形成事業の132万5,000円は、住宅耐震診断の委託料と耐震補強工事に対する補助金でございます。

説明欄下段のブロック塀等除去事業の100万円は、危険なブロック塀等の除去に対する補助金を計上したものでございます。

ページ飛びまして、145ページをお願いいたします。

12款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費は1,051万円で、前年対比2,085万円減の計上でございます。

説明欄の現年発生公共土木施設災害復旧事業に消耗品費を計上し、次の過年発生公共土木施設災害復旧事業には1,050万円の計上でございます。

過年発生の災害復旧につきましては、昨年9月の台風19号災害による町道609号線の田ノ入地区の復旧費用で、債務負担により令和元年度から令和2年度の2か年をかけて実施するもので、令和2年度分の復旧費用として工事請負費のほか、工事設計監督に関わる広域連合負担金を計上したものでございます。

建設水道課関係の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 次に、学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

予算書73ページを御覧ください。

77ページにかけまして、款3項2目1の児童福祉総務費といたしまして、2億3,937万

7,000円の予算計上をいたしております。

内容につきましては、認定こども園池田保育園と会染保育園の2園に関わる保育園運営経費といたしまして3,402万8,000円、人件費に2億53万9,000円、保育園認定事業に370万円というものが主な内容でございます。

特に金額の大きな予算科目といたしましては、人件費、そして保育園運営事業の中の給食材料費、続いて光熱水費という内容でございます。

次に、77ページを御覧ください。

目2 特別保育費といたしまして、501万8,000円の予算計上をいたしました。内容につきましては、一時保育関係の人件費と病児保育事業という内容でございます。

病児保育事業につきましては、12月議会一般質問でも取り上げられていた内容であります。来年度、北アルプス連携自立圏の枠組みで病児保育運営を行う予定であります。236万8,000円を計上しております。

次に、78ページを御覧ください。

目4 児童センター費といたしまして、1,813万2,000円の予算計上をいたしております。

主な内容につきましては、児童館2館分の管理経費と放課後子ども教室管理経費、また、人件費が主な内容でございます。

次に、79ページ、目5 子育て支援費といたしまして、1,215万円の予算計上をいたしております。

内容につきましては、次世代育成事業に762万8,000円を計上し、人件費といたしまして452万2,000円を計上しております。

次に、117ページを御覧ください。

款10項1目1 教育委員会費といたしまして、178万2,000円の予算計上をいたしております。

主な内容といたしましては、教育委員の報酬、市町村教委連絡協議会負担金が主なものでございます。

次に、目2 事務局費といたしまして、1億1,352万1,000円の予算計上をいたしております。

内容につきましては、事務局一般経費に4,802万9,000円、スクールバス運行事業経費に442万9,000円、人件費に5,970万1,000円という内容であります。

次に、予算書121ページを御覧ください。

目3 教職員住宅管理費といたしまして、36万9,000円の予算計上をいたしました。

内容につきましては、教職員住宅の管理費用でございます。

次に、項 2 小学校費、目 1 池田小学校管理費といたしまして、1,175万9,000円の予算計上をいたしております。

内容につきましては、光熱水費や委託料に関わる管理経費でございます。

次に、123ページになりますが、目 2 池田小学校教育振興費といたしまして、2,035万2,000円の予算計上をいたしております。

主な内容につきましては、パソコンリース料505万7,000円、消耗品費143万6,000円などの教育振興経費と町費支援員 4 名分と学校司書 1 名分の人件費が主な内容でございます。

次に、125ページをお願いいたします。

目 3 会染小学校管理費といたしまして、1,338万円の予算計上をいたしております。

主な内容につきましては、池田小学校と同様に、光熱水費や委託料に関わる管理経費でございます。

次に、127ページを御覧ください。

目 4 会染小学校教育振興費の関係でございます。2,005万2,000円の予算計上をいたしております。

主な内容につきましては、池田小学校と同様に、パソコンリース料、消耗品費などの教育振興経費と町費支援員 4 名分、学校司書 1 名分の人件費が主な内容でございます。

128ページをお願いいたします。

項 3 中学校費、目 1 高瀬中学校管理経費といたしましては、1,289万5,000円の予算計上をいたしております。

主な内容の関係でございますが、小学校 2 校と同様に、学校管理に係る経費が主なものでございます。

次に、130ページをお願いいたします。

目 2 高瀬中学校振興経費といたしまして、2,462万3,000円の予算計上をいたしております。

主な内容につきましては、小学校 2 校と同様に、消耗品費474万3,000円、英語指導助手委託料330万円などの教育振興経費と町費講師 3 名分と学校司書 1 名分の人件費が主な内容でございます。

続いて、135ページ、お願いいたします。

項 4 社会教育費、目 3 文化財保護活用推進費といたしまして、492万7,000円の予算計上をいたしております。

内容につきましては、新しい教育会館の管理経費を含めました文化財保護活用推進経費に

77万円と人件費の関係でございます。

次に、136ページをお願いいたします。

目5 記念館費といたしまして、116万5,000円の予算計上をいたしております。

内容につきましては、浅原六朗文学記念館に係る一般経費でございます。

最後に、139ページをお願いいたします。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費といたしまして、8,989万8,000円の予算計上をいたしております。

主な内容につきましては、池田松川施設組合への学校給食負担金8,539万5,000円を予算計上しております。

学校保育課関係の説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 議案第16号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。

下條課長。

生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係について御説明申し上げます。

113ページを御覧ください。

款8 土木費、項4 都市計画費、目2 公園事業費のうち、説明欄の二重丸、クラフトパーク管理経費であります。1,879万6,000円を計上いたしました。

主なものとしまして、美術館を含めクラフトパーク全体の電気料912万円及び公園管理委託料600万円が主なものでございます。

次に、飛びまして131ページを御覧ください。

款10 教育費、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費であります。4,842万5,000円を計上いたしました。会計年度任用職員の報酬3名分の638万3,000円が主なものでございます。

続きまして、132ページから133ページ、134ページにかけてでございます。

目2 公民館費は、2,146万4,000円を計上いたしました。

池田町交流センターかえでの光熱水費として962万8,000円を初め、交流センター管理経費として1,649万2,000円を計上させていただきました。

次に、135ページ下段を御覧ください。

目4 図書館費であります。1,860万8,000円を計上いたしました。

主なものとしまして、図書館管理システムリース料424万1,000円、図書購入費360万円、会計年度任用職員の報酬、常勤3名分プラス代替職員分として781万6,000円を計上いたしました。

次に、137ページの中段をお願いいたします。

目6 美術館費は、2,303万7,000円を計上いたしました。美術館におきましては、第2期3年目を迎えます指定管理料2,279万6,000円が主なものでございます。

目7 創造館費、こちらは506万1,000円を計上いたしました。施設管理委託料264万9,000円が主なものでございます。

次に、139ページ下段からを御覧ください。

項5 保健体育費、目2 総合体育館費であります。1,692万5,000円を計上いたしました。

総合体育館管理経費575万6,000円の主なものは施設管理委託料の249万7,000円です。次に体育振興経費の総額745万6,000円のうち、日体協からの補助金の最終年を迎えました総合型地域スポーツクラブ大かえで倶楽部への補助金355万円が主なものでございます。

最後に、142ページ、目3 体育施設費であります。568万2,000円を計上いたしました。

ここでは、テニスコート、プール、農村広場、河川敷運動広場などの一般管理経費を計上いたしました。

生涯学習課関係の補足は以上であります。

議長（倉科栄司君） 続きまして、議案第18号、第19号について、蜜澤住民課長。

蜜澤課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、議案第18号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計予算の補足説明をいたします。

歳入歳出の予算の総額は10億6,247万9,000円で、前年度に比べ3,839万1,000円の減となっております。

7ページの歳入を御覧ください。

1款1項の国民健康保険税は、1目一般被保険者1億7,725万8,000円、2目退職被保険者6,000円、合わせまして1億7,726万4,000円を計上し、前年度比667万1,000円の減となっております。主に被保険者数の減少によるものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

3款1項2目社会保障・税番号制度整備費補助金は、126万5,000円の計上でございます。

4款1項県補助金、1目保険給付費等交付金は7億8,455万1,000円を計上し、前年比3,956万1,000円の減となっております。これは一般被保険者療養給付費、高額療養費の減少によるものでございます。

次に、9ページ、6款繰入金の1項1目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定の

保険税軽減分、保険者支援分、財政安定化支援事業、出産育児一時金など法定繰入分として6,165万6,000円を計上しております。

次に、10ページを御覧ください。

2項基金繰入金は、国庫支払準備基金を前年度より1,100万円増の3,600万円で計上しております。県への納付金の財源が不足しておりますので、本年度も基金を繰り入れるものでございます。

8款諸収入、1項延滞金の関係は、1目一般被保険者で4万9,000円、2目退職被保険者で1,000円の計上でございます。

2項雑入では、第三者納付金、返納金、指定公費負担金をそれぞれ計上しております。

6目の雑入は、健診実費手数料など111万7,000円の計上となっております。

次に、12ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は387万5,000円で、主に電算処理に係る委託料等の一般管理経費、2目連合会負担金は55万円で、国保連合会負担金等に係る経費でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費は136万9,000円で、保険税徴収に係る経費、13ページにまいりまして、3項1目運営協議会費は国庫運営協議会開催に係る経費でございます。

下段の2款保険給付費でございますが、1項療養諸費では、1目一般被保険者療養給付費6億7,000万円、2目退職被保険者療養給付費100万円、次のページにいきまして、3目一般被保険者療養費700万円、4目退職被保険者療養費5万円、5目審査支払手数料260万円で、計6億8,065万円を計上し、主に一般被保険者療養給付費の減により前年比3,090万円の減となっております。

次に、15ページの2項高額療養費は、1目一般被保険者で9,000万円、2目退職被保険者で10万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費で10万円、同じく4目の退職被保険者高額介護合算療養費1,000円で、計9,020万1,000円を計上し、こちらも一般被保険者高額療養費の減によるものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

中段、2款4項1目出産育児一時金は、ここ数年の実績により4件を見込んで、168万円を計上しております。

5項1目葬祭費については、実績により100万円の計上でございます。

次に、17ページの3款国民健康保険事業費納付金でございますが、1項医療給付費分は1目一般被保険者分1億7,138万8,000円、2目退職被保険者分6万円、計1億7,144万8,000円を計上し、前年比207万6,000円の増となっております。

18ページに参りまして、2項後期高齢者支援金等分は、一般被保険者分6,624万8,000円、退職被保険者分1万4,000円、計6,626万2,000円を計上し、前年比371万3,000円の増となっております。

3項介護納付金分は2,144万9,000円で、前年比133万8,000円の減となっております。

県へ納める納付金の額の算定につきましては、平成28年度から平成30年度までの過去3年間の療養費実績を基に算出されております。

次に、下段、4款保健事業費であります。1項1目保健衛生普及費は158万1,000円、19ページにまいりまして、2項1目の特定健康診査等事業費は2,031万9,000円で、特定健診等委託料、人間ドック補助金が主な経費でございます。

21ページの6款1項1目の一般被保険者保険税還付金は、所得税の修正申告等による保険税変更に伴う還付のための経費となっております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案第19号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について補足の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は1億5,404万2,000円で、前年度に比べ1,633万4,000円の増となっております。

それでは、6ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収保険料8,200万円、2目普通徴収保険料3,510万円、合わせまして1億1,710万円を計上し、前年比1,597万9,000円の増となっております。これは、主には被保険者数の増加によるものでございます。

下段の3款1項一般会計繰入金は、1目事務費繰入金528万2,000円、2目保険基盤安定繰入金3,154万4,000円を計上しております。

次に、8ページの歳出を御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、主に保険証の郵送等で15万6,000円の計上、2項1目徴収費は、保険料の徴収に関する経費として、電算システムや納付書の郵送料など46万3,000円の計上でございます。

下段、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億5,332万3,000円を計上しております。

これは保険料、県広域連合事務費、保険基盤安定負担金を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上、補足説明を終わります。

議長（倉科栄司君） 次に、議案第20号、第21号、第22号について、丸山善久建設水道課長。  
丸山課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、議案第20号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度につきましては、歳入歳出総額を前年度より3万1,000円増の歳入歳出それぞれ849万8,000円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。

歳入の関係でございますが、1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料につきましては、前年度と同額の236万4,000円の計上でございます。

1段飛びまして、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は613万2,000円で、前年度対比3万1,000円増の計上でございます。

8ページの歳出をお願いいたします。

1款簡水総務費、1項1目簡水管理費につきましては314万円で、前年度対比3万2,000円増の計上でございます。

主なものとしまして、光熱水費の電気料で約132万円、水質検査手数料では66万円の計上など、簡易水道施設の管理経費となっております。

2款公債費、1項1目元金は442万9,000円で、前年度対比9万円増の計上でございます。

2目の利子では92万9,000円で、前年度対比9万1,000円減の計上でございます。

なお、9ページには地方債の残高を記載してございますので、よろしくをお願いいたします。  
簡易水道事業特別会計の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第21号 令和2年度池田町水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

2条につきましては、令和2年度の業務予定量でございます。

給水戸数3,870戸、年間総給水量102万5,000立方メートル、1日の平均給水量2,808立方メートルを予定してございます。

主な建設改良事業につきましては、施設整備事業に6,307万円を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は2億3,969万6,000円、支出では1億7,202万4,000円の予定でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は264万円、支出では1億4,018万8,000円の予定でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額1億3,754万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金6,309万1,000円、減債積立金5,621万7,000円、建設改良積立金1,084万7,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額739万3,000円により補填いたします。

続いて、2ページをお願いいたします。

第5条は、一時借入金の限度額を1億円と定めたものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合を、営業費用と営業外費用及び特別損失の各項間の流用と定めたものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与費2,755万6,000円となっております。

第8条は、たな卸資産購入限度額を428万5,000円と定めたものでございます。

3ページから5ページにかけては、水道事業の実施計画を記載してございます。内容につきましては、実施計画明細書で説明いたしますので、19ページをお願いいたします。

主立ったところの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきまして、水道事業収益の1項営業収益、1目の給水収益は2億783万3,000円で、前年度対比86万5,000円減の水道使用料の見込みでございます。

2目の受託工事収益は、前年度と同額の254万1,000円の計上でございます。内容としましては、消火栓修繕等の給水工事収益でございます。

3目のその他営業収益では150万7,000円で、前年度対比31万4,000円減の計上でございます。

主なものとしましては、手数料の審査手数料などで21万2,000円、委託料では広津簡易水道、飲料水供給施設の管理及び下水道量水器検針業務を上水道で受けておりますので、128万円を見込んでございます。

次に、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は預金利息34万2,000円で、年度対比7

万4,000円減の計上でございます。

2目の長期前受金戻入は、前年度と同額の2,746万8,000円の計上でございます。これにつきましては、補助金等により取得した固定資産の減価償却の見合い分を収益化したものでございます。

3項特別利益、1目過年度損益修正益につきましては、新たに科目追加したものでございます。

続きまして、20ページの支出についてお願いいたします。

水道事業費の1項営業費用、1目の原水及び浄水費は、職員1名分の人件費、水質検査等の委託料、施設の修繕費用など1,134万4,000円で、前年度対比19万3,000円増の計上でございます。

2目の配水及び給水費は、水道メーター交換委託料及びこれに係る材料費のほか、配水施設等の修繕費、電気料など2,283万6,000円で、前年度対比900万8,000円減の計上でございます。

21ページ、3目の受託工事費は、町から委託を受けて行う消火栓設置修繕経費221万9,000円で、前年度と同額の計上でございます。

4目の総係費は職員2名分の人件費、メーター検針、電算等の委託料など2,989万5,000円で、前年度対比67万8,000円増の計上でございます。

22ページ、5目の減価償却費は、建物、構築物、機械などの有形固定資産減価償却費に8,645万9,000円で、前年度対比277万5,000円増の計上、次の6目資産減耗費は構築物の除却費など410万円で、前年度対比207万円増の計上でございます。

次に、2項営業外費用、1目の支払利息は企業債利息314万7,000円で、前年度対比368万8,000円減、3目の消費税は水道会計の支払消費税1,100万円で、前年度対比300万円減の計上でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

ここでは資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきましては、資本的収入の1項1目工事負担金は加入分担金264万円で、前年度対比2万4,000円増の見込みでございます。

次に、支出につきましては、資本的収入の1項1目給配水設備費は8,397万円で、前年度対比9,380万円減の計上でございます。

内容では、水道水の安定した供給を確保するために、施工後40年以上経過し、管の劣化が

著しい配水管の布設替えと中央監視装置の更新施設整備費用が主なものでございます。

2項1目企業債償還金では5,621万8,000円で、前年度対比3,119万9,000円減の計上でございます。

ページを戻っていただきまして、6ページは、令和2年度の水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の営業活動は1億2,856万円の増加、2の投資活動で7,393万6,000円の減少、3の財務活動で5,621万8,000円の減少となり、これら3つの活動により現金は159万4,000円減少し、現金の期末残高は6億1,522万6,000円となる予定でございます。

7ページから12ページにかけては、給与費明細書でございます。

13ページには、前年度の予定損益計算書を記載してございます。

14ページ、15ページは、令和2年度の予定貸借対照表でございます。

14ページにございます資産合計は27億6,337万4,000円、15ページの負債合計は7億3,131万7,000円、資本合計は20億3,205万7,000円で、負債資本合計は資産合計と同額の27億6,337万4,000円となる予定でございます。

16ページ、17ページは前年度の予定貸借対照表を、18ページには注記表を記載してございますので、後ほど比較対照して御覧をいただきたいと思っております。

水道事業会計の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第22号 令和2年度池田町下水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第2条につきましては、令和2年度の業務予定量でございます。

排水戸数3,300戸、年間総処理水量90万立方メートル、1日の平均処理水量2,465立方メートルを予定してございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は4億7,607万8,000円、支出では4億7,813万4,000円の予定でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は3億6,214万2,000円、支出では5億1,166万円の予定でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額1億4,951万8,000円につきましては、引継金2,700万円、当年度分損益勘定留保資金1億2,251万8,000円で補填するものでございます。

第4条の2は、特例的収入及び支出で、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、

当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,691万円及び393万円でございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

第5条は、一時借入金の限度額を5億円と定めたものでございます。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、下水道事業債を1,000万円、資本費平準化債2億50万円としてございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合を営業費用と営業外費用及び特別損失の各項間の流用と定めたものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与費505万6,000円としてございます。

第9条は、下水道事業に充てるため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は2億4,500万円でございます。

3ページから5ページにかけては、下水道事業の実施計画を記載してございます。内容につきましては、実施計画明細書で説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

主立ったところの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、下水道事業収益の1項営業収益、1目の下水道使用料は1億7,978万6,000円の見込みでございます。

2目のその他営業収益は、工事申請手数料など18万円の計上でございます。

次に、2項営業外収益、1目他会計補助金は9,585万8,000円で、一般会計からの繰入金の計上でございます。

2目の国庫補助金は、社会資本整備総合交付金に820万円を見込んでございます。

3目の長期前受金戻入は1億9,205万3,000円で、補助金等により取得した固定資産の減価償却の見合い分を収益化したものでございます。

続きまして、19ページの支出についてお願いいたします。

下水道事業費の1項営業費用、1目の管渠費は、下水道台帳修正・台帳システム保守や修繕費、路面復旧費で155万9,000円の計上でございます。

2目のポンプ場費は、マンホールポンプ施設、通信電話料や電気料で226万8,000円の計上でございます。

3目の処理場費は、6,203万円の計上でございます。

主なものでは委託料の5,057万7,000円で、水質検査、汚泥処理、包括的長期民間委託などの維持管理費用でございます。動力費では、処理場の電気料に1,062万円を計上してございます。

4目の総係費は2,453万6,000円で、主なものでは職員1名分の給与、手当などの人件費と、20ページの委託料で企業会計システム電算経費、ストックマネジメント計画策定費用などに1,832万2,000円が主なものとなっております。

5目の減価償却費は3億1,522万7,000円で、建物、構築物、機械及び装置などの有形固定資産減価償却費でございます。

次に、2項営業外費用、1目の支払利息は、企業債利息5,583万8,000円、2目の消費税は下水道会計の支払消費税1,090万2,000円の計上でございます。

次に、21ページ、3項1目貸倒損失の30万円は、不納欠損の貸倒費用を見込むものでございます。

2目その他特別損失の547万4,000円は、公営企業会計移行に伴い消費税と賞与などの引当金を初年度だけ特別損失に見込むものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

ここでは資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきまして、資本的収入の1項1目工事負担金は受益者分担金に250万円の見込みでございます。

2項1目の企業債は2億1,050万円で、下水道事業債、資本費平準化債でございます。

3項3目の他会計補助金は1億4,914万2,000円で、一般会計繰入金でございます。

次に、支出につきまして、資本的支出の1項1目企業債償還金は、償還元金で5億1,166万円を計上してございます。

ページを戻っていただきまして、6ページは令和2年度の下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

1の営業活動は1億3,389万4,000円の増加、2の投資活動で1億5,164万2,000円の増加、3の財務活動で3億116万円の減少となり、これら3つの活動により現金は1,562万4,000円減少し、現金の期末残高は1,137万6,000円となる予定でございます。

7ページから12ページにかけましては、給与費明細書でございます。

13ページ、14ページは令和2年度の予定貸借対照表で、13ページにございます資産合計は88億641万4,000円、14ページの負債合計は84億427万5,000円、資本合計は4億213万9,000円

で、負債資本合計は資産合計と同額の88億641万4,000円となる予定でございます。

15ページ、16ページは令和2年度の予定開始貸借対照表、17ページには注記表を記載してございますので、後ほど比較対照して御覧をいただきたいと思っております。

下水道事業会計の補足説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 次に、財政計画資料について、寺島財政係長。

寺島係長。

財政係長（寺島靖城君） それでは、令和2年度財政計画について説明いたします。

お手元の財政計画資料を御覧ください。

この資料の説明につきましては、提案説明等と重複する内容があると思っておりますが、御了承願います。

それでは、1ページを御覧ください。

池田町会計別予算額の状況ですが、各会計の令和2年度当初予算額を前年度と比較したものです。一般会計と工場誘致等特別会計を合わせた普通会計の予算額は49億1,808万5,000円です。その下の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計予算を合わせますと12億2,501万9,000円です。

普通会計、特別会計を合わせた令和2年度予算総額は61億4,310万4,000円で、前年度に比べ1億9,902万6,000円、率にして3.1%の減となっております。

下の表は、水道事業会計及び令和2年度から公営企業会計に移行します下水道事業会計の予算状況となっております。

次に、2ページを御覧ください。

上段には町勢、中段には平成30年度会計別実質収支の状況、下段には公債の状況を載せてございます。

町勢の住民登録人口は平成31年3月31日現在で9,793人で、前年度に比べ187人の減少となっております。産業構成比は、平成27年国勢調査数値となります。

平成30年度会計別実質収支の状況は、昨年9月の決算議会で報告済みの歳入歳出決算の状況でありますので、説明は省略いたします。

公債の状況ですが、各公債費のそれぞれの令和元年度末残高、令和2年度の元利償還額、起債発行見込額により、令和2年度末残高を見込んだものであります。全会計の令和元年度末残高合計では95億8,708万2,000円の見込みであり、住民1人あたりに換算しますと97万8,000円となります。

次に、3ページの一般会計歳入歳出予算目的別一覧表を御覧ください。

内容は提案説明等のおりとなりますので、説明は省略いたします。

次に、4ページは、消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について社会保障施策に充当される経費を明確化したものであります。

次に、5ページの一般会計歳出予算性質別状況を御覧ください。

前年度予算額と比較額の大きい主なものについて説明いたします。

1番目の人件費は10億3,842万1,000円で、前年度当初比30.8%ですが、これは会計年度任用職員が制度化されたことにより、例年2番目の物件費に計上していた臨時職員賃金等を人件費に振り替えたことが主な要因です。

5番目の補助費等は6億9,194万4,000円ですが、これは移住定住補助金や給食センター分の池田松川施設組合負担金の増などが要因の一つとなっております。

6番目の公債費は6億766万9,000円ですが、これは平成29年度、平成30年度の池田小学校大規模改修工事等の元利償還が始まったことによる増が主な要因です。

なお、投資的経費の内訳につきましては、6ページの一般会計建設事業の実施計画書を御覧ください。

次に、7ページを御覧ください。

これまで御説明しました内容をグラフ構成により表しています。上半分が歳入を構成する経費で、右側が町税の内容となっています。また、下半分が歳出の目的別と性質別のグラフとなっています。

歳入の左側のグラフで網かけのところが自主財源で32.3%の割合、白抜きのところが依存財源で67.7%の割合となっています。自主財源で大きなウエートを占める町税の内訳は右側のグラフのおりで、昨年度とほぼ同等となる見込みです。

次に、下段の歳出のグラフの左側の目的別では、歳出総額に占める割合で最も大きいものは民生費で、以下、総務費、公債費の順となっています。右側の性質別経費を見ていただきますと、濃い網かけのところが義務的経費が42.3%、白抜きのところが投資的経費が14.8%、薄い網かけのところがその他の経費で42.9%を占めております。

次に、8ページを御覧ください。

実質公債費比率の推移を表したものであります。これは実質的な地方債の償還額が財政に及ぼす負担を表すことによって、財政が硬直化しないよう新たな地方債の制限等を行う目安となる指標です。中段に実質公債費比率の計算式がありますが、この計算式で算出した数値

が の単年度における実質公債費比率となります。

国・県へ報告し、公表される数値は、 の過去3か年平均の実質公債費比率の数値であります。この実質公債費比率が18%を上回ると、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債の借入れも許可が必要となります。下の折れ線グラフは、その推移を表したものです。

次に、9ページを御覧ください。

平成30年度の普通会計における決算、財政指標等を近隣市町村と比較した表を掲載しています。表の中ほどにある地方債現在高で、当町は49億5,900万円となっています。積立金現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の現在高で16億1,500万円となっています。

次に、10ページを御覧ください。

普通会計から水道会計までの全てにおける地方債の元利償還金の推移と未償還元金の推移を棒グラフにしたものです。町の実施計画に基づき3か年の実施計画書に計上されている事業の地方債を見込み、それ以降の継続が見込まれる事業についても地方債を考慮しています。

下段の未償還元金の推移につきましては、現時点で計画されている起債事業を予測しています。

次に、11ページから16ページにかけて、普通会計の町債の全ての明細を載せてあります。

17ページから18ページは、新たに令和2年度に元利償還が発生する予定の普通会計の地方債及び令和2年度に発行を予定している普通会計の地方債の状況であります。

説明は省略いたしますが、御参考にしていただければと思います。

以上で令和2年度財政計画についての説明を終了いたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

議案第5号より議案第22号まで、質疑、各担当委員会に付託

議長（倉科栄司君） 日程18、各議案ごとに質疑を行います。

議案第5号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第6号 池田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 池田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号 池田町地下水保全条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号 池田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号 池田町第6次総合計画の改定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） ちょっと説明でよく分からないものですから、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

17ページの花とハーブの里づくりの設計監理委託料、これは具体的にはどういう内容を委託されようとしているのか。

それから、その一番下の15010の工事費、これはポンプでしたよね。分かりました。そちらはいいですので、設計監理委託料、これについてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） ガラス温室についてが主になりますけれども、今、一応県道沿いから見ても余りちょっと目立たないというようなこともありまして、外観ですとか、あと中を少し寄ってもらいやすいようなものにしたいというように考えておるところでございますけれども、また予算決算特別委員会でも説明はさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） ガラス温室の関係については、以前もたしか生活の木に委託してやっているかと思いますが、その辺との整合性はどうなるのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 以前は大きな人の流れといいますか、見た後に出るところで買物をすればどうかとか、そんなような大きな流れだったんですけども、今回は一応少しゾーンの的にも体験できるゾーンとか、いろいろなことをちょっと考えた上で改修のほうを行

いたいと思っております。

以上になります。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点お願いします。

予算に計上されていないものですから、どのような対応をするのかということで、町民の皆さんが一番心配されていますのが、新型コロナウイルスへの対応でございます。

やはり国内での感染がもう始まってきておりまして、いずれにしても池田町に少なからず影響があるのではないかなというふうに危惧されるところでありますけれども、水際作戦、池田町に人が入ってこないようにすることはできないわけでございます。

その中で池田町としてはどのような、対策本部も設置されました。予算がそこには伴っていないので、この補正予算には上がってこないと思いますけれども、この新型コロナウイルスへの対応についてお聞かせいただければと思います。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 新型コロナウイルスの対策についてですけれども、現在とにかく一番大切なことは、各自が予防していくというところでは言われているところです。ですので、現在、手洗い、それからうがい、それから何よりもよく寝て、よく食べてというところで、うつらないような状況というところをつくっていくように各事業所、全庁挙げてという形で今現在やっているところでございます。

また、今後もう少し感染が強くなってきたときには、段階に応じて対策本部で話し合っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点追加で、対策方法は結構なんですけれども、予算に関係する面で言えばマスクの関係とか、アルコールの関係とか、市中にはなかなか出回らなくて、町民の皆さん、果たしてもう手に入らないのではないかなんて心配しているところもあります。

そんなところで町が対応できるところがあるのか、ないのか、その点について、町の公共施設には設置はされているんですけれども、それ以外にやはり高齢者とか、そういった方にそういった対応がとれるのかどうなのかも含めて、お聞かせいただければと思います。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 町のほうとして今現在考えているのは、約2万8,000枚の備

蓄がございます。それにつきましては、町での事業、各種講演であるとか、今後もう少し感染が広がってきたところで、講演会等の事業等、大勢が集まるところでは住民に配付をするというような形を考えております。

ただ、全員の方に、住民に一律お渡しするという形は、今の備蓄では難しいと考えておりますので、各種事業で対応していくという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） この補正には出てきていないんですけども、昨年、消費税が上がったのと併せて子育て世帯の支援策がなされましたけれども、それはどのぐらいの利用者があったのでしょうか。今の段階で分かりますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 現在まだ数的なところはつかんでおりませんので、また委員会等で報告していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について質疑を行います。

最初に、歳入全般、13ページから37ページについて質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点お願いします。

歳入の中に、基金の繰入金がかなり、3億4,740万円入っております。当初予算で昨年からは非常に基金の繰入れが大きくなっているわけございまして、基金も先ほど報告がありましたとおり16億円くらいしかないわけで、その点、非常に町民の皆さんも心配しているわけでありまして。

これは今後、当初でこれだけ取り崩して、ほかにも取崩しがあるかと思えますけれども、その基金の残高、当初予算ベースで基金の残高的には、この予算でいくとどのようになるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

企画政策課長（丸山光一君） それでは、ただいまの矢口議員の質問にお答えしたいと思います。

基金、いろいろ種類はございますが、恐らく焦点となってくるのは財政調整基金の部分ではないかと思えます。その点でいきますと、まだ令和元年度の基金の取崩しというものは、事業が確定していない関係で固まってははいないものの、大体、今、推測では残高が2億9,000万円ぐらいになるんじゃないかと、令和元年度ですね、になります。そうしますと、当初予算、令和2年度見込んである繰入金を除きますと、約1,700万円ちょっとというような形になります。

今回、骨格予算で組んだということもありまして、なかなか財源的なものがちょっと出てこない部分があるわけなんですけど、そうはいっても、そんなにたくさんは出てこないだろうと。恐らく、その分を足したとしても1億円以内ぐらいになるんじゃないかと思っています。

ですので、基金は、財政調整基金はそんな状況ですので、今後、事業とかそういったものには慎重に見直したり、経常経費の見直しを行っていかなければならないかなと思っているところであります。

財政調整基金に焦点を当ててお答えさせていただきました。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） ちょっとそれに関連してお聞きしたいんですけども、要は令和2年度末の財政調整基金が1,700万円くらいだというお話が今あったと思うんですけども、いずれにしても令和3年度の予算組みというのは、今まで財政調整基金からかなり回して予算組みをしてきたわけですから、それがほとんどもうなくなってしまうという現状の中で、今、予算の見直しというのをせざるを得ないということを言われたわけですけども、具体的に来年度どんな形でやっていこうとするのか。

これは非常に重要なことになってきますので、やはり議会にも示していただきたいし、町民にもある程度相談をして、こういう福祉のものがなくなってしまうおそれもあるんだよということも、場合によっては説明していかなければならないということがありますので、早

めにある程度示していただいて、私は削るというよりは、今の世の中の流れの中で、今の町民の状況の中で本当に必要なものは何なのかということをもっと明らかにして、必要な事業というのもっと明らかにして、これは今までにないものも含めてですけれども、それをスクラップ・アンド・ビルドではなくて、むしろビルド・アンド・スクラップの観点で見直しを図るべきではないかというふうに私は考えておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

企画政策課長（丸山光一君） その点につきましては、優先順位を事業の中でつけていかなければいけない部分がありますとともに、あとやはり削れない部分というのはあるかと思えます。ただし、そうはいても、やはり財政運営ができないといけないということもありますし、基金頼りではなく、ここまで減ってくると、逆に積み立てていかなければいけないという部分も当然あるかと思えます。

そんな中で、取りあえず令和元年度閉まったところで、また令和2年度につきましては、今回、当初予算は骨格予算ということではありますが、この骨格予算の後、肉づけ的なような補正予算が出されてくるんですが、そこでは相当ちょっと慎重に対応していかなければいけないと思えます。

そんな中で、劇的に今まで行っていた事業等がなくなってしまうことで大きな影響がないようにしたいとは思いますが、そのバランスはよく慎重に各課にも投げかけていきたいと思えます。

また、公共施設など、これから計画策定していくわけなんですけど、その統廃合とかを含めてなんですけど、これはあくまでも行政主導で全部こうやりますよ、だからこのようにお願いしますというわけではなくて、町民の皆さんにお聞きしてやっていくものであります。そういったこともありますので、町民の皆様の御意見というものも、ある程度尊重していかなければならないと思っておりますが、いずれにしろお金あつてのことですので、慎重に対応していきたいと思えます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点大きなことをお聞きいたします。

骨格予算ということでもございましたけれども、この財政計画資料を見ますと、昨年度比3.5%しか下がっていないというのは現状であります。もっと10億円くらい下がるのじゃな

いかなという予想もあったんですけれども、実際算出してみると、ほとんど下がっていないというところであります。

そんな中で、来年度の予算編成の方針、どのような方針で、このように予算編成を組んだのか。骨格予算というのは分かっているんですけれども、予想以上に減っていないものから、やはりそういったところ、減らしたところはどんなところなのか、また、継続してこういったものはやらなければいけないものもあろうかと思えますけれども、そのような、今、財政係長も見えていますので、そういった中で予算編成の方針についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

企画政策課長（丸山光一君） 確かに、49億円ということで、骨格予算にしましたら非常に大きい予算だと思います。ただし、やはり継続事業を行ってきているということで、どうしても国から補助をいただいたりして継続しているもの、これを突然やめることはできないという中で、こういったものはどうしても入れていかなければいけないというところがあります。

そんな中で、じゃ、何を削るかといいますと、やはり必要以上にお金をかけているところはないかというところは、当然全般的に今回の予算査定においても、各課に対してかなり厳しく査定をしてきたつもりでございますが、あと、やはり人件費的なところも本当に適正な人数であるかどうか、そういったところも踏まえながら、全て事業全般について行ってきたところがあります。

そんな中で、これだけ大きいというところがありますが、この社総交事業もこれで終わります。繰越明許の部分も町道の関係等がありますが、そうすると、今、ブドウ畑の関係とか、会染西部の圃場とか、そういった大きいものもございしますが、そこら辺の大きいものは継続したり進めていかなければならない部分であります。ほかに大きいものについては極力もう抑えてといいますか、どうしてもやらなければいけないものもございしますが、もう少し先のほうで見据えてやっていくと。

それについては、当然、実施計画等、そういったものを計画と整合性を取りながら行っていきたい。今現在はそのようにしまして、予算査定を進めてきたところがあります。

今後、先ほども申し上げましたが、また肉づけをしていく際にも、より一層厳しく見て行っていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 今、歳入の項目ですので、本来は、歳出のところで質問出ればお答えしようと思いましたが、関連でありますのでお答えしますけれども、今、企画政策課長の言ったとおりです。

そこで具体的に申し上げますと、まず扶助費ですね、毎月毎月やっている扶助費、障害者の給付金だとか、そういったものにつきましては、たとえ骨格であっても、ほぼ通年分見ていかなければいけませんので載せてあります。

ただ、同じ扶助費でも、在宅介護金だとか、あるいは敬老祭の費用、これにつきましては秋から冬に申請があって支給するというものでありますので、それらにつきましては、もう当初から落とさせていただいてあると。あくまで補正対応といったような積み重ねになっております。

その割には落ちていないということになってくるわけですが、一番は起債事業があります。これは起債のヒアリングは春先に行われまして、もうそのときに計画書を出さないと夏以降に借入れができないということがございますので、起債事業につきましては、ほぼ全部載せなければならないという事情がございまして、落とせる予定だったところがなかなか落ちなかったというのがそのような背景にあります。

以上です。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出関係について質疑を受けます。

まず、第1款議会費、38ページから第2款総務費、60ページまでについて質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、61ページから第4款衛生費、90ページまでについて質疑はありますか。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） 66ページなんですけれども、包括支援事業が前年比と比べて大分落ちているんですけれども、この前、大北の広域議会があったんですが、その予算も非常に

落ちていて、やはり新しく介護保険になって、新しくというか、今7期になってから非常に使い勝手が悪いというか、利用したくても利用できない、介護保険料も上がっているし、利用料も上がっている段階で、やっぱりその辺が問題だなと思ったのですが、これは具体的にどんなふうに落ちているのかお聞きいたします。

それから、もう一点、病児保育、77ページなんですけれども、もう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの質問にお答えします。

地域包括支援センターにおきまして、現在、全体的に申請の人数が減ってきております。先ほど議員のほうから使い勝手が悪くなっているというところでのお話がありますけれども、相談あるケース、使い勝手が悪くて介護保険のほうに移行できないとか、そういうようなものはなく、総合事業であるとか、その他の事業等で対応しているところです。

もし現状、池田町でそのようなケースが実際ありましたら、また一報いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、この中に在宅給付金の金額が落ちているので、その分もお金のほうが落ちているということですので、よろしく申し上げます。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 77ページの病児保育事業の関係でございます。

236万8,000円を令和2年度予算計上しておりまして、細かい内容についてもうちちょっと説明をということでございますけれども、現在のところは、市立大町総合病院におきまして令和2年度には病児保育を北アルプス連携自立圏の枠組みで行うということは決まっておりますけれども、1月30日にその圏域の小部会のほうで話を聞いたところによりますと、具体的な開始月ですとか病室のところも、まだ具体的には決定していなかったということですので、もうしばらく時間がかかるかと思えます。

説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） さっき副町長のほうからちょっと説明があったりしていたんですけども、ちょっともう一回確認の意味でお聞きしたいと思いますけれども、今度の来年度の予算を見て、前年度と比べてなくなっているのが長寿祝い金101万円、それから敬老祭交付金の317万6,000円、それから在宅介護者給付金というようなものがなくなっているわけござい

ますけれども、これは補正の中の対応で復活を考えているということによろしいのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） そのときの財政状況にもよりますが、基本は補正対応ということで考えております。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） もう一個お聞きしたいんですけれども、福祉有償サービス事業補助金というのがございます。これが去年は168万8,000円あったんですけれども、今回は71万5,000円ということでございますけれども、平成30年度の実績を見ますと130万9,000円ということで、もう明らかにこれは予算が足らなくなるんじゃないかということが予想されるわけですけれども、もしそういうことが起こった場合には、それは増やしていただけるのかどうか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 今回この減額になっているのは、週3日使っていた透析の方が亡くなったことによる減によるものです。ですので、また必要に応じて増えてくれば、また対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、90ページから第7款商工費、107ページまでについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、108ページから第9款消防費、117ページまでについて質疑はありませんか。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 道路舗装費300万円がなくなっちゃっているわけですが、これは自治会要望に対する予算だったと思います。それから、河川改修事業費、これも107万円から7万3,000円というふうに大幅に減っちゃっているわけですね。これも自治会要望に対する対応だと思いますけれども、それも併せて必要に応じて、また復活ということはある得

るということによろしいでしょうか。

議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） ただいまの御質問の内容でございますけれども、舗装費、また排水路費の関係でございますが、これは主には自治会要望に対応した経費ということになってございますので、まず6月、また9月、その自治会の要望の中でまたそのときに計上を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、117ページから第13款予備費、146ページまでについて質疑はありますか。

10番、服部議員。

10番（服部久子君） 119ページです。放課後子ども教室なんですけれども、前年より大分運営事業費が下がっているんですが、これは任用職員のお金がほかに行ったということでこんなに下がったんでしょうか。ちょっと教えてください。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの質問にお答えします。

こどもの学び支援塾の関係の予算計上額でございますが、人件費の関係が主な内容になりますので、若干、会計年度任用職員の制度変更に伴うものが影響あるということでは言えるかと思えます。

〔発言する人あり〕

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 失礼しました。

一番下段の放課後子ども教室の運営事業の関係につきましても、先ほどお答えしましたとおり、会計年度任用職員の関係の人件費に影響があると思えます。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） まずは今言った人件費もありますが、去年は環境整備してございました。エアコンを設置したりだとかいろいろしましたので、その分が令和2年度はもう事業完了ということで、普通建設費の部分でも、この部分につきましては落ちております。落ちていくというか、なくなったと、もう事業完了ということで。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

再度お尋ねをいたします。

議案第16号 一般会計の予算について、全般について質疑はございませんか。

9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） 要望ですけれども、毎年、新規事業とか拡充事業、これに対する説明資料というのを出していると思うんですけれども、今回も我々の立場とすれば、説明しやすくしていただくために資料を出していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

企画政策課長（丸山光一君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

例年、町の分かりやすい予算書というものを作っているんですが、今年も例年どおり、今、作成している途中でございます。骨格予算であります、一応現在作っておりますので、またそれを町民の皆様にもお知らせする予定でありますので、そんなところで御理解いただければと思います。

議長（倉科栄司君） 9番、薄井議員。

9番（薄井孝彦君） もし間に合えば、会期中に出していただければありがたいということですので、よろしくをお願いします。

議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

企画政策課長（丸山光一君） 今回、非常に議会が早いということで、できるだけ早く作りたいとは思いますが、できるだけ努力はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） ほかに全般について質疑漏れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号 令和2年度池田町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号 令和2年度池田町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点お願いいたします。

6ページの資料なんですけれども、ちょっと私も目がしょぼしょぼしてきて申し訳ないんですけども、これは水道事業の予定キャッシュフローと書いてあるんですけども、これは下水道事業のキャッシュフローなのか。下水道事業のほうでよろしいですか。それだけ、すみません。

議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） 大変申し訳ございません。この水道事業となっている、この前の部分に下水道事業ということで御理解をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

議長（倉科栄司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号より第22号までの質疑を終了します。

議案第5号より第22号までを各担当委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をいたさせます。

塩川議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（倉科栄司君） ただいまの付託表により、各担当委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号より第22号までを各担当委員会に付託することに決定いたしました。

#### 散会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時58分

令和 2 年 3 月 定例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 令和2年3月池田町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和2年2月25日(火曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(11名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 松野亮子君 | 2番  | 大厩美秋君 |
| 3番  | 中山真君  | 4番  | 横澤はま君 |
| 5番  | 矢口稔君  | 7番  | 大出美晴君 |
| 8番  | 和澤忠志君 | 9番  | 薄井孝彦君 |
| 10番 | 服部久子君 | 11番 | 那須博天君 |
| 12番 | 倉科栄司君 |     |       |

#### 欠席議員(1名)

6番 矢口新平君

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |                |       |
|-----------------|-------|----------------|-------|
| 町長              | 麿聖章君  | 副町長            | 小田切隆君 |
| 教育長             | 竹内延彦君 | 総務課長           | 宮崎鉄雄君 |
| 企画政策課長          | 丸山光一君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 伊藤芳子君 |
| 住民課長            | 蜜澤佳洋君 | 健康福祉課長         | 宮本瑞枝君 |
| 産業振興課長          | 宮澤達君  | 建設水道課長         | 丸山善久君 |
| 学校保育課長          | 寺嶋秀徳君 | 生涯学習課長         | 下條浩久君 |
| 総務課長補佐<br>兼総務係長 | 山岸寛君  |                |       |

事務局職員出席者

事務局長 塩川利夫君 事務局書記 矢口富代

### 3月定例議会一般質問一覧表

| 番号 | 質 問 者      | 質 問 要 旨   |
|----|------------|---|
| 1  | 5番 矢口 稔議員  | 1. 北アルプスの景観を守る取り組みについて<br>2. 新しい教育大綱の周知、推進方法について<br>3. 新しい教育（オルタナティブ教育）への取り組みについて               |
| 2  | 9番 薄井孝彦議員  | 1. 通学路のブロック塀安全点検など、防災対策について<br>2. 高齢者の健康確保・低栄養の改善に向け、配食サービスへの財政支援を<br>3. 町が「短歌・俳句の里」になるよう具体的対策を |
| 3  | 10番 服部久子議員 | 1. 教員の変形労働制はどうなるのか<br>2. 気候変動への具体的取り組みを<br>3. 女性の社会進出を町はどう進めるか<br>4. 国民健康保険の負担の軽減を              |
| 4  | 4番 横澤はま議員  | 1. 池田町第2次教育大綱の方向性について<br>2. 学校における食育充実のための運営管理体制について  |
| 5  | 1番 松野亮子議員  | 1. 香害について   |

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、6番、矢口新平議員、病气療養のため、また、吉澤代表監査委員、所用のため欠席との報告がありました。

一般質問

議長（倉科栄司君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順といたします。

職員をして一般質問の一覧表の朗読をいたさせます。

塩川議会事務局長。

塩川局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（倉科栄司君） これより一般質問を行います。

矢口 稔 君

議長（倉科栄司君） 1番に、5番の矢口稔議員。

矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） おはようございます。

5番の矢口稔です。通常ならば3月に開かれる定例会、若干早いわけではございますけれども、一般質問のほうをさせていただきたいと思っております。

今回は、大きく分けて2つの点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目は北アルプスの景観を守る取組についてであります。今年度の事業実施に伴い、今回質問をさせていただきました。

我が町は、北アルプスの展望、景観が優れているとして、近年多くの人々から愛されています。特に平成7年に設置されたあづみ野池田クラフトパークは、池田町の代表的な公園とともに、公園から望む北アルプスが癒しの空間として、毎年多くの方々が訪れております。昨年4月1日からは、さらに景観を見ながら癒しを得ていただこうと、教育委員会としてクラフトパーク振興計画が施行されました。また、面的な景観保全の取組として、池田町土地利用計画が平成23年3月に策定され、平成29年10月1日に更新をされたところであります。

そこで、質問のほうなんですけれども、土地利用計画にない景観を阻害する可能性がある構造物について、お尋ねをしたいと思います。

現在、クラフトパークの周りでワイン用ブドウ圃場が造成されています。工事自体はほぼ完了しておりますが、附帯工事としてワイン用ブドウ栽培における消毒の際、付近に薬剤が飛び散らないように防薬ネットの工事が進められています。その高さは4メートル、地上高4メートルという大きなものです。当初からの地元住民からの要望でもあり、防薬ネットの必要性は理解できます。しかし、区画を全て取り囲むように設置する必要性はあるのでしょうか。

クラフトパーク振興計画では、振興施策としてパーク内外の施設を有機的につなぎ、協力し合い、効率的な発展を目指す。パーク内には、北アルプス展望美術館、創造館をはじめとした様々な施設、中略ですけれども、ブドウ畑、トレッキングやマウンテンバイクで利用される東山、ウォーキングロードとして利用される山麓線など、地形に由来する施設などがあります。それぞれが協力し有機的なつながりを持つことで、より効果的な事業展開が望めますとあります。

ワイン用ブドウの圃場を整備することについて、クラフトパーク振興計画を所管する教育委員会ではどのような協議がされたのでしょうか、まずお尋ねをいたします。

議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

〔生涯学習課長 下條浩久君 登壇〕

生涯学習課長（下條浩久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

クラフトパーク振興計画の連携施設としてブドウ畑が明記されておりますが、これはクラフトパークに隣接する施設のうちのブドウ畑という意味であり、今回御質問の圃場は、クラ

フトパークからある程度離れており、クラフトパークと一体感があまり生じない位置にあるため、ぶどうの圃場整備についての協議は行っておりません。

今後、必要が出てきた場合は、協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 協議はなされていないということでございました。この定義が、クラフトパークの敷地内というよりも、やはり地元の方が気にしているのは、クラフトパークの一番上に展望台がありますけれども、そこから見た姿がクラフトパークの一体化を目指すものだということなんですよね。その中で、やはり今回圃場となっているところは、明らかにそこに防薬ネット等が張られてしまうと、クラフトパーク全体としての魅力が低減してしまうということを危惧されておりました。やはり、俯瞰的なところから見ることによって、要するに面的なクラフトパークではなくて、上から見ることによって、やはりそういった影響があるのではないかなという話でした。今回、協議なされてなかったということが明らかになったので、また、そういったところの面的なところも必要なんですけれども、空間的なところも、ちょっと注視をしてお願いしたいなと思います。

その中で、協議はなされてなかったということですが、今度は担当課が変わりまして企画政策課のほうになるかと思っておりますけれども、町の土地利用計画では、方針の中に良好な田園の保全、継承と発展のための開発とのバランスの確保を挙げております。その中で、町の財産であるこの良好な環境や景観を継承しながら、町の持続的な発展を進めていくために、保全と開発とのバランスに留意した土地利用の実現を目指しますとあります。これを所管する企画政策課では何らかの協議があったのか、お尋ねをいたします。

議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

企画政策課長（丸山光一君） お疲れさまでございます。

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

防薬ネットの設置に当たって、池田町の土地利用及び開発指導に関する条例第22条に基づき町が行う開発事業でありますので、開発事業の手続は適用外となり、また、工作物について高さ13メートルを超えるものではありませんので、特に問題はないと判断しております。

よって特別な協議はありませんが、同条例第15条の建築物等の周辺景観との調和では、周辺の景観との間に違和感のないものとするように努めなければならないとされております。

また、同条例において町の責務として土地所有者等及び事業者に対して適切な指導と、事業者は関係法令の遵守ということがうたわれております。農薬の観点では、農林水産省から農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令において農薬使用者の責務が示され、併せて住宅地における農薬の使用についてという通知からは遵守する事項が示されるとともに、周知、指導のお願いがされています。

開発事業として協議までとはいきませんが、事業を行うに当たり、地域住民の要望と付近を利用される方及び車両等の安全確保等に最大限の対策をすることと併せ、できるだけ景観への配慮をしていくことは重要だと思いますので、その点について企画政策課と産業振興課で話をして、考え方や方向性について共有をさせていただいております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 土地利用計画では、そんなにも適用外のところが多いという形だったと思います。そんな中で、私この課題が出てきたときに企画政策の担当者に聞きましたら、全く協議がそのときはなかったんですね、実際。それで、え、そんなことあるんですかみたいな形なものですから、やはりそういったところがちょっと、今回の件は、やはり振興課の担当職員は非常に真面目で実力のある係長なものですから、本当に一生懸命取り組んで、本当に影響のないといいますか、そういう農業の分野としては要するに完璧な仕事をされるということだったんですけれども、やはり景観の問題、要するに景観の視点というところが、どうしても産業振興課では農水省の省令等を持ってこななければいけませんので、なかなかできないわけで、そこの落ち度があったとは思っておりません。

しかしながら、やっぱり調整役、やはりそのバランスですよ、そこのバランスをどうやって取っていくかというところが、今回すごい重要になってきたかなというふうに思います。

当初、私はこの計画に、地元ということもあって責任を持って賛成してまいりました。しかし、竣工前の段階になって、高さ4メートル、約5メートルおきにポールが立ち、青色、今は緑色とされておりますけれども、1ミリのネット、1ミリの穴が開いてあるネットで全体に覆われてしまう、そんな光景になってしまう。これは、地元住民皆さん、それぞれそんな光景は見たくないということでございました。

他の町内にあるワイン用ブドウ園場を見ても、防薬ネットはほとんど存在していない。また、地元の住民の皆さんの要望は、家の周りや畑に防薬ネットをお願いしたいということだ

けでございました。また、耕作者の皆さんも、10年前後と言われる防薬ネットの交換の際の負担も、設置されるネットの長さが伸びるほど負担が増加してしまいます。

このことも、先日、地元で協議を持たせていただいたんですけども、耕作者のある方は、4メートルの高さの防薬ネットが設置されるということを聞いてなかったと言うんですね。そして、4メートルの防薬ネットを設置されてしまうと、今度風通しが悪くなって、より病気が発生してしまう可能性が出てくると。幾らそういう基準があるとしても、どこも4メートルのネットを張っているところも近隣では見当たらないし、かえってそれを張ることによって病気が蔓延して、また農薬を使わなくてはいけなくなると。そして、しいては、言われていたのは、やはりここに耕作を決めたんだけど、この4メートルの防薬ネットを張り巡らされてしまうと経営計画を見直さなくてはいけないということを言われておりました。

やはり、そういったところ、景観の問題、耕作者の視点、また、そういう農薬の防薬の視点、様々な視点を今回調整しなかったところが、今頃になってといいますか、こういう張る直前になって様々な課題が出てきているのかなというふうに思います。

やはり北アルプスの景観を眺望する、産業振興課の担当者は、やはり安全第一でいきたい、しかしながら、やはり地元の要望としては、この景観がやはり宝物だから、その景観を生かして、ぜひ防薬ネットの高さを4メートルではなくて2メートルぐらいにしてもらえないかとか、様々な意見が出ているわけでございます。

この点、町の代表でもある町長としてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 一般質問、大変御苦労さまでございます。

ただいまの矢口稔議員の御質問にお答えをしたいと思います。

鷓山地区におきます圃場整備の薬剤飛散防止対策につきましては、事業導入前における地元説明会のときから要望が出されておりました。その後、事業実施段階での鷓山地区、洪南地区における事業説明会におきましても、薬剤飛散に対する対策を求められてきております。

設置範囲につきましては、地元における説明会において出された要望、また、耕作者の方と話し合いをしながら、スピードスプレーの使用は否定できない条件の下で、その使用時における飛散距離50メートルを基本に設置範囲を検討してまいりました。

また、国の農薬飛散対策技術マニュアルに基づき、垣根仕立ての果樹園でのスピードスプレー使用においては4メートルから5メートルの高さが必要とされていることから、高さ4メートルとし計画を進めてまいりました。

なお、ネットは収納式となっておりますので、農薬散布時以外は閉じていただくよう耕作者に協力を求めてまいります。

また、防薬ネットの耐用年数につきましては、使用の状況にもよりますが、おっしゃるとおりおおむね10年程度と言われております。更新の際におきましては、耕作者と十分協議をしてみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） それは、産業振興課ベースの話だと思うんですね。それは何度も聞いていて、4メートル、5メートルの話、スピードスプレーの50メートルの飛散の話、地元住民の方もみんな理解はしているわけです。

だけど、やはりそれよりも増して、ここの景観をどう今度守っていくのか、やはり4メートルの建物の1ミリのネットが全部張られてしまうと、もう景観、もうおりの中にいるような住民の人たちも考えられてくるわけです、全体ですからね、圃場整備全部。それが4メートルの高さでそれを張り巡らされてしまうと、それもどうしても要するにその景観を守ることができない。また、今度、移住者の人たちも、移住されてきた方も、やはりそのネットには反対の立場の方がほとんどであります。

そして、耕作者の方に聞いても、前の晩に翌日の天気予報を見て農薬の散布をするかしないかを判断すると。その段階になって、防除ネットの開け閉めは全くできない。言うならば、そうやって町のことを全部そのままのみにすると、4月から9月いっぱい全部農薬のネットを張ったままにしておかないと、開ける手間が全部です、全週ですからね、とてもそれは対応できないという話を耕作者の人はしておりました。なので、耕作者の人からしても、やはりネットの維持管理の面からしても、最低限にしてほしいということは明確でありました。

やはりそういったところ、要するに今度は景観の視点というのは、町長はどのように、あのところは4メートルのネットが覆われて半年間見られなくなっても問題ないというふうに考えているんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問ですが、私は事業を推進するために一番大事なものは、地域住民の皆様の御理解と、また考え方を十分行政として受け止めていくということかなと思います。その過程において、ちょっと順序等の違いがあったということも若干聞いており

ますけれども、十分な話し合いの下に、景観も含めて、しかし、その次に来るのはやっぱり安全性ということだろうと思います。本当にこの基準以下のもので安全性が保てるんだろうかというところに行きますし、なかなか判断が難しいところもあるかと思いますが、住民の皆さんと十分やっぱりコミュニケーションを取って意見を伺う、耕作者の皆さんとも十分話し合いをしていくというところから結論を導き出すということが肝要かなと考えております。

景観がいいとか悪いとかというのはありますけれども、なかなか実際に設置してみないとなかなか見えない、どんなふうになるのか、頭の中で今考えている段階ではありますので、ちょっとその辺では実際どうなのかなという疑問は残るところでありますけれども、とにかく十分話し合っただと進めていくべきだと考えております。その中で皆さんの御意見を十分考えたいなと思っております。ということで、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 住民、また耕作者の皆さんと議論を重ねていくということは一番大事なことだとは思いますが。

そんな中ですが、事業の終了期間といいますが、そういったものも迫ってきているというのも事実でありまして、結論もある程度急がなければ、今度ブドウの農家の皆さんがもう植え始めてしまいますので、そういったところもやはり注視していかなければいけないかなと思います。

今議論の中で一番地元の人たちも一番苦労しているのは、これは国の事業、国の補助金を利用した事業ですので、もしそこで張ってみて駄目だったから、その防薬ネットを除去してしまうということができないということなんですよ。それで、さらにまた、もう一個、今度は足りなかったところに防薬ネットをつけてくれといったところも、今度は国の補助が今度受けられないのでそれも不可能だということで、そこも要するに地元の人たちはすごく議論が今出てきているところであります。

しかしながら、原点では、先日の話の原点では、やはり必要最低限のところには防薬ネットをつけてほしい、やっぱりそうじゃないところには、あえてそういう人工物を置くことによって町全体のイメージダウンにもつながりますし、そういったところも危惧されております。

それと、先日ワインの研究会があったんですけども、そちらのほうでも銀座NAGANOの要するに今度売るほうの方ですね、売るほうの方の話をお聞きしました。そしたら、や

はり実際現地を見て、あそこのところだったらすばらしいワインは取れるだろうと。でも、今度は全国各地でもうワイナリーブーム、ワイン圃場がどんどんできている中で、どうやって売っていく、ストーリーを作って売っていかないと、もう売れない状況にはなっているんだよということを指摘されました。その中で、あそこに4メートルの防薬ネットできるんですけれどもと言ったら、もう間違いなく、その圃場での売り方が今度は見通せなくなるので、単なる要するにブドウのもので売っていくしかしようがなくなると。要するに付加価値をつけて、北アルプスが見えるところで取れたブドウですよという売り方がなかなか難しくなりますということをはっきり言われておりました。

なので、国の基準はあるんだけれども、今後要するに生産者の方とか耕作者の方、また、そういったところから見ても、池田町の要するにそういったワインのブランド化につながるところにもやはり着眼点を置いてネットの設置を最小限にしていかないと、今度はできたはいいけれども、買ってくれる人がいないという話になってきてしまいますので、そういったところが一番重要なところかなというふうに思います。

いずれにしてもこの議論、今現在進行形ですので、また町長も含めて、また担当課長等も含めて話し合いを進めていかなければならないと思いますけれども、今町長の話聞いたんで、担当課長のほうとしても、もう一度要するにしっかりと議論をし、防薬ネットの全体像も含めて再検討をするということによろしいでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 先日20日の日も、一応どこのところにネットを張るかということの確認はさせていただきましたけれども、また、事業の前には、もう一度さらに確認の作業のほうを進めていきたいなというように考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひそこら辺のところをお願いしたいのと、やはり4メートルにこだわる必要が全然ない。国の基準だと4メートルなんですけれども、あそこのこういうのり面があるところで、もう既にのり面もあるところもあたりとかして、果たして本当に4メートル必要なかというのが、地元の人も多い意見です。そして、耕作者の方は、4メートル張っちゃうと、かえって今度は中のブドウの病虫害が発生してしまうので止めてほしいということも明確に言っておりますので、やはりそういったところをしっかりと踏まえて事業を

進めていていただきたいと思います。そちらのほうは、明確にお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、このような土地利用計画にはない景観を阻害する可能性がある構造物について、課を超えた協議やある程度の規則、ルールづくり、それは仕組みづくりとも言えますけれども、必要だと私は強く今回のことを思って感じました。その点について町の考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

企画政策課長（丸山光一君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

景観を阻害する可能性がある構造物に対しては、引き続き慎重な対応が必要であると認識はしております。時代が経過していく中で社会状況も変わり、それに伴い安全面も含めて規制についての見直しが必要とされることも出てくるかと思えます。その際は、よく検討した上で、計画や条例等の見直しをしていきたいと考えております。

なお、現行の条例において、土地利用の調整協議が必要ないものであっても、町長が町づくりを行う上で特に影響があると認めた場合は、開発事業の手続が必要であるということが条文にうたっておりますので、現段階では状況に応じて必要であれば適用し、対応していきたいと思っております。

開発などの土地利用に当たっては、安全面にも気を配りながら、住民等の意見を尊重し、また、役場組織においても横の連携をしっかりと行い、景観や周辺の環境に配慮した開発を誘導できるように努力したいと考えます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） それをどこが担当するかということも、ある程度決めておくことがあろうかと思えます。今も産業振興課の中では本当にどんどん進めていって、いいもの造ろうというふうにやっているんですけども、やはり視点がそこしか、農業振興の視点しかないものですから、やはりそういったところを、景観とか、あと、今回のところも学校の通学路にも面しているところもあれば教育委員会とか、やはりそういったところ、あと、周りにも防火水槽の関係があれば総務課とか、様々なところがやはり一つの事業でも関係してくる事業なんですよ、今回のものについても。最近では町のほうでも早朝の課長会議等も開催されて、今朝も行われたような感じなんですけれども、そういった取組もやはりこういったぜひ横のつながりを強くするために活用していただいて、産業振興課で推進するのはいいんです

けれども、いや、ちょっと待てよ、ここの視点からはどうなんだろうということ、ぜひ皆さんの意見を一つにして町づくりに生かしていただけたらと思います。

最後にお聞きしますけれども、この町をどのようにしていきたいのか、町長の最後に決意といたしますか、景観を中心としたこのすばらしい町をブドウとどのようにやっていくのか、最後に町長のお言葉をお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 私、美しい町づくりということで取り組んでまいりました。そういう観点からいきますと、景観は非常に大切な要素であります。それと同時に、この東山一帯が農業の振興という意味でブドウ栽培に非常に適しているということの観点から、今圃場整備が進められてきております。一番やっぱり課題になるのは、やっぱりブドウ栽培における農薬の散布というところにあるのかなと。このすみ分けといたしますか、どこでどういうふうこれを協調をとっていくのか、これは大きな課題だなとっております。今御質問ありましたけれども、本当に理想としては景観を大事にしながら、しかも農薬の影響のないような耕作というようなところを求めていきたいとっております。そういうことでは、住民の皆さんとも再度であります十分話し合いながら、景観また安全面含めて納得のいく方向で取り組んでまいりたい、そんなふう考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 町長の思いをお聞きしましたけれども、やはり地元の人たちの話を聞いても、防薬ネット張るのが、圃場が先か、道路が先かみたいな話になっていて、圃場が後からできたからネットを張らなければいけないみたいな話なんですけれども、中之郷地区にしてもクラフトパークの下の圃場にしてもネットがないわけなものですから、そこですごく違和感を感じているというのが、それで、何か問題が起きているかといったら、直接的な問題は多分届いてないと思うんですよね。それで、やはりそういった看板を、最小限の看板を設置して、農薬の散布中ですよとか、そういったものでも十分対応できるのではないかなというのが、地元の要するに意見であります。何しろ、地元の住宅と隣接しているところは、住宅の方が要る、要らないという判断ができるんですけれども、それ以外のところですね、公道に面したところ、道のところとか、あと田んぼとの境とか、そういったところは、結局は私たちは意見言えないんじゃないかと、地元の人たちは危惧しているわけです。なので、

やはりそういったところを大局的な見地で、やはりちょっと見ていていただきたいと思います。非常に魅力的な事業でありまして、もう最後の90%まで来ておりますので、産業振興課長、本当に力を入れて頑張っていますので、そういったところも応援しながら、しっかりとした町づくりに結びつけていただければと思います。

それと、もう一つ、鶴山地区には説明が結構いっているんですけども、浜南地区、隣の地区にはなかなかまだ情報がいっていないということも、私のところにも寄せられてきましたので、同じ情報を浜南、隣の地区の方にも伝えていただきたいと思います。本当に圃場に何かブドウ植えるみたいだけれども何になるのという、本当に隣の方からも言われているくらいですので、そういったところもつけ加えて、しっかりとお願いしたいと思います。

続いて、2番目の質問に移りたいと思います。

新しい教育大綱の周知、推進方法についてであります。

新しい第2次教育大綱が、この1月からスタートいたしました。1月下旬には各家庭にこのように教育大綱が配付をされました。御覧いただいているものと思います。「子どもがまんなか、未来を拓くひとづくり」という比較的分かりやすいキャッチフレーズがつけました。令和15年までという長期にわたる池田町教育の屋台骨でもあります。これからの周知と推進方法が大切になると思います。一部に、どうしても大綱という行政用語的な言葉もあり、近づきにくい雰囲気醸し出しているところもあります。いかに具体的にこの大綱を知っていただき、理解してもらうのか、推進方法についてお尋ねをしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

1月から運用が始まりました第2次教育大綱は、昨年の策定のプロセスでも、子供から大人までできるだけ多くの皆さんの思いや考えをお伺いしながら検討を重ねてまいりました。まずは、そのこと自体が池田町の教育大綱の存在を少なからず町民の皆様にご存知いただくことにつながっていると考えておりますが、今後さらに大綱をどのように周知し、その内容の理解、促進を図るのかというお尋ねにつきましては、現在主に2点考えております。

まず、1点目ですが、とにかくできる限り大綱そのものを見ていただく機会を増やすということ。広報いけだと一緒に全戸配布したことや、役場はじめ町内の複数施設で自由にお取りいただけるように常備したり、町内の様々なイベント等の機会にも配布したり、日常的にインターネットその他でも発信したり、さらには町外、例えば県知事や県教育委員会、県内76市町村の教育長宛てに送付をしたり、町外の様々な教育イベントでも配布するなど、とに

かく町内外問わず、池田町第2次教育大綱の存在を周知することで、結果として町民の皆様  
の目に止まりやすくなり、意識していただけるようになると考えております。

2点目でございますが、策定のプロセス同様に、今年も1年かけまして教育大綱の内容に  
ついての町民説明会や保小中の保護者の皆様や子供たちを対象とする学習会等も継続的に開  
催したいと考えております。

この大綱は、町や教育委員会が一方的につくったのではなく、町民と共に検討したもので  
あり、ぜひ自分たちの大綱だと感じてもらえるように、大綱を入り口として、池田町がこれ  
から目指す子育てや教育の在り方について一緒に対話を深めていきたいと考えております。

とかく大綱や計画はつくるのが目的のように勘違いされることもございますが、池田町  
の第2次教育大綱は、今後15年かけて、町民の皆様の主体的な対話の中でさらに豊かに進化  
していくことを期待しております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 今2点の答弁がございました。できる限り見ていただく機会を増やす  
ということ、また、町民説明会等を開催していくという、具体的な施策と申しますか推進方  
法が示されました。

なかなか本当に教育委員会がやること自体が、本当に一般町民の方は固く感じてしまっ  
ているところがあるので、さりげなく、教育大綱を知っていただくということをメインにする  
のも大事なんですけども、ほかのこういう事業とかに絡めて、実は教育大綱ではこんなと  
ころがあるんですよと言ったほうが、何かすごく教育大綱を知るといよりも、何かの事業  
を通じて、結局は教育大綱を知るといったことも非常に有効ではないかなと思います。

私も教育大綱できてから、やはり町外の方から、池田町何か変わりそうだね、やっぱり何  
か違うことやっているよねというような声をやっぱり多く聞くようになりました。やはりそ  
れだけ期待している、町の中の人外の人も期待していますので、ぜひ具体的に様々な事業  
の中で、今回コロナウイルスの影響とかでなかなか人が集められないわけではございますけ  
れども、ちょっと小さいところでも学校内では、本当に保護者の参観日のときとか様々な機  
会があるので、単なる子供を見に行くのも、やはり私もそうですけれども、マンネリ化とい  
いますか、先生も大変だし保護者も大変だしという形ですので、そういったところをちょっ  
と一工夫していただいて、ちょっと違った視点で見ていただいて、だからこういう教育を今

やっているんですよというのにつなげていけば、関心も高まるのかなと思いますので、ぜひそういったところも併せて検討をお願いしたいと思います。

引き続き、子供たちへの分かりやすい大綱の理解について質問させていただきます。

やはり子供たちへの理解が本当に大切であります。大綱の中にも、子供たちが心がけることの文章は振り仮名が振ってあります。これも子供たちへの配慮が感じられ、よい取組だと私は思います。このほかにも、子供たちへ伝える手段や方法として何か計画されているのか、お尋ねをいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

現在、子供たちにも読みやすい内容で、かつ親しみやすいデザインの、教育大綱を紹介するためのリーフレットを作成中でございます。年度内には完成させたいということで作業を進めております。

併せて、さきの答弁とも重なりますが、大綱の検討段階でも行ったように、大綱の内容も絡めながら、子供たちとできるだけ直接対話できる機会をつくり、池田町の教育や未来は自分たちのものであること、そして、自分たちがそれらをよりよく変えていくことができるのだということを自覚してもらえるように働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） リーフレットを作りつつあるということもありますけれども、直接対話もいいんですけども、やはり先生が間に入ったりとか、具体的にどの方がやるのかによっても結構違ってくると思うんですけども、その点は直接対話の方法的には何か考えていますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 直接ということについては、大綱を策定するときにも授業をお借りして、その時間に直接子供たちとお話をするということは、ぜひまたお願いしたいと思っています。

今御指摘いただきましたように、現場の先生方にもまずはしっかり理解をしていただくということは力を入れていきたいと思っていますし、これは校長、園長たちとも日々この大綱については方向性をしっかり共有をするということは、かなり私自身も強く意識をしている

ところでございますので、まずは現場の先生方に正確に大綱の理念や目標というものを理解していただくと。そういったリーフレットを使って、私だけでなく、現場の先生方も同じように子供たちと対話をしていただけるような、そんなことも先生方をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 先生方の協力を得ながらということだとは思いますが、なかなか先生方も忙しい中ではございます。また、そういったところも配慮しながら、お願いしたいと思っております。

そんな中で、やはり年代に応じて伝え方が変わってくると思うんですね。私なんか考えるには、保育園の子供たちにはやはり紙芝居方式で、あの要するに大綱の中身をすごくかみ砕いて、みんなに守られているんだよという意識を与えるような紙芝居方式とか、それで、やっぱり小・中学校になってくると、やっぱり寸劇とか、そういうものがやっぱり入りやすいというところもあって、手法の一つとしては、過去に健康福祉課か何かは、やはり減塩とかそういう食生活の改善とかというときには、町民の皆さんが結構保健補導員の皆さんとかが中心となって、そういった小劇団みたいなものを作ってPRして、何とか理解をしてもらうように努めたというケースもありました。なので、その年代、年代に応じて様々なこと、紙芝居だったら1個作っておけばいろんなところで使えますし、こういうママさんたちのグループの中でも読み聞かせみたいなことも可能かなと思っておりますので、年代年代に合ったそういったツールとして教育大綱を、15年ありますので、その最初の段階としては、周知の段階として、こういう子供たちに合ったこういうツールの開発というものも研究していったほしいなと思っておりますけれども、その点についてお聞かせください。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 具体的な御提案、ありがとうございます。今御指摘いただいたようなことも含めまして、ぜひ現場の先生方にも創意工夫をしていただきながら、現場の先生が伝えやすい方法、また、子供たちが一番理解しやすい、そういった方法、そういったツールの開発も含めて、しっかり検討したいと思っております。ありがとうございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひお願いしたいと思います。教育委員の先生方にも、それを得意とする方も中にはいらっしゃいますので、ぜひそういったところも發揮していただいて、いいものを子供たちに伝えていっていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

引き続き、また、教育関係ですけれども、新しい教育、オルタナティブ教育への取組についてお尋ねをいたします。

現在、町内の子育て中の母親グループが積極的に勉強会を開催しております。以前の池田町では見られなかった動きであります。子育ての当事者として、現在の公教育の在り方や新しい教育についてみんなで学んで理解しようと取り組んでいます。その動きについて町はどのように理解しているのでしょうか。子育ての期間は長いようで短いのも事実です。鉄は熱いうちに打てのことわざのとおり、教育委員会と連携して取り組めるところは多いと感じますが、オルタナティブ教育について、教育委員会の考えをまずお聞かせいただきたいと思えます。

私も図書館に行ってみましたら、新書としてイエナプランの実践ガイドブックが置いてありました。図書館、最近本当に新しい新刊が、町の動きとともに新書を用意していただくということは、非常にありがたいことかなと思います。私もこれ読んでみると、ああ、そうだなというところもあるし、ハードルも結構高いなというところも実感しているところであります。

やはり子育てグループの方々が一生懸命こういったところを勉強しているというところは、大事にしていかなければいけないなと思っているんですけども、それも含めてこの取組についてお尋ねをしたいと思えます。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

私が教育長に就任する以前の一昨年あたりから、町内外の保護者の方が中心となりまして、これからの子育てや教育について考える活動が始まったと理解しております。

その中でも、ネクストいけでゅという池田町在住の4人の母親たちが共同代表となって立ち上げました新しい教育について学ぶことを目的とする活動には、私も高い関心を持っており、公私にわたって協力し、応援しているところでございます。

第2次教育大綱の基本理念のとおり、学びの主人公は子供自身であり、自分たちが受ける学校教育や暮らしている地域の教育環境については、子供と保護者、また先生方が自分事として考え、関わるべきだと考えております。その観点からも、当事者である保護者の主体的

な教育活動は大綱の理念と合致するものであり、町として歓迎すべきことであると考えております。

オルタナティブ教育のオルタナティブには「選択可能な」とか「もうひとつの」という意味がございます。つまりオルタナティブ教育は、子供や保護者が主体的に選択できる多様な学びの総称として使用されております。

大綱には、子供一人一人の多様性を最大限尊重し、それぞれの能力や個性が豊かに育まれ、それぞれの幸せな人生を実現してほしいという思いが込められておりますが、そのために子供や保護者が多様な学び方や教育環境を主体的に選択できるように、町として幾つかの選択肢を用意することが必要であると考えております。

日本の学校教育が画一的であるという問題認識は、以前から多くの人たちが共有するところでありますが、今後ますます変化が激しくなる社会の中で子供たちが自信を持ってそれぞれの持てる力をしっかり発揮するためには、一律に与えられる環境に慣らされるのではなく、自分自身の進むべき道を自ら判断し、決断できる力をぜひ獲得してほしいと願います。そもそも選択肢がなければ選ぶようもないのでありまして、選択し、決定する力を育むためには、すべてにおいてオルタナティブ（選択可能）な状態を保障することが不可欠であるというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） オルタナティブ教育も様々なパターンがありますし、池田町に取り入れられるものも多くあると思います。やはり今子育て中のネクストいけでゆの皆さんも一生懸命活動している、資金のない中で活動して、また時間もなかなかないということで、非常に苦労されていることも伺いしております。やはりそういったところも、ぜひ町も相談に乗っていただいているとは思いますが、引き続きそういった支援も温かく見守るとともに、協力できるところは協力していただければと思います。

やはり選択可能なというところが一番大事でございまして、やっぱり選択可能な感じなんですけれども、親が誘導してしまっているところも、私も含めて感じております。保育園にしても、今は認定こども園、また認可外のこども園も今はあるわけございまして、ぜひそういったところも含めて、教育委員会としてできるかどうかは別としても、保育園に上がる前の段階の方には、多分保育園に入るかどうかの説明を、例えば今町の保育園に入るときは

秋口ぐらいにやっていますけれども、それを例えば一緒に認可外のこども園の人たちも来て、要するに選択できるような環境にする、池田町の子供たちは認定こども園にも入れるし、シユタイナーのおひさまのほうにも入れるということを要するに保障する、それも一つの選択肢だとは思いますが、ぜひそういったところも具体的に取り組めるところ出てきていると思いますので、そんなところも取り組んでいただければいいのかな、その点について一言だけお聞かせください。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今御指摘のように、選択するためには、それに必要な情報がしっかり公平に提供されている、また、お金の面も含めて選びやすい、そういった条件整備というものが不可欠だと考えておりますので、その点については引き続きしっかり課題を把握しながら努力してまいりたいと思います。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

まだまだこのオルタナティブ教育は、知っているようで、私も含めてなかなか知られてないのも事実でありますので、また、こういった教育があるんだよということだけでもやはり選択肢の一つとして保護者の皆さんに知っていただくような機会もまた設けていただければありがたいなと思ひますので、よろしく引き続きお願ひしたいと思ひます。

最後の質問でございます。教育長の町外の出張についてであります。

最近、竹内教育長の町外への出張について、町民の皆さんからお聞きすることが数件ありました。週末に公務とは別に全国で御講演されているということ、また、町のPRも併せて行っていただいているので、プラスの面は非常に大きいと思ひます。私もやはり聞いても、ああ、竹内さんが池田町にいて、これは絶対活用しなければいけないよとか、この人は本当にという、そういうお褒めの言葉を多くいただくことが多いわけでございます。反面、ふだんのお忙しい職務の中において、体調面本当に大丈夫ですかということも気遣う方もいらっしゃいました。

就任して約1年が過ぎまして、まだ竹内教育長にお会いしたことがないという方も多くいるのではないかなと思ひれます。教育大綱がペーパーで配布されたところでもありますので、町民の方向けに何らかの講演やワークショップなどを開催して、より身近な存在になってい

ただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） いろいろと健康面も含めて御心配いただいていますこと、まずはありがとうございます。幸いなことに、今まで風邪、インフルも一切なく、何とか1年ちょっと務めております。

私は、前職の頃から、全国各地よりお声かけいただきまして、その当時は主に長野県が推進しております自然保育の意義や実践についてお話をさせていただいてきましたが、池田町に来てからは、幼児期の育ちから小・中学校の初等教育への接続の在り方も含めまして、さらに全国からお声かけをいただけるようになりました。

私は、常に池田町の教育の可能性やこれから目指す方向性などについてお話をしております。池田町の魅力もしっかり全国にアピールしているというふうに思っております。また、そのかいもあってか、この1年間で徐々に池田町で子育てをしたい、池田町の教育を受けさせたいという保護者の方からの、町外の保護者の方からの御相談を直接お受けするようにもなっております。これからも、池田町のために積極的に町内外にアピールしていきたいというふうに考えております。

その一方で、御指摘のとおり、町内でまだ私の講演等は一度も開催しておりませんので、町民の皆様の御要望もお伺いしながら、ぜひ可能であれば企画させていただきたいというふうに思っております。大変ありがたい御提案をいただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） それだけ竹内教育長のポテンシャルと申しますか、ところが結構高く、この教育大綱、今できたんですけれども、やはりこういうほかの市町村からも既に結果が出ているのかとか、もうそういうふうに言われているぐらい、スピードもやはり速く、影響力が非常にあって、ありがたいことかなと私は思っております。ですので、やはり地元からも、また、この池田町の町民の皆さんも、そういった要するに存在価値を認めて、何とかそういった一つの方向に向かっていけるような施策を、教育委員会全体を通してやっていただきたいなと思います。

また、みのり塾でも結構ですし、様々な年代の方にも対応できますし、窓口もいっぱいあって、ニーズもそれなりにやっぱり出てくると、また多忙化してしまう可能性もありますけ

れども、そういったところをコントロールしながら、また、池田町全体にこういった教育大綱を含めた池田町教育の在り方の理解、推進を引き続きお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の定例会についての一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。

議長（倉科栄司君） 以上で、矢口稔議員の質問は終了いたしました。

薄 井 孝 彦 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

2 番に、9 番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 9 番議員、薄井孝彦です。

今回は3つのテーマについて質問いたします。

まず、防災対策についてですが、(1)小学校の通学路に面したブロック塀1.2メートルから2.2メートルのブロック塀の高さの安全点検の進捗状況と今後の取組についてお聞きします。

2018年6月18日の大阪府北部地震で、高槻市の小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の小学4年生が下敷きとなり死亡しました。この痛ましい事故を受け、長野県は同年9月4日に、通学路に面した高さ1.2メートルから2.2メートルのブロック塀の安全点検を目視で行うよう、市町村に文書で要請しました。

これを受け、町は2019年度に自主防災会へブロック塀の点検依頼を再度行い、ブロック塀の安全点検を進めるため、ブロック塀鉄骨探査機を町で用意し、貸出しを行いました。さらに、ブロック塀の除却が進むよう、補助金制度も新設しました。今までに鉄骨探査機の貸出しは20件あり、ブロック塀等除却補助金は8件の利用があったと聞いております。このほかに補助金を使わなくてもブロック塀を改善し跡が見られますので、総計では10件ぐらい改善されたのではないかというふうに思います。

このように、ブロック塀の安全点検の取組は、一定の成果を収めたと言えます。しかし、町内にはいまだ現在の建築基準法に適合しないと思われるブロック塀は実在しており、さらなる取組が求められます。

そこで、ブロック塀安全点検の進捗状況と今後の取組について、町の考え方をお聞きいたします。

まず、最初に、ブロック塀安全点検の報告があった自主防災会は何件あったのか。そのうち、現行の建築基準法に適合しないと思われるブロック塀の件数は累計で何件あったのか、お聞きします。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

〔総務課長 宮崎鉄雄君 登壇〕

総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、ただいまの薄井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、自主防災会にお願いした件につきましては、通学路だけではなく、それぞれの防災会の管轄エリアにおいて存在するブロック塀について、全ての自主防災会から報告をいただいております。その結果につきましては、全部で279件でございました。

その中で建築基準法に適合しないと思われる件数はとの御質問であります。今回の調査対象につきましては、危険判断について専門知識が必要であることもあり、具体的な把握件数は求めておりませんので、総体279件ということをお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 全ての自主防災会から報告があり、適合しないと思われるものが217件ということの報告があったということで、よかったですと思います。ただ、問題は、それについて今後どうしていくのかということだと思いますけれども、の質問に移ります。

2019年3月議会の私の一般質問で、町は、現在の建築基準法に適合しないと思われるブロック塀所有者には文書で点検を依頼すると回答いたしました。いつまでにこの作業を完了させるのか、町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、2点目の御質問でございます。

ブロック塀の所有者への点検依頼等、今後の対応についてでございますけれども、所有者自身に再度点検をしていただくというように通知をするとともに、昨年より貸し出しております鉄筋探査機による自主点検、町の補助金利用も促す等、危険ブロック塀の除去または修繕をお願いをしていきたいと考えております。

危険ブロック塀所有者へ文書を送付という件につきましては、町ではその判定ができないため、ブロック塀所有者全戸に対しまして建築基準法の安全基準を満たすことと鉄筋探查機貸出しと補助金制度を周知してまいりたいというふうに思っております。御理解をお願いいたします。

また、いつまでに文書で依頼するのかということでございますけれども、現在、各自主防災会から出されておりますのは、住宅地図のところに印をつけていただいております。今後、こちらのほうに所有者、住所等の情報を誤りないか、再度チェックをする中、また、現地も調査する中で、事務処理が整い次第、なるべく早い段階で所有者に御通知を申し上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 一応今のお答えですと、217件、その全てに一応文書を出すと、そういう考え方ということでございますね。それでいいと思うんですけども、ただ、2ページ、3ページに示してありますように、このブロック塀の点検、取組というのは、各自治体によってそれぞれ違いがあります。ですので、一概にどれがいいかとかということを私は申し上げませんが、ただ、例えばB市だとかB村というものについては、明らかに危険というふうに思われるものについては、町のほうから文書だけでなく、直接所有者にお話をし、何とかならないかという取組をしておりますので、できれば一応見て歩くというお話を今していただきましたけれども、その中で見ていただいて、これはもう明らかに誰が見てもちょっと改善を要するんじゃないかと思われるものについては、やはり直接お話をしていただいて、何とか改善を求めるという措置が、私は取っていただいてもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） やはり279件ということでございまして、やはり所有者の皆さんには、建築基準法が変わりまして安全対策等が必要になっていきますということ自体は、やはり全ての方に周知をすることが大切ではないかというふうに考えて、全所有者にということで考えております。

また、特に危険だと思われるところ、パトロール等も含めて分かれば、やっぱり個人的に指導というか、これまた建設事務所の関係にもなってまいりますので、打合せをする中で対

応をしていければということで、ちょっと今すぐ確実にやりますとは言えませんが、必要なことだというふうには認識しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 今の段階ではそういうことかと思えますけれども、見ていただいて、パトロールしていただいて、本当にこいつは危険だなと、事故が起こると困りますので、そうならないように、本当に必要なものについては町からもぜひ話をさせていただきたいというふうなことを要望しまして、次の質問に移ります。

2、町の防災力の強化に向け、池田町防災士協議会の立ち上げ、育成に町の支援をについてお聞きします。

防災士は、自助、自分の命は自分で守る、共助、地域で助け合い被害拡大を防ぐ、協働、住民、自治体、防災機関が協力して活動するを原則に、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待される、日本防災士機構が認めた人であります。2020年1月末現在、全国で18万8,009名、長野県2,523名が防災士に認証され、地域の防災リーダーとして活躍しております。

町でも防災士を増やす施策として、町防災担当者の防災士資格取得及び消防団副団長以上の方へ防災士取得を勧めました。また、2019年度から、自主防災組織への補助金交付要綱に防災士取得を加え、防災士取得に要する費用、3万5,000円程度ですけれども、2分の1を補助する制度も開始いたしました。これらの取組により、町の防災士は10名以上になったと思われま。ちょっと日本防災士協会というところに確認したところ、現在、池田町には15名の防災士がいるという報告を聞きました。

この際、池田町防災士協会を立ち上げ、防災士個々の活動が組織的に連携できるようになれば、町の防災力の強化につながると考えます。町として池田町防災協議会の育成に支援をしていただきたいと思います。町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

防災士につきましては、先ほどから議員おっしゃられたとおりでございます。町としましても、自主防災会補助金交付要綱に加えて、それぞれ自主防災会等の会議、連絡協議会等を通じまして取得について勧めているところでございます。

防災士協議会ということでございますが、現在町内に取得者が何名いらっしゃるのかということで、議員のほうから情報提供いただきまして私のほうでも調べた中で、NPO法人の

日本防災士機構、また、防災士協議会のほうに、やはり15名ということでした。また、名簿等の提供につきましては、機構のほうに今後お願いをしていきたいというふうには考えております。

この池田町の仮称防災士協議会の立ち上げについてでございますけれども、現在NPO法人、先ほど申し上げました日本防災士会があり、長野県にもその支部がございます。近隣と申しますか、県内での設立につきましては、下諏訪町や辰野町のように防災士連絡協議会や防災士ネットワーク等の任意団体の設立となっております。町の防災力向上のためには、必要な団体であるということは認識しております。任意団体でありますので、先進地域の団体を調査した上で、設立に向け検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 設立に向け、立ち上がる方向で検討していただけるということですので、ぜひ早目に検討していただいて、まず、日本防災士協会に確認すれば名簿、名前を教えていただけるという話ですので、確認を取っていただいて、その人たちに集まっただいて、それでどうかということ町の方からも投げかけていただいて、それで、みんなでやりましょうということになれば立ち上がるができると思いますので、ぜひそのような段取りを早い機会に取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） やはり議員もおっしゃられたように、防災士を取得された皆さんのお考え方というのも必要であります。町が一方的に協議会をつくったところで、実際御活躍いただくのはその防災士の皆さんでありますので、できるだけ早い段階で名簿のほうの情報入手させていただいて、15名の皆様方とお話をしていければというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） その線です。よろしくお願いたします。

先ほど下諏訪町の話がちょっと出ましたけれども、下諏訪町は、平成27年度から防災士を増やそう、その方々に地域の防災士会のリーダーになっていただくという形で4年間で119名、町内100あるそうですけれども、その全て、下諏訪町では自主防災会に1名の防災士

は少なくとも配置しようという取組でやりました、それでネットワークをつくってやっているそうですので、ぜひ池田町も、32自主防災会ありますので、ぜひ最低32人ぐらいには増やせるような形、お互いに連絡を取りながら自主防災会の活動も活発にしていくような、そういう取組を目指すために、また御支援をお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

高瀬川の洪水防止対策についてお聞きします。

まず、高瀬川のしゅんせつを県に再度要望をについてですが、長野県が2月6日に発表した2020年の一般会計当初予算では、国の新たな財源支援策緊急浚渫推進事業を活用し、川にたまった土砂を取り除く浚渫事業に51億1,500万円を計上しております。高瀬川の土砂堆積は著しいものがあります。高瀬川のしゅんせつで堆積した土砂を除去し、川容積を広げるとは洪水に役立ちます。県のしゅんせつ対象河川に高瀬川も指名していただき、早くしゅんせつが完了するよう、町から県に要望していただきたいと思います。

また、現在、高瀬川で川の中央部を掘削し、掘削した土砂は堤防側に寄せる工事が行われております。高瀬川河川容積を広げるため、高瀬川の掘削工事、しゅんせつ工事に伴う土砂は川から外に出すことを原則とするよう、町から県に要望していただきたいと思います。併せて町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、高瀬川のしゅんせつに関しましてお答え申し上げます。

昨年の台風19号による河川氾濫などの大規模な浸水被害が各地で相次いだことから、緊急的に河川のしゅんせつを実施できるよう、国の新たな財政支援策として緊急浚渫推進事業費を創設し、令和2年度から5年間、地方単独事業で実施するしゅんせつ経費について地方債を活用できるものとしたものでございます。

県では、この緊急浚渫推進事業を活用し、河川に堆積した土砂を取り除くしゅんせつ事業について対象を広げて進めるとしております。

高瀬川については、国から優先順位の基準が示されてから検討するとのことでございますので、しゅんせつ事業の対象河川に位置づけるとともに、事業実施を県に要望してまいりたいと考えております。

また、現在、高瀬川において国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の一環で、立木の除去、河床整理の事業が行われており、来年度も引き続き上流部での事業実施が

予定されております。この事業での堆積土砂は、立木の除去の後、河川の両岸に移動させる河床の整理のみとなっております。先ほどの緊急浚渫推進事業との関連もございますので、河床整理の土砂の搬出についても、併せて県に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） ぜひ、そういうことで県に要望していただきたいと思います。国の国土交通河川事業2019というのがあるんですけども、それなんかを見てみますと、洪水氾濫を未然に防ぐ対策として、河川を掘削し、水の流れる断面を大きくして、川の水位を下げるということを挙げておりますので、ぜひその辺あたりも県に強調していただいて、ぜひ掘削、今やっている掘削した土砂を寄せるということでは川の容積は広くなりませんので、これじゃ川の水位も下がりませんので洪水が起きやすくなりますので、ぜひその辺も含めていろいろ県も、私も建設事務所へ行って聞いたんですけども、なかなかいろんな考え方があって難しいようですけれども、しかしながら、基本的には国の考え方というのは、外へ出して河川容積を広げることが国の基本的な方針だと思いますので、ぜひその辺も併せて御要望をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

高瀬川霞堤からの出水（洪水）に伴う避難対策について。

昨年の台風19号で千曲川の霞堤から出水し、千曲市は広範囲に浸水しました。当町の高瀬川にも、正科、内鎌、中鵜の3か所の霞堤があります。大雨により高瀬川の水位が一定以上になった場合、これらの霞堤から出水し、広範囲に浸水するおそれは十分にあります。霞堤からの出水に対する避難対策を考える上で、高瀬川高瀬橋での河川水位と霞堤、内鎌、正科からの出水の関係、すなわち高瀬橋の水位が何メートルになれば、内鎌や正科の霞堤から出水するのか、それを県から町に知らせていただいて避難対策に役立てることが必要と考えます。高瀬橋水位と霞堤の標高に基づき、高瀬川の水位がどの程度になれば霞堤から出水するか、計算上求めることは可能と思われま。県に早期に回答していただけるよう、町から要望していただきたいと考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

今回県から示されました想定最大規模降雨量による浸水想定区域図では、町のほぼ全体が

浸水する想定となっております。高瀬川流域全体に48時間雨量で741ミリの降雨量によるものであり、雨量と水位の相関関係がはっきりはしておりません。48時間の332ミリという千年に一度と言われる想定図では、正科地区からの出水がないことが分かっております。

また、内鎌では、大町ダム下流での雨量48時間雨量で243ミリで既に出水をしておりました。平成30年に内鎌のマレットゴルフ場が浸水した経過を見ますと、アメダス大町の降雨量が48時間で163ミリ、高瀬橋の下の水位ですけれども、これが1.6メートルから1.8メートルで浸水をしております。内鎌地区へ出水するのは、連続雨量で180ミリ以上というふうに私どもとしては想定をしておるところでございます。

過去にそれ以上の雨量を記録したことはありませんが、雨量での算出は降った場所によってかなりの相違が出てこようかと思えます。雨量は参考にするものの、高瀬川の氾濫については、池田町避難勧告等の判断伝達基準のとおり、高瀬橋下の水位計が2メートルが避難判断水位の目安となるものというふうに考えております。

内鎌以南の地区については、1.5メートルの氾濫注意水位を超えた場合、避難準備・高齢者等避難開始が発令されてもおかしくないというふうに考えております。できるだけ早目早目の避難を呼びかけるということに心がけてまいりたいと思えます。

また、正科の霞堤からの出水につきましては、雨量における出水の算出を何回か県のほうに要望してまいりましたが、高瀬川流域全体の洪水警戒区域算出では、部分箇所における算出は難しいという返事ございまして、議員御指摘のとおり、高瀬橋水位でどのくらいになったら霞堤から出水するのかというのを再度要望してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 今の説明ですと、内鎌の霞堤については48時間で180ミリ程度の降雨量が降った場合、出水するというふうに考えてよろしいですか。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） 今申し上げた場合、48時間で180ミリ、高瀬橋の水位計ですね、これが1.6メートルから1.8メートルぐらいで、今までの内鎌のあづみ野広場マレットゴルフの浸水を想定しますと、それが危険のサインとなるのではないかというふうに考えております。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） いわゆる全体の雨量から霞堤の出水を判断するということはちょっと難しい、いろんな要素がありますので、ですから要するに高瀬橋での水位がどのくらいになったらもう避難勧告ですよということが、内鎌の霞堤、それから正科の霞堤で分かればいいと思うんですね。ですから、その辺のところを、今、内鎌のほうについては大体の目安が示されたのでそれでいいと思いますけれども、正科の霞堤については、県は要するにできないと、分からないという回答なんですけれども、本当にそうなのかどうなのか。やはり国の研究機関とかそういうところに相談すれば、やっぱりその辺等は計算上私が出る、お金をかけなくても。やっぱり同じような浸水想定図を作らないと、お金をかけてやらないとできないというような話も県から直接私も聞いたんですけれども、そうでなくて、計算上から求めることは本当に国の専門家に相談すれば私はできるんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺も県に要望していただいて、正科の霞堤についても、ぜひ危険、高瀬橋の水位が幾らになった場合は正科の霞堤から出てくるのかというのを明らかにしてもらるように、再度県に要望していただきたいと思います。

それと、2月23日付の信濃毎日新聞によりますと、国はいわゆる豪雨災害、そういったもので避難、お年寄りなど、避難行動要支援者が亡くなっていると、そういったようなケースが相次いでいるものですから、今年の梅雨期までに河川の氾濫や土砂災害の危険域に住む避難行動支援者、要するに助ける人ですね、その名簿をリストアップするという通達を求めているという報道がされました。その辺のところは、もう既に池田町ではもうできているんじゃないかと思いますが、その辺はちょっと質問外で申し訳ないんですけれども、関連しますので、もう既にできていると思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） 支援を必要とする方の要支援者名簿につきましては、こちらのほうはできております。それを、今回また更新をして、各関係機関との情報共有ということで、名簿のほうはある程度はできているという状況でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 分かりました。ぜひそんなようなことで国から来ておりますので、ぜひ対応をお願いをしたいと思います。

また、その報道の中に、いわゆる避難行動要支援者を支援する人、そういったような方を個別計画、これが全員分を作成するようにという要請を国はしているようですけれども、なかなかその辺はまだ難しい要素があると思うんで、ぜひそういったことも併せて取組をお願いしたいと思いますと同時に、2月22日の日に安曇野市の防災講演会がありまして、防災システム研究所の山村武彦さんという人の講演がありまして私も聞きにいったんですけれども、その中で先生が強調していたことは、やっぱり災害時、一番身近な人、近くの人、御近所の力、それがやっぱり非常に重要なんで、それをぜひ生かすような、そういう取組をぜひ強めてもらいたいということを講演の中で言うておりましたので、ぜひこれは自主防災会の問題だと思いますけれども、その辺も含めてぜひ御支援をしていただくようお願いをしたいと思います。

次の質問に、配食サービスの財政支援の検討についてお聞きします。

県内のほとんどの自治体では、高齢者サービスとして食による健康確保と安否確認を目的に配食サービス、弁当を届けながら安否確認をする事業を実施しております。

6ページ、7ページに、これは2012年の調査でちょっと古いんですけれども、長野大学の合津文雄助教授が調査した結果が載っております。それを見ますと、県下77自治体ある中で、池田町はこれ×になっているんですけれども、これは全くやっていないということではなく、公費助成がなされていないという意味で×にしたんだと思いますけれども、後でお話ししますけれども、民間のサポートしてる、社協による、そういう形でもって実施されていると思うんですけれども、ほとんどの自治体で公費助成の配食サービスがなされているということがあります。

当町では、池田町社会福祉協議会のサポートしてる事業で弁当の配達、30分未満300円の利用料金で実施しております。これに社協の弁当代600円、おかずだけだと50円を利用すれば、池田町では1食当たり900円の利用者負担で配食サービスが利用できることとなります。

一方、近隣の配食サービスを見ますと、1食当たり450円から650円の利用者負担で配食サービスが利用されます。池田町の場合は結局900円かかってしまうわけなんですけれども、なぜその差が、ほかの自治体では450円から600円で利用できるのに、池田町で900円かかってしまうのかという理由なんですけれども、それは、近隣の自治体では公的助成、公費助成がなされているということで、私の試算では、近隣自治体では1食当たり319円から770円程度の公費負担を実施していると推察できます。

表の2ですね、8ページと9ページの表の2を御覧になっていただきたいと思いますが、これは大町市から近隣の自治体の配食サービスをちょっと聞いて表として作ったんですけれども、多くの自治体が65歳以上の高齢者世帯で、食事作りが困難な方の健康を確保し、見守りをするということで、この配食サービスを実施しているわけですが、その配食サービスの内容につきましては、それぞれの自治体やり方がありますが、一応、1食当たりの利用者負担は、そこに書いてありますように400円から650円、それから、1食当たりの助成の推定額なんですけれども、これは1食当たりのコスト、その事業費を配食費で割りまして、利用者負担から差し引いた額ですね、それが一応公費負担の配達、見守り、弁当補助に該当するというで作ったわけでございます。

当町でも高齢者や単身者が増加しております。食事作りが困難な高齢者を配食サービスにより支援することは、高齢者の低栄養、フレイル、筋力や活動低下の予防につながり、しいては医療費削減にもつながる必要な施策と考えます。厳しい町財政ではありますが、せめて安否確認を含んだ弁当届け、1食当たり300円程度の財政支援について検討していただいて、町の発展のために頑張ってきた高齢者へ温かい支援の手を差し伸べていただきたいと考えます。

この件につきましては、2017年の12月の一般質問で問いまして、町は課題として研究すると回答いただきました。その後、町としても配食サービスについて検討しているとも聞いております。町の考え方をお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの薄井孝彦議員の御質問にお答えします。

平成29年度から社会福祉協議会に委託しまして、各種住民団体、民生委員協議会、シルバー人材センター、福祉事業所等で構成される池田町支え合い・助け合いを広げる協議体におきまして、高齢者になっても元気に池田町で生活するには何が必要かというテーマで検討を重ねております。

平成30年度には、個別訪問調査を、独り暮らし、高齢者世帯で虚弱の事業対象者や要支援の方40世帯を対象に調査を実施しました。

今年度は、この調査結果を元に協議体で検討した結果、優先する課題として買い物支援と移動支援の取組について行っていくことが決定しました。

配食の財政支援については、引き続き今後の課題として検討していきたいと報告を受けていますので、御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 池田町支え合い・助け合いを広げる協議体の中で、高齢者の移動支援、これも非常に必要なことだと思いますので、ぜひその面は新しい考え方も出されておりますので、ぜひそれは積極的に取り組んでいただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、配食サービスについては、ぜひ、財政で非常に厳しいわけですが、池田町の高齢化率が38.7%、それで65歳以上の高齢者が3,785人と、その中で独り暮らしが581人という形で急速に高齢化が進んでおります。そういう中で、いわゆる独りでは食事ができないという方もおりますので、今すぐにはそれはできなくても、その人に対する支援策として、例えば、最近減塩運動に取り組ましまして、減塩の料理講習会というのをやりましたよね。それと併せて、いわゆるフレイル予防の食事作りの講習会、こういったものを高齢者対象にやっていただくような施策、そういったものが取れないか。具体的に言えば、筋肉が衰えてきているわけですから、たんぱく質を1日、男性だと60グラム、女性ですと50グラム、そんな程度が目安というふうに私は聞いているんですけども、そういった食事作り講習会ですね、そういったものをやっていただいて、何とか自分で食事作りができるというような取組を、ぜひ来年度検討していただいたほうがいいと思うんです。その点はいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの御質問にお答えします。

フレイル予防の食事作りの講習会につきましては、年数回実施しております。その一番のところとしましては、バランス良い食事ということがとても重要になります。たんぱく質摂取だけでは吸収率の問題がありますので、効率的に吸収できる方法等を行っています。ただ、この講習会に参加できない方につきましては、健診結果のデータを見まして、例えば低栄養のある方につきましては、直接栄養士のほうが訪問しまして、食事作りのポイント、ただ作ることがなかなか困難な方につきましては、現在缶詰の鯖缶がとても有効であるとか、それから取りやすいもの等をお伝えしながら対応しているということで、御理解いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 既にそういう取組はされているということですので安心をしたわけで

すけれども、ぜひ、最近今回の町のいわゆる医療費が上がってきているということを含めて、減塩で元気に100歳を迎えるように頑張りましょうと宣言を一応やるという取組もされておりますので、それと併せて高齢者のフレイル、それから食事作りもやっていただいて、併せて配食サービスについても。これは、ぜひ町長にちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、ちょっと資料として出しましたけれども、県下77のうち72までは一応配食事業やっているわけですね。ですから、いわゆるどこへ行っても受けられるようなサービス、そういったものはやっぱり池田町でもやったほうが私はいいと思うんですけれども、その辺についての町長の考え方、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの質問でありますけれども、高齢者支援という意味では、十分検討に値するというふうに考えております。先ほど健康福祉課長から答弁のとおり、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） 分かりました。ぜひ前向きに御検討をお願いしたいということをお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

町が「短歌・俳句の里」になるよう、具体的な取組についてお聞きします。

まず、1点目、町の短歌・俳句の歴史を生かし、町が短歌と俳句の里になるように、さらなる取組を。

当町の短歌・俳句の歴史を見ますと、他市町村にない文化的資源を有しております。十日市場出身の内山真弓は、江戸後期、香川景樹の高弟として桂園派の歌風を江戸で広め、桂園派の体系的歌論書「歌学提要」を表しました。その後、桂園派の歌風は、明治時代の天皇家の歌風として採用されております。

また、諏訪市出身のアララギ派の中心的役割を果たした歌人、島木赤彦は、明治31年に池田尋常高等小学校に教師として赴任し、町内で活躍しました。さらに、アララギ派の重鎮として高名な岡麓は、昭和20年5月、東京の戦火を逃れて当町の内鎌に疎開し、75歳で没するまでの7年間、歌と書を通じて池田町文化の交流に尽力しました。

俳句の面では、町出身の浅原六朗は人間俳句、父親が町出身の荻原井泉水は自由律歌人として活躍しました。

これらの輝かしい町の短歌・俳句の文化資源は、他市町村にない貴重なものとして町づくりに生かすべきと考えます。

私は、2015年の12月議会で、これらの文化資源を生かし、町を短歌・俳句の里にしていくために、短歌・俳句の初心者講座、講演会、町民短歌・俳句コンクール、町内歌碑巡りなどを提案しました。短歌の初心者講座は2016年に実施され、町内歌碑巡りは2017年度に実施されました。

2019年3月議会の一般質問で再度取組を求め、2019年度は短歌・俳句の初心者講座をやるということで回答いただいたわけですが、検討したいという回答がありましたけれども、実施されておりません。町は短歌・俳句の里にしていくために、毎年継続した取組が必要ではないかと考えます。

そこで、下記の取り組むべき事業について、町の考え方をお聞きします。

まず、1点目、子供、一般町民を含めた短歌、俳句・詩のコンクールを実施し、表彰イベントの開催を。

浅原六朗文学館では、毎年、子供、小・中学校の短歌・俳句・詩の作品募集を行い、本年度も優れた短歌・俳句・詩の優秀作品が表彰されました。これに一般町民を含めたコンクールが実施されれば、短歌や俳句の里づくりにつながっていくと考えます。

そこで、来年度、子供、一般町民を含めた短歌・俳句・詩のコンクールを実施し、表彰イベントを開催していただきたいと考えます。また、表彰イベントに、短歌・俳句についての講演会も併せて検討していただきたいと考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの御質問にお答えいたします。

浅原六朗文学記念館では、平成18年度より子供が作る短歌・俳句・詩の作品募集を行っております。今年度は、池田小学校、会染小学校、高瀬中学校、安曇養護学校の児童・生徒より526作品の応募がありました。入選作につきましては、交流センターかえで内にて展示を行っており、多くの町民の方が作品に興味を示している様子がうかがえます。そのような光景を目にするにつけ、子供らしい発想や大人にはないような瑞々しい感性に触れることで、見る人たちの心に感動を与えていると考えます。

さて、議員質問のこの子供の短歌・俳句・詩のコンクールを大人の一般町民にまで対象を広げ、さらに表彰イベントや講演会、先進地視察等を併せて実施してはどうかという考えにつきましては、先ほどの子供たちの作品同様、大人たちへも短歌・俳句・詩における魅力に

改めて気づくきっかけとなりますし、内山真弓や浅原六朗先生をはじめとする著名な文化人の生まれ故郷である当町の魅力としても併せて発信できる事業であると考えられますので、町民の御意見も募りながら、公民館事業や芸文協とも関連づける形で生涯学習課と具体的に協議してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） やる方向で生涯学習課と協議していくという回答かと思えますけれども、生涯学習課長さん、その辺はどんなふうにお考えですか。

議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この話に関しましては、当然同じ教育委員会の中でございますので、検討は具体的にやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） この写真の1をちょっと見ていただきたいと思えますけれども、これは塩尻市で行っています全国短歌フォーラム in 塩尻というのの発表会の表彰式の風景でありますけれども、塩尻の場合はもう全国的に短歌を募っているという大イベントとして、選者なんかは日本でも短歌の有名な先生の佐々木幸綱先生だとか、永田和宏先生とか、小島ゆかり先生だとか、そういう人を呼んでやっているわけですが、池田町は身の丈に合ったやり方で、私は町内の短歌とか俳句に造詣のある人を選者にさせていただいて、それで、やっぱり入選した歌についてはぜひ、こういうスライドで紹介していますけれども、そういうふうな形で交流センターで紹介をしていただいて、こういう点がいいんだという形をぜひ公表していただければ、作った人も非常に励みになるんじゃないかと思えますので、ぜひそんなようなやり方を来年度はやるという方向でぜひ取り組んでいただきたい。町の財政もありますので、本当にお金をかけてやる必要は私はないと思えますので、ぜひそんなやり方でやっていただきたいと思えますけれども、教育長、どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今議員もおっしゃっていただきましたように、池田町らしさ、無理せずに町民の皆様が一緒に楽しめるような、そういった方向でそれぞれ課長とも相談してまいります。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） ぜひそんな実施する方向で取組をお願いしたいと思います。

次に移ります。

2、交流センターに町短歌・俳句の歴史のパネル掲示を。

当町の優れた短歌・俳句の歴史を町民の皆さんに知っていただくことが、短歌・俳句の里につながっていくと考えます。

そこで、来年度、地区交流センターに町の短歌・俳句の歴史のパネル表示を掲示していただきたいと考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町の短歌・俳句の歴史を知る上で参考となるのが、平成28年3月に公民館で発行しました小冊子「池田町の文学碑」です。今日お持ちしておりますが、この文学碑という小冊子がございます。この冊子には、町内の文学碑の解説をはじめ、年表、師弟関係相関図等が掲載され、まさに入門にはもってこいのものがございます。単にパネル展示でございますと一部の紹介にとどまるなど、目にした方の理解がなかなか深まらないといったことも考えられますので、この小冊子を交流センターのカウンターやチラシ、パンフレット棚がございますので、こちらに置きまして、気軽に手に取ってもらえるよう配慮していきたいと思っております。

なお、今後、公民館で短歌・俳句の講座や講演等を開催する際は、関連パネルの展示も検討していきたいというように考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

9番（薄井孝彦君） その小冊子、非常に良くできていて、私もいいと思うんですけども、もちろんそれはそれでいいと思うんですけども、ただ、パネルがあれば、やっぱり掲示されれば見るということがありますので、ぜひ今度は資料館の中で多分その辺のところも、パネルが多分できると思っておりますので、そういったものを活用していただいて、順次そういう資料館のパネルも、例えば交流センターだとか、ほかの町の施設にも巡回しながら見ていただ

いて啓蒙、啓発をしていくということは必要だと思いますので、ぜひその辺もちょっと併せて検討していただきたいなと思いますけれども、教育長、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

まさに今議員おっしゃっていただきましたように、来年度、開館を予定しております文化財の展示室ですね、そこをしっかりとアピールするということも兼ねて、ぜひその俳句・短歌、そういった分野でも町内全体にしっかりと周知できるように、そういう工夫をしたいと思えます。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） ぜひ、パネルの有効利用、そういったことも併せて検討していただきたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

塩尻市の短歌の町づくりを視察する研修ツアーの実施を。

塩尻市は、太田青丘、若山喜志子など近代短歌に名を残す歌人が生まれ、島木赤彦、若山牧水、窪田空穂などの歌人が集い交流した地であります。塩尻市は、これら先人の志を受け継ぎ、塩尻短歌館やJR広丘駅周辺の歌碑公園を整備し、全国短歌フォーラム in 塩尻を開催し、短歌の町づくりを行っています。これらの取組は、当町の短歌・俳句の里づくりの参考になると考えます。多大な経費もかからないので、来年度、塩尻市の短歌の町づくりの視察研修ツアーの実施を計画していただきたいと考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

公民館では、町民の方により多くの教養の場を提供し生涯学習のきっかけづくりとしていただくため、特定のジャンルにこだわらず、多種多様な講座等を計画、開催しております。その一環としまして、町民の方が気軽に短歌・俳句づくりができるように、29年度には短歌・俳句の初心者講座を開催いたしました。例年、秋の芸術文化週間においては、池田俳句会による「俳句工房～俳句を楽しむ講座」も開催しております。

塩尻市への研修視察に関しましては、多くの町民、交流センター利用者等の強い要望がございましたら検討させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） 池田町は、短歌・俳句の里にしていくという強い意思を行政でも示していただきたいと思うんですよ。要望があれば実施するというんじゃなくて、もうワンランクアップして、そんなにお金かかることじゃありませんので。学ぶということは私必要だと思いますので、ぜひそのくらいのことはやっていただきたいなと思いますけれども、教育長さん、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

先ほど生涯学習課長がお答えしましたように、ぜひ町としても教育委員会としても、前向きに町民の皆様様の御意見を募っていきたく思いますし、また、併せてこれは教育、学び全般に言えることだと思いますけれども、町民の皆様方の主体的な、自主的な、そういったような動きもぜひバックアップできるような、そういう工夫もしたいと思っております。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） ぜひ、前向きに取り組んでいていただきたい。

それと、もう一点、俳句の初心者講座、これが前に 1 回やられたんですけれども、その後なされておられませんので、来年度ぜひ町の文化講座の中で取り組んでいただきたいと思えますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） ただいまの御質問でございますが、令和 2 年度の公民館講座の内容につきましては、利用者の要望等も踏まえながら現在策定中でございます。3 月中には内容を確定していきますので、短歌・俳句の講座の実施についても、この中で検討してまいります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

9 番（薄井孝彦君） ぜひ実施する方向で検討していただきたいということを要望しまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（倉科栄司君） 以上で、薄井孝彦議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中でありますが、この際暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

服部久子君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

3番に、10番の服部久子議員。

服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 10番、服部久子です。

3月議会一般質問を行います。よろしくお願いします。

4点お伺いします。

まず、教員の変形労働制はどうなるのかについてお伺いいたします。

昨年12月4日、教員の勤務時間を年単位で管理する変形労働時間制の導入を柱とする教職員給与特別措置法改正案が成立しました。しかし、その後、教職員組合から今よりも激務になると反対の声が上がっています。

教員の根本的な労働環境の改善は、教職員の増員であると言われております。現在、教職員の過重労働が常態化し、教職員を目指す若者が減少しています。受験者数は、2012年12万2,000人でしたが、2019年は9万8,000人に減少し、小学校教員の競争率は2.8倍、中学校は5.5倍でした。学校の繁忙期に今より時間外労働を多くすると、体調不良にもなりかねません。また、子育てや介護など教職員の個人的な状況への考慮も必要です。

この制度は、現状を改善するとは思いません。町の考えを再度お聞きいたします。

教員の変形労働制について、前回からこれまでの社会の反応を見て、町長と教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内延彦君 登壇〕

教育長（竹内延彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

変形労働制につきましては、国が法律を制定して以降、今のところ導入された事例や積極的に導入を検討しているという情報は得ておりません。

教育委員会としましては、前回の答弁同様に、あくまでも現場からの要請があった場合にのみ導入の是非を検討するという考えに変わりはありません。

今後も引き続き情報収集を続けながら、学校現場とも丁寧な対話を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 私といたしましても、今教育長の答弁のとおりということでお答えとさせていただきます。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 今私が町長と教育長にお尋ねしたのは、変形労働制についてのお考えをお尋ねいたしました。変形労働制の考えは、町長、教育長、それぞれどのような考えでおられますか、再度お聞きします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

私自身の変形労働制についての考え方というお尋ねでございますけれども、基本的に私は常に現場本位ということで、学校の先生方が一番働きやすい、そういう環境づくりというものを大事にしたいと考えておりますので、国の法律はもちろん法律として守るべきところは守るということがありますが、この法律はそもそも現場の要請があった場合に検討することが明確にされておりますので、それにのっとり現場本位で私としては考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） お答えいたします。

私も、教員の皆さんがいかにやっぱり働きやすくなるかというのが基本的な考えでありますので、変形労働制が教員の皆さんがこれがいいということであれば、それを採用していく

のも道かなと思っております。

いずれにいたしましても、法律で決められたということでありまして、現場の皆さん方のやっぱり意見等を大切にしていまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） お二人とも明快な意見が聞けなかったのは、非常に残念です。

じゃ、次に進みます。

前回教育長は、変形労働制を選択するかの判断は現場の教師の意見をよく聞き判断すると回答されました。また、教育長は、組合の教員との懇談の中で、変形労働制のような休暇をまとめて取るような働き方をしないで、できるだけ平日の勤務時間を短くするような方向の要望があったと答弁されました。その後、どのような話合いがもたれたか、お聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

その後、変形労働制について特段組合の先生方と懇談等をする、そういった機会は設けてはございませんが、先生方には、現場として変形労働制に関連して何か御要望があれば、常に御相談いただきたいというふうにお願いしております。今のところ新たな御相談はありませんので、教育委員会としても変形労働制の導入について具体的に検討するということには至っておりません。

なお、教育委員会としては、現場の先生方が過重な負担を感じることなく、できるだけ楽しく生き生きと主体的に教育に携わっていただけるような環境づくりを目指していきたいと考えておりますので、そのために必要な労働環境の整備は、現場の御意見や御要望を伺いながら今後も柔軟に取り組んでまいります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 全国の12月議会でも、この変形労働制が取り上げられて問題になっております。例えば、高知市の教育長は、勤務時間の縮減を図ることが第一と考えているので、変形労働制の導入は考えていないと答えています。また、福島県の二本松市、北海道の

赤平市の教育長も、教員定数を増やすことが変形労働制より抜本的改革と考え、今後発言していきますと答えております。

導入をしない見解を県に伝える考えは、教育長、おありでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

先ほどの答弁とも重複はいたしますけれども、基本的な考え方としましては、現場の先生方の御要望があれば、変形労働制についても検討するということが一つ前提になっておりますが、現場の先生方からそういう御要望がない限りは、教育委員会として主導性に変形労働制の導入ということを検討するという考えはございません。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 今回の変形労働制導入は、恒常的な時間外労働がないということが前提ということで厚労省の通知が明記してあります。既に残業が日常化している現状では、この導入の前提が崩れていると思いますが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

残業を減らすということにつきましては、これはもちろん今までも町教育委員会としても積極的に取り組んでおります。そのために幾つか現場の先生方の御意見もいただきながら対応を図っております。つい先週の校長、園長との話の中では、確実にその成果が出て先生方の時短に関する意識も高まり、残業も結果として減っているというような報告も受けております。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） やはり学校の直接生徒さんの接点となる学校の先生が、やはり一番元気な姿で教育の場に立っていただきたいと思います。でないと、生徒さんの教育に関する、勉強が好きになるとか、みんなと遊ぶことが好きになるとかというような直接の原因になりますので、ぜひ学校の先生が働きやすい環境というのは、やっぱり子供たちのためにも第一に考えていただきたいと思います。

それで、制度導入の選択は、会染小学校、池田小学校、高瀬中学校と3つあるんですが、これはそれぞれ選択をするようになっているのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

これまでの答弁とも重なる部分ございますが、もし小・中学校それぞれで制度導入についての考え方が現場の先生方で異なるということが起こった場合には、まずは、それぞれの現場の校長先生と先生方のお考えを最大限に尊重する前提で議論をスタートしたいというふうに考えております。

ただ、小さな町でもありますので、できれば小・中学校全体で仕組みづくりを考えていく必要があるというふうに考えておりますので、3校それぞれの特徴や個性も大切にすることは、結果として学校ごとに異なる経営スタイルになるということもあり得るのではないかと考えますが、できれば町として小・中全体で仕組みづくりを考えていくということを、私としては中心に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） これは、まだ県も方針を決めていないと思うんですが、どのぐらいの日程でこれは話が進んでいくんでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

そういったスケジュールに関しましては、あくまでも前提が現場からの要望、要請があった場合にその議論が始まるということが出発点というふうに考えておりますものですから、こちらとして特に何か議論をリードするということがなければ、現場の要請がなければ、ずっと変形労働制は導入しないということしていくものというふうに理解しております。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） もし労働制を実施する場合は、2022年の4月からということをお聞きしたんですが、そうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） そのように理解はしておりますけれども、あくまでもその議論は、それはそれぞれの自治体ごとに議論をするということで、県の教育委員会からも確認を取っておりますので、実施する、実施しないということにつきましても、池田町として判断でき

るというふうに考えております。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） じゃ、2点目に進みます。気候変動への具体的取組をお尋ねいたします。

世界的な気候変動が起こっております。人類の生存を脅かす気候変動を防ぐため、温室効果ガス削減など地球を守る取組が国際的な課題になっています。世界の多くの若者が将来に不安を抱き、地球温暖化に向けた活動が加速しています。

日本では、昨年、台風19号により長野や東北の豪雨被害や千葉県台風被害、2018年の西日本豪雨災害など、毎年大きな災害が起きております。池田町でも高瀬川の堤防の被害、また土砂崩れが起きておりました。

地球温暖化、気候変動問題は、これまでの経済優先によるものと思われれます。2016年パリ協定が発効され、世界は化石燃料から再生エネルギーへ転換する動きが出ています。1月29日、松本市は、地球温暖化対策の国際枠組みパリ協定に貢献することを表明する、世界首長誓約日本に署名しました。誓約は、昨年未で東京都と20市町村が署名しております。長野県では高山村が署名し、県内では2例目になります。また、白馬村が12月議会で村長が気候非常事態宣言を表明し、その報道が世論を高め、県議会で長野県として気候非常事態宣言が決議されました。

温暖化防止につながる町の施策を求めてお聞きします。

まず、気候非常事態宣言を求める質問をする予定でしたが、先日、町長は宣言をされることを表明されました。また、23日、大北5市町村主催で大町で開かれた気候変動対策セミナーでも、町長のあいさつの中で緊急に対策を打つ必要を述べられておりました。

そこで、町が特に力を入れていきたい緊急対策として、どのようなことを考えておられますか。緊急にお聞きいたします。すみません、お願いします。

議長（倉科栄司君） 養町長。

町長（養 聖章君） 先日全協でお話ししましたとおり、気候非常事態宣言を町で行うということではありますが、基本的には、省エネへの取組、そして再生エネルギーの活用というところが基本になってまいりますけれども、町といたしましては、太陽光発電、屋根貸しの事業を展開しているところであります。いろいろな角度で検討いたしましたけれども、再生エネルギーの活用につきましては、小水力についてもなかなか町では活用しにくいという部分

がありますし、風力につきましては、もう大峰でも発電に足るだけの風力がないという結論が出ております。そうしますと町ができるのは太陽光発電ということになりますが、景観等の問題もありますので、この建物の屋根を利用して発電をするというのが一つの方向ではないかなと考えておりますので、そういう事業を取り入れるということで進んでいるところであります。

しかし、一番大事なのは、やっぱり住民の皆さんがそれぞれ意識を持つということ、先日の講演会の中でも強調されておりました。そして、目を向けていくと。そして、今の現状をしっかりと見て、このままでは地球が大変な状況になるということも子供たちまで知っていくということが大事だということでもありますので、私といたしましては、今後ありましたら、教育の中に環境問題、環境教育を必ずや入れて、しっかりと子供のうちから環境の問題について認識を深め、そして日常生活の中で取り組めるような、そんなような教育ができたらと考えているところであります。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 先日、私も聞きに行かせてもらいまして、すると、非常に何か知らないことがいっぱいありまして、ああ、そういうことかというふうに開眼したといいますが、再生エネルギーは漠然と考えていたんですけども、やっぱり今歴史的に見ても非常に転換期じゃないかという講演でしたので、やっぱりそのところは住民の方にもやっぱりしっかり自覚していくというか、知らせるためにも、町でもああいう講演会みたいなものをぜひやっていただけたらなと思います。今コロナウイルスでどうのこうのでちょっと大変ですけども、そのようなお考えはありますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 当然、この宣言をする以上、これを周知するのは、講演会あるいは広報等でしっかりと町の姿勢を示していくということが大事かなと思います。当然、講演会等も計画をしてみたいと思いますが、今はコロナウイルスの問題がありますので、これは慎重に考えていきたいなと思っております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 町の第6次総合計画改定案では、再生エネルギー利用の推進が明記されております。再生可能エネルギーは地域に産業を興すとして、全国で大小様々な取組がされております。

福島県喜多方市は、再生エネルギー導入率は2016年で54.3%です。福島県は、2040年までに100%を目指すとして、それ以前に達するところの喜多方市は言うております。原発被害を受けた地域なので、優先的に取り組んでおるそうです。2017年から、放置されている森林を整備して、木質バイオマスの活用や小水力発電、また、もみがらのペレット化を発電になど検討中ということで、東京に職業も若者も吸い取られてしまう、再生エネルギーで若者が住み着くまちにしたいという思いが住民の方には強くあるそうです。

また、岩手県久慈市は、再生可能エネルギーで地域活性化を図るとして、波力、波の力の発電、それから、木質バイオマスエネルギーの活用など、地域の企業が協力して取り組まれております。

町では、公共の建物に太陽光施設を設置するとの方針を出しましたが、再生可能エネルギーの具体的な施策をただいま町長が申し上げられましたが、具体的によろしく願いたします。

議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） お答えいたします。

再生可能エネルギーの利用の具体的な取組といたしましては、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を引き続き実施をしております。また、町有建物の有効利用と再生可能エネルギー利用促進を図るため、小・中学校など5つの施設で事業者へ屋根を貸し、太陽光発電事業を行います。最大出力は全体で323.19キロワットで、年間の発電量といたしましては約30万キロワットアワーとなります。令和2年の秋頃には、一般家庭約62世帯分程度の発電を開始する予定でございます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 東京都江東区は、マイクロ小水力発電施設を川に設置して、LED街路灯の電源にしております。町は、内川や岡堰など、田の用水路は冬でも大量の水が流れております。用水路に沿った道路の街路灯に小水力発電を利用して電気料を節約する考えはないか、お聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

産業振興課長（宮澤 達君） 御質問にお答えをいたします。

当町におきます農業用水路の水利権につきましては、かんがいのために許可されたものであり、その取水量については期間を定めて決められております。農閑期となります9月下旬から4月中旬までの間は毎秒1立方メートルであり、かんがい期の6分の1以下の流量となっております。

また、過去に実施しました町川での小水力発電の可能性に関する調査の結果では、100キロワット以下のマイクロ水力発電に区分される規模の施設であっても、補助事業の採択基準となります1キロワット当たり300万円未満を満たすことができず、また、施設の耐用年数、維持管理費等を勘案した経済性評価でも低い評価となり、導入については困難となっております。

以上を踏まえ、農業用水路での小水力発電については考えておりません。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 災害時のエネルギー確保は、避けて通れない重要な施策です。避難所に指定されている建物、地域の条件にあった再生可能エネルギー施設の設置を進められないか、お聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどからもお話が出ていますように、環境問題に取り組むほか、災害時の電力供給を行えるよう取り組んできた結果、令和2年度より公共施設の屋根貸し事業におきまして、指定避難所になっております池田小学校、会染小学校、高瀬中学校、そして池田認定こども園、福祉避難所に指定されておりますやらぎの郷に太陽光パネルが設置され、蓄電施設も設置されます。この事業の契約の中で災害時には蓄電施設の電気を使用できることとしておりますので、このことにより災害時避難所となった場合、有効な電源の確保ができるものと考えております。

ただし、他の指定避難場所につきましては、構造上の理由、耐荷重、それから面積等により、この屋根貸し事業について太陽光パネルを設置することは困難であります。他の再生可能エネルギーについても、指定避難場所の立地条件等を考慮する中では、今の段階での整備

は困難であるというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） この前出た洪水の予測ですね。池田町、平らなところがほとんど0.5から3メートルのあれに浸かってしまうというようなハザードマップが出ました。このところずっと災害続きで、いつひどい災害になるかもしれないということで、やはり小学校とか中学校、やすらぎの郷、こういう大きな公共施設に置くのは、それはもう当然なんですけれども、指定されている地域の各避難所にも、やはりそういう再生エネルギーを含めた何らかの電源ですよね、その確保というのはやっぱり避けて通れないんじゃないかと思うんですが、その点、何か工夫をして、ほかの自治体がやっているようなことを工夫をして、探すといいですか、調査するという考えはないでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） 各集落センター等、そちらのほうにも太陽光パネル等に乗せるということは、先ほども言いましたように耐荷重等、面積等によって考えられないことはないというふうには思っておりますが、そのための整備費用、費用対効果等も含めれば、今の段階では全ての各地区の集落センターには難しいんじゃないかというふうに考えております。

あと、いざ災害が起こった場合の電源確保については、これ環境に優しくないとわれればそれまでですが、発電機等による対応と、各地区の防災会においてもコミュニティ事業等で買っていてあるところもございますし、町でも備蓄がありますので、そのような形での対応ということになるかというふうに思います。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） これは、町長にお聞きしますけれども、各集会所全てに太陽光というのはもし無理だとしても、住民の要望に応える形で、できるところから少しずつでも集会場に太陽光の施設、避難したときに電源を確保する、そのような施設を造るというような、そういう備えをしていくというような考えは、町長、どうでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） もちろん、その地域の皆さんと協議して、今建物の構造上、耐え得る

ものであれば、大いに検討を進めてまいりたいと思います。ただ、早急な対応はちょっと難しいと思いますので、今、総務課長答弁のとおり、非常電源としては発電機を使用するとい  
うところに対応していきたいなと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 現在ある公共施設の電気設備ですね、もし洪水災害が起きたときに、その電源の一番大事なところが浸水しないようにということで2階以上に設備を上げるとい  
うか、そういう措置は今後取れないでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） 例えば、一番の肝となるのは、この役場庁舎になります。これも  
非常用電源、発電設備は、ちょうど地面と同じよりちょっと高いだけであります。先日、県  
から出されております浸水想定区域のものでいきますと、おおむね3メートル、1階の軒下  
までという形になっておりまして、もしそうなった場合には、まず使用はできなくなるん  
ではないかというふうに思われます。それに当たりまして、今御提案のありました2階以上  
ということではありますが、先日もちょっとこの間の庁舎のエアコン設置の関係で、屋外機を  
役場の食堂の西側の屋根の上に置きたいというふうに思っていたんですが、やはり構造上難  
しいと。発電機ともなれば、発電設備等になれば、それもましてや無理だなというところで、  
今おっしゃられたように、確かに2階以上に置くことは好ましいことだということは十分認  
識しておりますけれども、今すぐ対応ができるかと言われれば、もう少しお時間をいただく  
しかないというところでございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） ぜひ、今すぐしていただければ一番いいんですけども、構造上を  
少しずつ改善して、2階以上に電源の一番大事なところを設置していただければと思います。  
次に進みます。

女性の社会進出は、町はどのように進めますかということでお聞きいたします。

2015年国連で採択された持続可能開発目標は、2030年までに達成すべき17の目標の中でジ  
ェンダーの平等が挙げられております。2019年に世界経済フォーラムが発表したジェンダー  
平等指数は、日本は153か国中121位です。2006年は153か国より少ないでしたが、80位でし

た。また、昨年6月、国際労働機関ILO総会でハラスメント禁止条約が採択されましたが、日本経団連は棄権いたしました。

日本のジェンダー指数が低い原因の一つは、財界が経済の利益優先で、ジェンダー差別を利用して女性を安上がりな労働力とみなし、社会は女性に家族的責任を押しつけ、男性には企業戦士、長時間労働をし、それをよしとした風土をつくり上げてきたことが挙げられると思います。もう一つは、戦前からの男尊女卑の考え方、個人を国の従属と見る考え方がいまだに残っていることが指摘されております。特に安倍首相は、国家主義的な国家観を堅持し、明治以来の家制度をかたくなに固持し、女性天皇の問題や結婚後の姓の選択をかたくなに拒否し続けていることが、今でも男女平等が進まないのではと考えております。

そこで、お尋ねいたします。

ジェンダー平等への考え、町の方針を町長にお聞きします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

池田町では、男女共同参画推進のために平成14年に男女共同参画プランの作成、平成17年に条例制定、平成24年には行動プランの作成等、池田町男女共同参画まちづくり推進協議会を中心に様々な活動を行っております。

平成28年度から平成30年度に実行した男女共同参画プランでは、地域における男女共同参画の推進と女性の活躍支援に重点をおき、基本目標に、1つ、男女共同参画に向けた意識の確立を図る、1つ、男女が多様な生き方を選択できる社会の実現を図る、1つ、一人一人が安心して生活できる環境形成を図る、1つ、あらゆる分野への男女の対等な参画の推進を図るを掲げ、男女共同参画意識の推進・啓発のための講座の開催等により、地域でも家庭でも職場でも、男性と女性が協力して誰もが生き生きと生活できる町を目指して推進してまいりました。

そんな観点から、池田町といたしましては、平等、不平等と、男女性による不平等というところはかなり改善されてきていると私は認識しております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 今まで町に何度も町の職員の管理職について女性の登用を進めるよう求めてきましたが、適材適所に配置しておりますという答えでした。

年度を区切って女性管理職の具体的数字を示した目標を立てられないか、お聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、この件につきまして、私のほうから回答させています。

現在の町の管理職の状況についてお話しさせていただきますと、御覧のとおり、管理職と呼ばれております課長の総数は10名を数えております。そのうち女性職員につきましては2名ということになりますので、登用率は20%ということになっております。

この数字が高いか低いかとの評価になってくるわけではありますが、参考までに大北管内の他の町村の実情をお話しいたしますと、まず、お隣の松川村でございますけれども、松川村は課長総数14名中、女性の管理職はゼロとなっております。白馬村につきましても、課長数13名中、女性はやはり同じくゼロということです。小谷村につきましては、8名中1名ということでありまして、その登用率は12.5%という状況となっております。

この結果、当町だけが複数名以上の女性の管理職を登用しているということになっておりますので、この水準を引き続き保っていけたらと思っております。

しかしながら、御質問の中にありました年度別の目標数値、この設定ということにつきましては考えておりません。人事というものは数字に縛られるものではなくて、そのときの空いたポジション、ポストにつきまして、いかに職員を評価して決定をしていくかということになってまいりますので、男だから、女だからという考えではなく、そのときのベストの人材を登用するというのが人事の基本中の基本と考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 今の言い方でしたら、適材適所を考えて、男女別なく考えておられるということでしたので、そうすると10人課長おられて2人の女性課長がいるということは、2人しか女性に適材適所の人がいなかったということではないのでしょうか。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 私、適材適所という言葉、今回の回答の中で一切使っておりません。今いる現状ということで話させていただいたわけでございますので、それしかいなかったということではないというふうに御理解をお願いしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 今、町長のお話だと、平成14年、条例づくりであって、17年に条例が制定されたということで、もう大分14年か15年たつわけですよ。なかなかやはり課長の人数も増えていない。私がいたときは、3人か4人、女性課長がおられました。全然増えてない。それから、自治会の自治会長さんも、やはり男性中心、そういうような町の雰囲気というのがもうずっと続いております。何とかやはり女性を登用するということは、町がやっぱり率先してやるべきじゃないかなと思うんです。これは、どこかが走り出さないと、なかなか進まない。このままいくと、10年、20年このままです、本当に。だから、やはりスウェーデンとかフィンランドでも、昔は女性があんなに活躍していなかったそうです。だから、ここで何とか走り出すということで、町長、何かいい方法があれば教えていただければなど、ここで10人中2人でいいということではないでしょうと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 10人中2人というのは結果でありまして、決して差別して女性を減らしているわけではありません。自治会の自治会長さんというのは、これは自治会それぞれに伺ってみれば分かりますけれども、なかなか女性はやっぱり、女性の自治体長さんが出てくれば大いに歓迎すると思いますけれども、そういう女性がなかなか現れないという、これは池田町の気質であるのかどうか分かりませんが、さっきの副町長の答弁ではありませんが、ほかの自治体では女性課長がいないということは、この地域の全体的な気質であるのかなと思います。決して拒むものではないと、大いに出てきてほしい。

私は、議員の皆さんもここには2人の議員の皆さんおりますけれども、4人は女性の議員さんが欲しい、失礼、3人の女性の議員さんがおりますが、少なくとも4人は欲しいというふうに考えておりますし、課長さんにつきましても、4割ぐらいの課長さんがいれば、また、大いにやっぱり女性の目線での行政というのができるんじゃないかなと思います。決してそれを制限しているものではないということをお理解いただけたらなと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 先ほど議員の発言の中で女性課長が3人も4人もいたという発言ございましたが、確かに歴代の課長を見てもその人数になるんですが、ただ、同時に複数というものはございません。1名という課長の者はいましたけれども、同時期に3名も4名も女性課長がいたということはありません。

なぜそういったことになりますかというのは、まず、男女同数の職員採用ということではないです。当然入ったときは一緒の数かもしれませんが、その後の出産、育児等によりまして退職されていったということがございまして、現在の係長級から始めましても、そもそも男女数が同じレベルではないと、そういうこともございますので、こうした登用数をなっております。決して女性の力を見くびった結果ということではないということは、これはちょっと認識を改めていただかないと非常に困るなというふうに思っております。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 私が入ったときは、福祉課長さん、それから住民課長さんが女性だったと思います。それで、やはり女性が町で活躍するというのは、きめ細かな細かいところまで気がつくので、やはりこういう小さな町には女性の活躍というのが非常に大事だと思いますので、これからもぜひ考えていただければなと思います。

次に、お願いいたします。

女性が社会で働きやすい環境を整えることが、ジェンダー平等が進むことになります。病児保育を整えることやニーズに合った早朝保育、また、女性が多く働く介護職、保育職の待遇改善など、やるべき具体的施策はいっぱいあります。町はどのように具体的に進めていきますでしょうか。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、ただいまの質問の中で保育職、介護職の待遇改善という言葉もございましたので、今まで町が女性職員に対しまして行ってきた待遇改善の実例を申し上げたいと思います。

まず、1点目は産前休暇の関係でございます。これにつきましては、母子の体調面、健康面を考慮いたしまして標準と言われる期間は6週間と言われておりますが、町につきましては、そこに2週間追加いたしまして8週間ということで設定をさせていただいております。その後、育児休業に入ってくるわけでございますが、従来でありますと、その休んだ期間の2分の1しか在職期間がないというふうに認められていたわけでございますが、当町、これも改善をいたしまして、休んだ全期間を在職期間とさせていただきました。この結果、復職時には、すぐ昇給が可能ということにもつながってるところであります。

このように、安心して出産ができる体制づくりというものも実践をしてきているわけでございますし、また、臨時職員につきましても、この4月から制度導入いたします会計年度制

度職員ということの位置づけになってくるわけでございますので、月給制、それと期末手当支給というようなことで賃金のベースアップも図ってまいりますし、また、今まで臨時職員にはなかった夏季休暇、これにつきましても創設をするということで、もう既に決定済みになっております。

あとは、現在検討に入っているというものは、法定外伝染病の療養休暇であります。具体的に言えば、インフルエンザ等がこれに該当してくるわけでございますが、これが今まで無休の療養休暇であったわけでございますが、これを有給化にしようということで、現在検討に入っているということでございます。

こういった動きもぜひ民間企業のほうにも広げていきたいということで、町では人権擁護委員の皆さん方が行っております人権教育、この中で女性の待遇改善ということもお願いをして、各企業に回っていただいているところであります。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 前にある女性から、会社の営業時間に間に合うように早朝保育の開始時間を7時でお願いしたいという要望がありまして、それで、教育委員会と女性と一緒に交渉を持ちましたが、できませんということでした。それで、その方は正社員で働きたいので、子供さんの育児休暇が済んだので、即、正社員で働きたい要望が強いので何とかしてもらえないかというようなお考えでした。その方は、今現在、会社を辞められたということです。

松川村は7時から早朝保育されております。やっぱり女性が働きやすい環境を整えるということは、池田町のイメージにもつながりますし、それから、若い世代を呼び込むことになりますので、ぜひ女性が働きやすい環境を整えるということをぜひやっていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの服部議員の御質問にお答えいたします。

延長保育の関係につきましては、議員御指摘のとおりでございますが、池田町、現在、延長保育の時間帯は7時半から最大で夕方7時までという時間帯を設けております。先ほどの事例で申せば、7時半開始時間を30分早く開始して7時からという要望でございますけれども、教育委員会のほうでお答えしたとおりでございますが、現在7時半から最大7時までの

延長保育時間につきましては11時間30分という時間帯が確保されておりますので、松川村の保育対応時間につきましては、朝7時から夕方6時半までの11時間30分という時間帯ということです。ですから、池田町につきましても11時間30分でありますので、同時間、保育時間のほうは確保されているという状況ですし、ほかの大町市や安曇野市、松本市、塩尻市の状況でも、7時半を開始時間というような設定をしているということで承知しておりますので、その点につきましては、どうか御理解をお願いしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 松本市とか安曇野市は、多分職場までの時間が短くて多分済むと思うんです。池田町は、やはり南の松本市とか安曇野市に行く方が多いので、何とか8時始まりの時間帯に合わせる形で7時にしていただきたいと、その方そういうふうにおっしゃっていましたが、やはりその要望に応じて若い方を呼び込む、それは私は非常に大事じゃないかなと。30分繰り上げると町の予算はどのぐらいになるか、ちょっと私も計算していませんが、何とか実現することはできないでしょうかね。もう一度お聞きします。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 先ほどお答えした内容につきましては、教育委員会としても以前からお答えしている内容でございますので、ここで改めてお答えを変えるというところは、ちょっと考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 次に進みます。

国民健康保険の負担の軽減をということでお聞きいたします。

国民健康保険の町の加入率は約38%、そのうち65歳以上の方が54%を占めています。国保加入者は、年金受給者、自営業、非正規雇用者など、比較的収入が低い層の方が多くおられます。しかし、国保の保険料は、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍と他の健康保険と比べて大きな負担となっています。収入が低いのに負担が重いので、滞納になりがちです。滞納が続くと、正規の保険証は交付されなくなり短期保険証になり、短期でも期間が1年や半年ならまだいいのですが、池田町はほとんどの短期保険証は1か月です。病気で病院にかかる期間が長ければ、役場に幾らかの保険料を持って短期保険証の更新をしてもらうために足

を運ばなくてはなりません。わざと滞納している方はおられないと思います。

そこで、お尋ねいたします。

横浜市は資格証を2016年に廃止し、昨年8月には短期保険証を廃止いたしました。短期保険証は、昨年の4月段階で2万1,763世帯発行していたそうです。国は、発行の際に機械的な運用をせず、納付できない事情を把握するよう自治体に通知を出しております。横浜市の担当者は、多数の滞納者への対応で十分な対応ができなかった。短期保険証を発行しても保険料を払えるはずもなく、保険料回収率が上がることもない。結果として短期保険証をゼロにした。国の通知に立ち返っただけと答えております。

また、横浜市の国保料滞納者への対応を変えた国の通知は、2008年参院決算委員会で共産党の議員への国の回答で、短期保険証の交付は申出があることのみが要件で、滞納金の一部納付は必要ないという答えでした。その後、国は従来の国保行政を手直しする通達や事務連絡を出して、横浜市はその通達に沿った状態を見直したということです。

町もこの国の通知に沿った対応を求めて、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。  
議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、お答えさせていただきます。

この短期保険証の関係につきましては、昨年6月議会で議員のほうからお話がありました。町としては、そのときにもお答えをいたしましたけれども、滞納が6か月から1年以上滞納される方については、短期保険証を交付をする中で納付に対する相談を行っていくということで町としては進めさせていただいてございます。また、更新のときに納められないから短期証を交付しないということは、一切行っておりません。あくまでも相談の機会を設けるといのが、一番の重要な点でございます。

そして、議員御指摘の件でございますけれども、参議院予算委員会での答弁内容につきましては、短期保険証が交付されずに資格証を持って医療機関の窓口で一時払いが困難な旨の申出を行った場合については、短期保険証を交付することができるということになった点を閣議決定されたものでございます。資格証明書の場合ですと、10割負担、一時払いですね、ということが生じます。それにより受診が困難とならないようにするために、短期保険証の交付ができるという形で国が答えたものであります。

また、池田町の場合は、今、資格証明書の交付という形は一切取っておりません。あくまでも短期証ですね、交付してございます。先ほども述べましたように、納められないから短期証の継続をしないということは、一切行っておりません。

また、横浜市の関係でありますけれども、当町の場合は滞納をされている方、短期証交付の方の人数と顔も分かっております。この件につきましては、厚生労働省のほうからも、短期証を使用することによって有効に使う滞納者とのコミュニケーションを取るように、納税意欲を持っていただくようにという通知も出てきておりますので、当町におきましては今までどおりの取扱いで納税意識を高めてもらいつつ、幾らかでも納めてもらうようにしてまいりたいということで答弁とさせていただきたいと思っております。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） その場合、短期保険証の期間はほとんど1か月なものですから、そうですね、今、3か月、この前、1か月がほとんどでした。ぜひ短期保険証の期間を長くしていただければなと思っております。よろしくお願ひします。

それから、子育て世帯の負担軽減のために、前も言いましたけれども、均等割、子供の均等割を減免できないかということで、全国では26の自治体がやっております。長野県では小海町が実施しております、それぞれ自治体によって工夫しております。18歳までの子供の全額減免、また多子世帯の減免、3子以降とか2子以降の減免、半額減免など、それぞれ様々ですが、ぜひ子育て世帯を応援するという自治体の姿勢を、ぜひ示していただきたいと思っております。町民アンケートによると、やはり町の総合計画を求める第1位は子育て支援、少子化対策でした。ぜひ、この少子化対策に非常に効果的だと考えますが、この考えをお聞きしたいと思っております。

議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） お答えいたします。

こちら6月に答弁させていただいておりますけれども、均等割につきましては、国民健康保険に加入している方それぞれに等しく負担していただくものとして設定をされております。現行の国保制度にない減免措置を町独自に実施する予定はありませんけれども、引き続き各種団体を通じて均等割を軽減する支援制度の創設を国に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10番 服部久子君 登壇 〕

10番（服部久子君） 小海町の子供さんの均等割、3子以上を減免しているんですが、そ

の理由が、小海町独自で条例をつくっているんじゃなくて、国保減免条件というのがあって、災害被害というか、そういう特別条件に基づいて、その多子世帯もその特別条件に入るんじゃないかということで第3子以降を減免しているということです。そういう工夫をしていただけないかと思って、これは首長の裁量で実現したそうですが、町長のお考え、何かいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 裁量ということでありますけれども、制度上の問題もありますが、研究する必要はあるかなと思っております。大いに研究をして、可能であるものでありましたら、また検討を進めたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 均等割というのは、子供さんの均等割、たしか2万8,000円か3万円ぐらいだったと思うんですが、もしそれが子供さん2人、3人、4人となると、これ非常に重い負担になってくるんですよね。やはり子育てを支援するという割には、これは検討までいかないんだったら、やはりそのところはぜひ町長も考えていただいて、町長たしか5人のお子さんをお持ちですが、ぜひ子供さんをたくさん産んでいただくように、ぜひ、3人以上は減免するというという、何か工夫をしながら減免できないでしょうか。もう一度お聞きします。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 今、お話しでありますので、小海町等の事例の研究をしてみたいです。その結果、可能であれば、またその制度等も考えてみたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

10番（服部久子君） 研究をしてみたいということをお答えいただきましたので、また、町長が町長になられたときにまた質問いたしますので、よろしく願いいたします。

終わります。

議長（倉科栄司君） 以上で、服部久子議員の一般質問は終了いたしました。

横 澤 は ま 君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

4 番に、4 番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔4 番 横澤はま君 登壇〕

4 番（横澤はま君） 4 番の横澤はまでございます。令和2年2月と書いてありましたが、訂正させていただきます。お詫びいたします。3月でございます。

それでは、今回2点質問させていただきます。ほとんど教育に関することでございますが、よろしく申し上げます。

1、池田町第2次教育大綱の方向性についてであります。

「子どもがまんなか、未来を拓くひとづくり」を基本理念とした新たな第2次教育大綱が策定され、これまでに培われてきた池田町の教育精神を継とした教育大綱の取組は、町民一人一人の願いを酌み取った幸せな人生を実現するための人づくりを原点とした素晴らしい方向性を示しております。この基本目標と第6次総合計画の基本目標の一つである、「未来を切り開くたくましい子どもが育つ町」の保育・学校教育を踏まえた施策や方向性につきお聞きいたします。

1点、池田町が目指す教育の基本的な眼目についてであります。人はどう生き方をすれば幸せになれるか、そして周りの人も幸せにすることができるか、これを教えるのが教育の最も根本的な眼目であると考えます。それには、教育の場はもちろん、あらゆる人が、人間とは何か、いかに生きるべきものなのかということをよく理解することが大切なことだと思います。教育とは人生の生き方の種まきなりと言いますが、教育大綱策定に当たり、「子どもがまんなか」と据えた教育の根本的な項目は何か、簡潔に教育長に改めてお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内延彦君 登壇〕

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、人生最上位の目的は幸せに生きることです。言うまでもなく、大人も子供も幸せは一人一人異なるものでありまして、子供たちには、それぞれの興味、関心や能力、個性等に応じた進路選択をしていく中で、希望ある未来につながる幸

せな人生をそれぞれ実現してほしいと願っております。

教育大綱の基本理念に「子どもがまんなか」という言葉を入れたことには、大きな2つの願いが込められております。

まず、1つ目ですが、子供自身がありのままの自分を受け止め、他者を大切にすることと同様に自分のことを大切にしてほしいという願いであります。子供が自分を大切にするためには、乳幼児期から周囲の大人から無条件の愛情を受けることが大切であり、子供の気持ちや考えは、保護者のみならず多くの大人たちからも尊重される環境が不可欠であります。つまり、「子どもがまんなか」には、自分自身を大切な存在であると子供自身に自覚してほしいという、大人から子供たちへのメッセージが込められております。

2つ目ですが、子供を取り巻くそうした大人たちの意識を高めていきたいという願いがございます。大人が子供を支え、時に指導する場面もありますが、そこには子供との信頼関係が不可欠であり、子供の気持ちや考えを無視した関わりだけでは子供からの信頼を得ることはできません。子供といえども一人の独立した人格を持った存在として尊重され、保護者、教師、地域住民問わず、すべての大人が子供たち一人一人の尊厳を守る意識を高めていかなければなりません。「子どもがまんなか」という言葉には、そうした子供に寄り添うすべての大人たちに対する願いもメッセージとして込められております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ただいまの教育長のお話から、しっかり受け止めて、また、町全体がこれに向かって進めていただければというふうに願っております。

1つ、教育関係の現場のことではありますが、教育って私たちはよく分かりませんけれども、何だろうなということを考えますと、結局は人がどう生きたらよりよい人生が生きられることを教えるのが、この本来の教育だというふうに私は解釈しております。

例えば、本当に子供たちに教えなければいけない最も大事なことは、一つの知識ではなくて、やはり、例えばここにコップがございます。コップが逆さまになっておりましたら、先生方が一生懸命注いでもたまりません。それをいかに、このコップを上に乗せるかというのが、これが問題だというふうに私は思います。そこに先生方が少しずつ注入してあげますと、水たまりではありませんが、どんどんどんどん増えていくわけですね。そういういわゆる先生方の教えというものが非常に大事になってくるのかな。学校の現場の先生方にもいろいろ

聞きますと、今はもう先生方本当に大変でありますし、子供の扱い方も複雑になってきております。しかし、この教育は、基本は日本のきちんとした教育の底に据えて、子供に教えるということがどうもぎくしゃくしてきているのかなというような心配がございます。最終的には、子供がどう生きるかということが、この今のコップがいっぱいになりましたら、その子供の生きる姿勢というものが決まってくるわけであります。

そういうところで、教育の中で自分がどのようにその学校で学び、そして人生を生きていく道を見出すかという姿勢だということが、一番肝心かというふうに私は思います。ですから、子供たちが先生を心の底から尊敬して、そして、その指導を受けたいと切望する気持ちになると、これがこのコップが上向きになるのではないかというふうに私は考えるわけであります。

いろいろと教育の、後にも出てきますけれども、若い方の心配やら、そして海外の教育やら、いろいろ注入されてきておりますが、根本はやはりそのこのところの土台が、学校全体でやはり考えてみるということが大事なことではないかなということなのです。

ですので、一度整理をしてみて、この基本理念の「子どもがまんなか」ということも、学校でも、そして地域でも、ぜひこのことを真剣に議論し合える場をぜひつくっていただきたいなと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、これからしっかり子供たちと対話を重ねる中で、しっかり大人たちを信用してもらえる信頼感をお互いに築ける、そんなまず人間関係、それがまさに人づくりということにもつながりますけれども、そういったことを、学校や家庭はもとより、地域の大人の皆さんとも子供たちが直接信頼関係を築けるような、そんな環境づくりを教育委員会としてはしっかり努めてまいりたいと思います。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ぜひ町民、そして子供たち、先生、この3体ですかね、そういう議論をお願いをしたいなというふうに思っております。

次にまいりたいと思います。

池田町のプログラミング教育の方向性についてであります。

教育には、時代を超えて変わらない価値のあるもの、不易と言いますが、豊かな人間性、

正義感や公正を重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心など、こうしたものを子供たちに培うことは、いつの時代においても大切にされなければならないことです。また、言語、歴史、伝統、文化なども同様であります。反面、時代の変化とともに変えていく必要があるもの、これを流行と言いますが、それが指摘され、文部科学省は変化の厳しいこれからの社会を生きる力として流行に柔軟に対応していくことも、また教育に課せられた課題であるとしております。

新年度から小学校で必須になるプログラミング教育は、今提言している生きる力が不易には当たらず、グローバル化に差し迫られた流行に相当するのではないのでしょうかということ、大変危惧しております。一部の流行、不易ならずのみを追うことは、教育の基本を失ってしまうことになるのではないのでしょうか。成長過程のしかるべき時期に必要な資質と能力を育てていくことが重要で、時代の中で自発的に自主的に育っていく目を持ち、自分の生きる道を見つけていくことが大事で、それを教育の中で教えていくことかと理解します。

前回プログラミング教育については、導入と活用を研究したいとの教育長のお話でありました。4月から始まる体制及び方向性をお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

議員が御心配なさっているように、プログラミング教育という手法が目的化してしまうということになれば、また、これはちょっと本質からずれてしまうということもあると思いますが、基本的にプログラミング教育が何のためにあるのかというその本質を、まずはしっかり現場と共有をしていくということが、まず大前提として大事かというふうに思います。

その上で、プログラミング教育は、段階的ではありますが、予算が許される限り積極的に導入をしていきたいというふうに考えております。来年度以降、国や県の動向も注視しながら、また、大北地域の他市町村との連携も図りながら、そのための環境整備や人材確保に努めてまいりたいと考えています。

ちなみに、池田町は既に小・中3校のインターネット環境は整備されておりまして、それぞれにタブレットやパソコン等の機器の設置も順次行われております。

大事なことは、プログラミング教育を正しく推進するための専門人材が不足しているという現状が課題としてございますので、来年度の課題としては、まず、専門スキルを持った人材確保を優先しつつ、同時に小・中各校の先生方に対するプログラミング教育への理解を深めるための情報提供や研修等の機会を設けていきたいというふうに考えています。

いずれにしても、これからさらに変化が激しい現代社会の中を生き抜く子供たちが、今後必要とされるICT技術に対する理解やスキルの獲得について、他の市町村に比べ遅れが出ないように十分配慮してまいりたいと思います。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） やはり池田町もそういう面では非常に心配されているということが、教育長のお話からよく分かりました。現場では本当に大変なことだと思います。今の忙しさで応えられるかなというところ、それから、部活動や生徒指導などで教員の時間数や内容を減らすどころか、小学校の3年生から6年生でありますが増えていて、授業の準備や教員同士が学び合う時間が十分取れるかなというようなことが外部から心配されるわけでありまして、ぜひ改定内容を充実するためにも、教職員定数の拡充など、絵に描いた餅にならないように、その辺のところをしっかりと準備態勢を整えていただけるようお願いしたいと思います。

次に、まいりたいと思います。

地域に寄り添う保小中15年プラン実践ガイドブックの作成についてであります。

前段で矢口稔議員のほうからもお話がありまして重複するかと思いますが、また違う角度でお話しさせていただきます。

教育大綱に、子供、保護者、地域、教職員、町、教育委員会、それぞれが基本目標に向かっての実現すべき事柄が示されております。特に、「子供たちは」、「保護者は」の文章表現に至った背景とはどんなことでしょうか。

また、保小中15年プラン実践ガイドブック作成とのことですが、どのような内容を考えているのか、お聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今いただきました2つの観点の御質問に、併せてお答えしたいと思います。第2次教育大綱は、町と教育委員会だけで検討し策定したのではなく、今後の推進を含めて、子供から大人まで、できるだけ多くの町民の皆様が議論に参加できるプロセスを大切にしております。池田町の教育、そして未来は、まさに次世代を生きる子供自身のものであり、子供と保護者が当事者として自分事であるという意識を大切にしてほしいと願っておりますので、そうした考えから、大綱の中にも、あえて池田町に暮らす全ての人々に登場していただき、そ

それぞれの役割や心がけてほしいことを明記したということでございます。

後半部分でございますが、保小中15年プラン実践ガイドブックは、現在、教育委員会事務局が保小中の園長や校長先生方と検討を重ねながら作成作業を進めております。主な内容は、教育大綱の基本理念や基本目標をしっかりと現場の先生方に具体的に理解していただくための研修の在り方や日々の授業づくりのモデルを示すようなものを考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 先ほどのお話と、本当にそういう面で、ぜひ広い目を持った町民の皆さん方にぜひ声をかけていただきたいと思います。御存じのとおり、池田学問所、もう200年以上過ぎております。そのときの精神がそこにしっかりと据えられておるんですけども、その中でぜひ池田町の教育に携わった方が非常に多いわけでありまして。先輩も、そして今活動されている先生方もということでありまして、忘れてはいけないことが私1つあると思います。それは、ここまで支えてきた教育、町民の皆さん、それぞれそうでありまして、特に教育者は、そこに一生懸命水を注いできたわけでありまして。ぜひそういった知識の方々からも吸収をしていただいて、この15年プランを豊かなしっかりした根づいたガイドブックを作成していただきたいと、そんなふうに思っております。

1つ、紹介をしたいと思っております。私がずっと長いこと学校関係、給食関係で携わった中に、ある先生がこんなことをおっしゃったんですね。それは、中学の皆さんを迎える言葉であります。唐突に、「飯を食え、空を見よ、本を読め」、これだけの入学式のお祝いの言葉でありました。その実は本がございまして、記録されてあるんですが、実にその中が簡潔に、その先生の意図することがメッセージに沿ってあります。「飯を食え」ということはどういうことなのかなと。それは、感謝して御飯を頂き、活力を得て人のために発揮、生きる。そして、自分の手でつかんで自分の口に運ぶ、何事も自分で取り組み、自分でつかみ取る。これが中学でつかみ取る一つの大切なことだと、これが「飯を食え」という意味だそうです。それから、「空を見よ」。悩みが多くなる、そんなとき青い澄み切った空、その空を見よ、それだけ気分が爽やかになる、夢を持ち、爽やかに健やかに生きよ、これが2つ目です。そして、最後の「本を読め」です。自分の考えを持って事に当たれ。自分で考え、自分で取り組み、その結果について自分で責任を取る、これが中学のあるべき姿であるということ、立派な本をまとめられたのがちょっと手元にありましたので、御紹介させていただきました。

いずれにしても、この15年プラン、こういった深みのある言葉を今子供たちに伝えていかなければ、このプランが無駄になってしまうなというところで、ですので、先ほど申し上げた多くの教育に関わった先生方にも知恵をいただいて、そして、内容のあるプランをつくっていただきたいなと、そんなふうに併せてお願いをするところであります。

次にまいりたいと思います。

地域と共にある学校に、コミュニティ・スクールの取組についてであります。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度が位置づけられ17年を迎えます。少子高齢化や人口減少が進む中で、学校の場合は、子供への教育だけでなく、人と人をつなぐ様々な課題に対し地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことが求められております。

保小中一貫教育を進めるに当たり、地域との連携、協働体制を構築した学校を核とした地域づくり、スクールコミュニティが可能ではないかというふうに考えます。町の豊かな環境と結びついた魅力ある学校教育を展開すれば、地方からの人口流出を防ぎ、都市部からの人口流入を喚起することも可能と考えます。

町の、地域の子供は地域で育てるという精神は、大人が子供のため、学校のため、将来の地域のために力を合わせるコミュニティ・スクールの組織と同様なものと理解いたします。当町は、取組についての考えはないと聞いていますが、改めてお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

池田町は10年以上前から、保護者や地域の皆様も委員として参加する学校活性化委員会が組織されておまして、現在も信州学びの郷活性化委員会として継続しております。つまり、長野県が信州型コミュニティ・スクールを推進する以前から、既にコミュニティ・スクールの大前提であります、学校、地域、保護者、行政が一体となって協議を行う場を池田町では設けておまして、地域と学校の連携を深めるための先駆的な取組が行われてきたというふうに理解しております。

第2次教育大綱にも、地域の子供は地域で育てるという池田学問所の精神はしっかり受け継がれておまして、今後も5つの保小中がより密に連携を図りながら、子供たちが地域の皆さんと豊かな交流を広げ、池田町の歴史や文化等にも関心を深めつつ、より幅広い学びの環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

4 番（横澤はま君） 結局はコミュニティ・スクールという形ではないけれども、それに付随をしますというか、同じ方向性でもっていくということでありますので、ぜひその辺のところをしっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にまいりたいと思ひます。

不登校、発達障害の支援についてであります。

先月の新聞掲載の移動知事室が始まったという記事の中に、町内の小・中学生の約600人のうち不登校や発達障害を含め配慮が必要な児童・生徒が150人ほどいるとした記事が目に入り、驚きです。4人に1人、25%の割合ということですが、どのような基準で決めるのでしょうか。

また、県や近隣の市町村と比較した状況についてお聞ひいたします。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの議員の御質問にあります、町内の小・中学生約600名のうち、不登校や発達障害を含め配慮が必要な生徒が150人ほどいるとした新聞記事の内容につきまして、お答えいたします。

約150人という数値は、県が行う調査、発達障害に関する実態調査において、町教育委員会が県に報告している数値が基になっているものでございます。その中には、診断名がついていなくても個別に配慮した支援が必要と思われる児童・生徒が含まれておりますので、御承知おきください。

発達障害等に診断される児童・生徒数については、県全体では8,405人と報告されており、児童・生徒数全体に対する割合は5.29%でございます。当町においては、同様に診断されている児童・生徒数、小・中学校合計では93人であり、当町の全児童・生徒に対する割合は14.69%でございますので、池田町は県の平均値より高いということが言えます。

なお、他市町村の数値は公表されておりませんので、個別の比較はできておりません。

説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

4 番（横澤はま君） 私もこの人数を見ただけで、おやっと思つたのが事実であります。こんなに池田町、全てがいいとはいひませんが、元気で健やかに、そして伸び伸びと子供たちの学校へ運ぶ姿を見ると、本当にいい子供たちだなというふうにおもひますが、

これだけの人数の子供たちが病んでいるのかなというところで、私たち大人の責任としても、あるいは家庭の中でも、しっかりとこの辺を見届けて、そしてどうしたらいいのかということを考えなければいけない一つの問題であろうかと、そんなふうに思っております。

この人数というのが、尺度で物を判断してはいけませんけれども、もっともっと子供たちに手厚く、そして心を持って接していけば、こういう人数は増えないはずだなというふうに考えております。先ほども、ちょっと前後になりますけれども、子供の育ちというようなことで、これはちょっと資料にも載せておきましたが、ちょっと大人たちが振り返って考えてほしいというのが、前回でもこのアメリカのドロシー・ロー・ノルトさんの詩を上段階を紹介いたしました。下に、ちょうどこれは私が学校にいたときに、これが書いてあったんですね。それを改めて書きとどめておいたのが、今日ちょっと時間もありますので読ませていただきます。そういうことも、私たち大人としての反省といえますか、大事なことだなということを思います。

子は親の鏡です。けなされて育つと、子供は人をけなすようになる。とげとげした家庭で育つと、子供は乱暴になる。不安な気持ちで育てると、子供は不安になる。かわいそうな子だといって育てると、子供はみじめな気持ちになる。子供を馬鹿にすると、引っ込み思案な子供になる。親が他人をうらやんでばかりいると、子供も人をうらやむようになる。叱りつけてばかりいると、子供は自分は悪い子だと思ってしまう。励ましてあげれば、子供は自信を持つようになる。広い心で接すれば、切れる子にはならない。慰めてあげれば、子供は明るい子に育つ。愛してあげれば、子供は人を愛することを学ぶ。認めてあげれば、子供は自分が好きになる。見つめてあげれば、子供は頑張り屋になる。分かち合うことを教えれば、子供は思いやりを学ぶ。親が正直であれば、子供は正直であることの大切さを知る。子供に公平であれば、子供は正義感のある子に育つ。優しく思いやりを持って育てれば、子供は優しい子に育つ。守ってあげれば、子供は根っこに強い子に育つ。和気あいあいとした家庭で育てば、子供はこの世の中はいいところだと思えるようになる。こういう項目がありました。

やはり子供というのは、本当に息を吹き込み、そして元気よく歩いていくという、ここが大事なことでありまして、それが自立心であります。やってみて、褒めてやらねば、上達なしという言葉をよく使いますが、学校現場も家庭も私たち一般社会も、こういうことを改めて見つめ直し、また、このガイドブックの中にも一つの意を酌み込んでいただければ、若いお父さん、お母さん方の教育に対する迷い、子供たちに向き合う心、これが育っていけるの

ではないかということで、ちょっと紹介させていただきました。

ぜひ、今後いろいろございますけれども、それぞれの大人の責任として、池田町から発達障害の子供を温かく見つめてやって、そして子供がやがては自立していく、長いスパンの中で人生の中で自立できればというふうに思っております。

次にまいりたいと思います。

池田町教育大綱におけるイエナプラン教育、これも先ほど矢口稔議員が一般質問で申し上げましたので、私のほうはまた違うところからちょっとお話しさせていただきます。

近頃、池田町の未来の教育に対し、町内外の様々な方から関心が寄せられているように感じます。ここにイエナプランというドイツ、オランダで広がっている教育方法が話題となっておりますが、他市町村から、池田町はイエナプラン教育を行うのかという声が聞こえてきます。第2次教育大綱の明確な方向性を示された中で、このイエナプラン教育をどう据えているのか、考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの発達障害のことについて一言申し上げたいと思います。

先ほどの議員の御発言の中で、発達障害の子供たちが病んでいるのではないかという御発言がありました。教育委員会としましては、私も含め、発達障害はあくまでもその子その子の特性や個性という捉え方をしておりますので、病んでいる、または困った子というような認識は一切しておりませんので、そこは一言申し添えさせていただきたいと思っております。

その上でただいまの御質問にお答えいたしますが、イエナプラン教育は、今から約100年前の1924年に、ドイツのイエナ大学の教授であったペーター・ペーターゼンが始めた実験的学校教育の理念をまとめたものでありまして、その後、オランダでの発展を経て、日本では2000年以降、全国的に関心が高まっております。

昨年4月に日本で初めてのイエナプランスクールが長野県佐久穂町に開校して以来、長野県内での関心や動きも活発となり、池田町においても一部の保護者が自主的にイエナプラン教育の学習会等を定期的に行っていることから、議員御指摘のように、池田町でもイエナプラン教育が行われるのかとの問合せが増えているものと考えますが、現時点では、イエナプラン教育をそのまま池田町に導入をするという考えは持ってございません。

ただし、私自身もイエナプラン教育について学ぶ中で、イエナプランが大切にしている20の原則、例えば、どの子にも自分らしく成長することが尊重されていることや、互いの違い

を認め合う多様性の尊重、そのほか多くの理念で池田町第2次教育大綱との親和性が高いということは率直に感じております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ただいまのお話でよく理解しました。あくまでもこの教育大綱に、そして、イエナプランの良さを入れていただいた中でのいい教育大綱を目指していければというふうに考えております。

次にまいりたいと思います。

教育振興に予算措置をとということであります。

教育大綱を通し様々な教育の環境づくりの取組がされますが、新年度より小学校は学習要領の改訂が全面実施となり、教材研究や研修など、環境を整える上の予算措置が講じられることと思います。ある町では、学校の先生方や子供たちのために教育振興に1校200万円の予算措置をしたところ、学校全体が活性化したという話を聞いたことがあります。教育大綱に掲げた「子どもがまんなか、未来を拓くひとづくり」とした、子供は池田の宝であればこそ、思い切った教育の予算措置と思いますが、町の考えをお聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

令和2年度の当初予算の中で、池田小学校に関する予算額は3,211万円、会染小学校が3,343万円、高瀬中学校が3,752万円となっております。3校合わせると、1億円を超す予算立てとなっております。3校共通して言えることは、教育に直接関わる教材費等の費用は学校側の要求どおりとし、さらには、2年度からの給食の見直しによる単価アップが予定されておりますが、上昇分は全額公費負担とし、保護者からは求めておりません。

半面、校舎の光熱水費や修繕費用など維持管理費を中心とした費目につきましては、一部カットもしくは優先順位をつけての予算化となっております。当面限られた財源での予算編成となりますので、こうした運用になろうかと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 昨年の骨格予算を見ますと、本当に厳しいなというふうに思っており

ます。どこかで捻出をしていかなければならないということも重々承知であります。ただ、教育はそれだけにかけているという、この池田町に対する熱意といいますか、心がけるのは、本当にありがたいな、大事なことだと思います。

あえて言えば、今年だけではありませんが、これからもっとこういうところを大胆に、先生方にやる気、やる気といったら語弊がありますがけれども、先生方も歓喜を持って子供たちに接するには、やはりお金があるということが一番活動しやすい。そして、働き方改革でいろいろぎゅうぎゅうぎゅうぎゅうになってきます。非常に気まずい思いもあります。学校にいられない、研究もできない、こういう社会になってくるという反面、しかし、その中にみんな先生方が一生懸命研究をしよう、そして子供たちのためにという、そういった教育の振興に対するお考えというものがあれば、知恵を出せば、きっと先生方も頑張ってくれる、子供も元気になる、そういう思いがするわけであります。

ぜひ、この問題については、毎年予算を計上されていきますけれども、そんな思いもあって、これからの教育に対する振興に対するお金も考えていただければというようなことをお願いであります。よろしくお願ひしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

学校における食育充実のための運営管理体制についてであります。

給食センターの栄養職員削減に伴う補充対応についてであります。

児童・生徒の減少から、学校給食の食数が1,500食を下回り、それに伴い4月から学校栄養職員、県職であります。1名減が確実と聞きます。食に関する指導の手引きが改定され、栄養教育としての給食管理、食に関する指導を一体的に行うコーディネーターとしての役割などが求められている中で、なおかつ、給食センターゆえに、5校の食育指導の責務を負うことは非常に厳しいものであります。

また、文科省は、今年4月から持ち帰り残業は原則行わないとして、各教育委員会に勤務時間の管理を義務づけるとしております。よりよい給食運営管理をされるために、4月よりどう補充対応をされるのか、お聞きいたします。

議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） それでは、ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

現在、池田松川学校給食センターには、管理栄養士1名、栄養士1名、資格を有する県職員が2名配置されております。栄養教諭と学校栄養職員として松川中学校に在籍し、池田町、松川村の5校の小・中学生に対して、学校給食の献立作り、食育指導や啓発などを専門に行

っております。

議員の御指摘のとおり、県教育委員会から、学校給食数の減少に伴い2名配置から1名配置に令和2年度より人員の削減を行いたいという連絡を受けております。今後の対応策といたしましては、池田松川学校給食センター内での事務分掌の見直しなどにより、栄養教諭の業務を補助できる部分については他の職員が補助することで、1名体制であっても本来業務である学校内における子供たちへの栄養指導や食育指導にも力を注げる体制づくりを考えてもらいたいと思っております。

また、栄養教諭1名体制になりますと、今までクラスごとに指導できていた栄養指導などが、どうしても全校単位もしくは学年単位で行うなどの影響がでることは予想されますので、食育につきましては、学校職員に限らない地域人材の活用など、他の方法を検討してまいりたいと考えます。ぜひ、皆様のお力もお借りしながら、食育推進にも配慮してまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 結局のところ、県職2人です、栄養教諭と学校栄養職員ですね。これは県の立場からですので、お給料はもちろん町村では出ないわけでありまして。こういったところを考えますと、全国的にそういうなかなか崩すわけにはいかないというのが、確かにこれは本当に難しい問題であります。今も長野県でもそういった、池田松川の給食センターの立場に立って、大変だというところがございます。

しかし、この栄養教諭制度というのをつくったことが、今の子供たちに食育をきっちりとしていかなければ、日本の子供たちは本当に少子高齢化になりますので大変だと。食が一番の要だというところに栄養教諭を導入しまして、そして布石まで言われたほどの立場であります。もうそれを、すり替える、1,500人という、これがやはり全国的な、もう少し下げしてほしいというのが池田松川です。5校を持ちますと、今課長のほうからおっしゃってありましたけれども、じゃ、ほかの人の知恵をどういうふうにするのかということは、簡単なことにはならないわけです。やはりそこには、栄養教諭があり、栄養士がおって、そしてアレルギー食の栄養士さんもいらっしゃるわけですね。その中で、ただ人数をやりくりしていいということではないわけです。

前回もお話したとおり、松川に今在席があります、栄養教諭、栄養職員が、松川の中学

にあります。かつては池田にありました。それだけ私も見ている中で、やはりいるところ、いないところの格差というのが何となく感じられるわけですね。ぜひ、町で受けるとすれば、池田町に栄養士、栄養職員を送り込むほどの、やはり気構えを持っていただくような、そんなことはないのかなというふうに思うわけです。お給料の関係が関わるんですけども、でも子供の食を大事にするならば、やはり池田町の栄養職員、栄養士、管理栄養士ならなお結構であります。そういう1名を送るということはできないものか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、人事管理をしている立場から申し上げますが、今申し出ていた必要性は十分感じているわけですが、実際に町民の健康管理ということで管理栄養士等もきりきり舞いな状態でございます。やはり当面はそちらのほうの職務に専任させたいということがございますので、今既存の管理栄養士等につきまして、学校給食センターへの派遣は今のところ考えておりません。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ありがとうございます。当面でございますね。将来的にはいかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） 当面と申し上げましたけれども、いつという具体的なものは一切言えないという状況でありますので、何年後という確約は、ちょっと今のところではできないという状況です。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 何年たってもということは、でも可能性がないということではないかなと。これがやがて、今長い先になりますと50年、60年になりますと、もう自校給食でいこうかというような話も出るかもしれないですよ。その辺はちょっとあれですけども、とりあえず栄養教諭は非常に過重であると。先ほど保小中一貫の中で食育指導体制をどうするかといったときに、やはりそこには学校給食センターの栄養士さん、もちろん町の管理栄養士さん皆も含めて、ぜひその辺の食育の体制をつくっていただきたい。そして、地域の方々にも入っていただいて、そんなことで食育の保小中の食育プランといいますか、そういうこ

とも考えていただければというふうに思っております。

ちょっと最後になって、抜けてしまったんですが、実は池田小学校の変革史というのがございます。変革史、教育長さんお読みになったでしょうか、池田小学校。ぜひお読みいただきたいと思いますが、参考になるかどうか分かりませんが、これ全体の教育の関係でありますので、ちょっと最後にお話しさせていただきます。

巢雲先生の教育方針というのは、もうもちろん御存じでありますけれども、明治22年でしょうか、古いお話であります。その頃に池田に池田小学校、それから中学があったそうです。私が育ったというか学校を卒業したときには、もう中学はありませんでした。今の前の前の校舎ですかね、その校舎の南校舎が池田中学というふうに名を打ったそうであります。そして、今の反対の北側が池田小学校ですので、保小中というところでお話しすればよかったです。小学校と中学が一緒の学びでやっとな。そのときに、例えば運動会、そこで校庭、今の校庭であります。そこでみんな町民挙げて花火を上げて、そしてドーナツを1人3つ、手作りのドーナツを子供たちにあげたという、こういう池田小学校変革史に載っております。

これが保小中に少しお役にたつかどうか分かりませんが、子供が少なくなっている中で、ですから私の言いたいのは、池田と会染が、あるいは中学が、同じところで何か球技大会とか運動会とか、そういうことも可能になってくるのかなというところの一つのヒントであります。

それから、学芸会、私も小学校のときには学芸会がありました。音楽会ももちろんありました。そのころに、明治の頃です、池田町に私の住んでいる東座という映画館、最後は映画館になりましたけれども、古い建物でありまして、歌舞伎とかいろいろやりました芝居小屋といひます。そこに集まって、子供たちが東座で演劇をやったという記録があります。それが、やはり町民の皆さんが行って、子供たちの演劇を見て、そこに表現力を高めるという、これが教育のやはり高いところかなと思うんですが、そういうこともこれからの減少とともに何かヒントがあるかなというところで、ちょっとすみません、質問外なんです。教育長のちょっと感じを聞かせていただきたいと思ひます。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

私もまだまだ池田町の歴史・文化等について不勉強なところがございひますので、しっかりまた勉強したいと思ひますけれども、議員おっしゃるとおり、子供たちにとって表現をする

ということは、本当に生きていく基本だと思っておりますので、まさに学校だけでなく、地域の中でしっかりそういった表現力を身につけていくというような環境づくりも、また積極的に考えたいと思います。ありがとうございます。

議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わりにいたします。

議長（倉科栄司君） 以上で、横澤はま議員の一般質問は終了いたしました。

松野亮子君

議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

続いて、5番に、1番の松野亮子議員。

松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 1番、松野亮子です。

一般質問を始めさせていただきます。

香りの害、香害について、町の対応についてお尋ねいたします。

近年日本全国で、香料のきつい洗剤や柔軟仕上げ剤等の使用による化学物質過敏症、香害に苦しむ人が増えています。古いデータですが、国民生活センターのホームページによりますと、柔軟仕上げ剤の臭いに関する相談件数は、2008年度は14件だったのが、2012年度は65件と急増しているとのこと。日本全体では、潜在的な患者も含めると、推定で70万人から100万人の人が化学物質過敏症になっているとも言われております。化学物質過敏症を一度発症してしまいますと、原因となる化学物質を避ける以外に根本的な治療はなく、患者の生活に甚だしい支障が生じてしまいます。重症の場合、仕事をやめざるを得なかったり、学校に行けなくなったり、引っ越しを余儀なくされるケースすらあります。

健康問題を引き起こすのは、香料成分だけではありません。最近、マイクロプラスチックによる環境問題が注目を浴びておりますが、合成洗剤や柔軟仕上げ剤、制汗剤、消臭芳香剤などの製品に、香り成分を閉じ込めるプラスチック製のマイクロカプセルが含まれているも

のが数多くあります。マイクロカプセルが摩擦などにより壊れることで、香りが放出される仕組みになっておりますが、そのマイクロカプセルには猛毒のイソシアネートという化学物質が使われているものが大変多いそうです。そういった製品の使用により、マイクロプラスチックのみならず、イソシアネートを吸入する曝露経路をつくっていることにもなります。町民の健康を守るために、化学物質過敏症を発症しないための予防策が必要だと思えます。

香害の被害を受けている町民がいるかどうかを町として把握しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 宮本瑞枝君 登壇〕

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの松野亮子議員の質問にお答えします。

香害被害につきまして、保健センター、各保育園、各学校には現在相談もなく、把握ができておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 現時点では、今のところそういった報告がないということなんですけれども、実は化学物質過敏症になっているにもかかわらず、それが化学物質の曝露のせいであるということに気がついていない被害者、もしくは、まだ発症していない予備軍がいる可能性があると思えます。そのような町民がいるかどうかはまだ把握できていないということでしたら、一度調査をする必要があるのではないのでしょうか。

調査をするに当たってのアンケートの例として、香りの被害についてのアンケートというものを添付資料としてつけました。これは、日本消費者連盟という団体が作ったものなんですけれども、このようなものを参考にさせていただいて、このようなものを町の皆さんに配布していただいて現状調査を行っていただけないかと思えます。それについては、どうお考えでしょうか。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの御質問にお答えします。

現段階では実態調査をする予定はありませんが、科学的根拠等文献などで調査研究をしっかりしていきたいと思えますので、よろしく願いします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 対応はこれからとのことなんですけれども、本当に化学物質過敏症に一度なってしまうと本当に大変で、本当に仕事にも行けない、会社にも行けない、公共の交通機関も使えない、被害に遭っている方は本当に大変な思いをしています。一度なってしまうと、本当に治療の方法がないということなので、予防するというのが非常に重要だと思うんですね。それで、本当にまだ池田の住民の方でそういった方が全くいないのであれば、もう本当にそれはすばらしいと思うんですけれども、さらに予防の必要性を私は強調したいと思います。

それで、安曇野市では、今日お手元に配付したんですけれども、市の健康推進課がポスターを作成しておりまして、市内の公共施設で掲示しております。同じく、安曇野市で教育委員会が教育長名で「香料についてのお願い」という通知を、小・中学生全員の保護者に対して出したとも聞いております。これもコピー、お手元に今日配りました。

池田町として同様の取組をすることはできないかというのを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほども述べましたように、まず、指導すべき職員が香害についてしっかりと科学的根拠を持ち、今、松野議員がおっしゃったようなことについて、しっかりまずは持ったところで、その上で関係機関と協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 繰り返しになりますが、本当にこれ予防がとても重要なので、早急に御対応いただければと思います。

あと、マイクロカプセル、壊れたものがマイクロプラスチックとなって大気中に漂っています。今私たちも、それを知らず知らずのうちに吸い込んでいるはずで、1日に6万個のマイクロプラスチックを吸い込んでいるという話も聞いております。マイクロプラスチックが私たちの体に影響を与えるだけでなく、温室効果ガスを出したりですとか、雲を作る核になってゲリラ豪雨の原因になるかもしれないという可能性が科学者によって指摘されてお

ります。つまり、気候変動にも関わりがある可能性があります。

池田町で気候非常事態宣言を出すということですので、香りのカプセルが使用されている製品を避けることにより気候変動の要因を少しでも減らしていただけるような、そのような施策を取っていただければと思います。

町長、それについて何か御意見お聞かせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（倉科栄司君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、先ほど健康福祉課長申したとおり、池田町では大きな問題としてまだ上がってきておりません。これから科学的根拠、また、いろんな実態等を研究して、それに応じた対策、必要であれば取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） マイクロカプセルが気候変動にも関係があるかもしれないというのは、ちょっと昨日私も初めて知ったことでちょっと驚いているんですけども、香り成分など有害な化学物質が浮遊していない環境という、そういった空気のきれいな池田町をつくるために、さらなる取組をぜひ町として行っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問は終わりといたします。

議長（倉科栄司君） 以上で、松野亮子議員の一般質問は終了いたしました。

#### 散会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 3時03分

令和 2 年 3 月 定例 町 議 会

( 第 3 号 )

## 令和2年3月池田町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和2年2月28日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 議案第5号より第9号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第10号より第13号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第14号より第15号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第16号より第22号について、討論、採決

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議案第23号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 2 池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第 3 新型コロナウイルスについて緊急質問
- 追加日程第 4 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 追加日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第 6 議員派遣の件

### 出席議員(11名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 松野亮子君 | 2番  | 大厩美秋君 |
| 3番  | 中山真君  | 4番  | 横澤はま君 |
| 5番  | 矢口稔君  | 7番  | 大出美晴君 |
| 8番  | 和澤忠志君 | 9番  | 薄井孝彦君 |
| 10番 | 服部久子君 | 11番 | 那須博天君 |
| 12番 | 倉科栄司君 |     |       |

### 欠席議員(1名)

- 6番 矢口新平君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                 |         |                |         |
|-----------------|---------|----------------|---------|
| 町長              | 麿 聖章 君  | 副町長            | 小田切 隆 君 |
| 教育長             | 竹内 延彦 君 | 総務課長           | 宮崎 鉄雄 君 |
| 企画政策課長          | 丸山 光一 君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 伊藤 芳子 君 |
| 住民課長            | 蜜澤 佳洋 君 | 健康福祉課長         | 宮本 瑞枝 君 |
| 産業振興課長          | 宮澤 達 君  | 建設水道課長         | 丸山 善久 君 |
| 学校保育課長          | 寺嶋 秀徳 君 | 生涯学習課長         | 下條 浩久 君 |
| 総務課長補佐<br>兼総務係長 | 山岸 寛 君  |                |         |

事務局職員出席者

|      |         |       |         |
|------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 塩川 利夫 君 | 事務局書記 | 矢口 富代 君 |
|------|---------|-------|---------|

開議 午前10時00分

### 開議の宣告

議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、6番、矢口新平議員、病気療養のため、また、吉澤代表監査委員、所用のため欠席との報告がありました。

### 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（倉科栄司君） 日程1、各担当委員会に付託した案件についてを議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順といたします。

最初に、那須博天予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 那須博天君 登壇〕

予算決算特別委員長（那須博天君） おはようございます。

予算決算特別委員会の総合審査の報告をいたします。

開催日時、令和2年2月21日、午前9時30分から、開催場所は議会協議会室でございます。参加委員は議員11名。矢口新平議員は、体調不良のため欠席となっております。

協議事項につきましては、令和元年度の補正予算案2件と令和2年度の予算7件について、審議をいたしました。

その中で、議案第14号について、令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）でございますが、意見として、花とハーブの里づくり事業は、ハーブセンターガラス温室の新たな改修工事につながる予算となる町の考え方を町民の方に説明し、意見交換などの機会を設け、町民の理解を得るように進めるよう留意されたいという意見が1つ出ました。

補正予算でもやはりこういう事業内容については、ちょっとぜひ行政もきちっと対応してほしいという御意見でございました。

それと併せてちょっと申し上げますけれども、議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算については、令和2年度の予算は、骨格予算とはいえ財政調整基金の減少に伴い、かつてない厳しい予算となっております。今後の財政運営に当たっては、町民益を考えた慎重な財政運営に留意されたいという意見がございました。これもやはり今回は町長選絡みの中で骨格予算という形で、細かなところは出てきておりませんが、今後の補正予算を含めた中でぜひ町の財政というものを考えた予算編成をしてほしいという御意見でございます。この辺をお願いをしておきます。

その他として、花見のほたる祭りは令和2年度から町主体の行事となります。今までどおり楽しめる祭りになるよう、ぜひ協力をお願いしたいという御意見もございました。今後自治会等で行っている行事が、やはり町に移管しなければならないよという問題も発生します。そういう中でのこういう意見ですので、ぜひお酌み取りをお願いしておきます。

あと、審査結果につきましては、議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）

議案第15号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計予算（第2号）

議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算

議案第17号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計予算

議案第18号 令和2年度池田町国民健康保険等特別会計予算

議案第19号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計予算

議案第20号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計予算

議案第21号 令和2年度池田町水道事業特別会計予算

議案第22号 令和2年度池田町下水道事業特別会計予算

以上、全案件ともこれといった質疑はございませんで、全員の賛成で可決となりました。

以上、予算決算特別委員会の総合審査の報告といたします。

他の議員で補足がございましたらよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

総務福祉委員会関係の審議報告を求めます。

矢口稔委員。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口 稔君） おはようございます。

予算決算特別委員会のうち、総務福祉委員会関係について委員会の審査の経過を報告いたします。

今回付託された議案は5件であります。1番目、議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、企画政策課、総務課、議会事務局、会計課、住民課、健康福祉課分。また、議案第15号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第16号 令和2年度池田町一般会計補正予算について、企画政策課、総務課、議会事務局、会計課、住民課、健康福祉課関係分でございます。

議案第18号 令和2年度池田市国民健康保険特別会計予算について、議案第19号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、開催日時、令和2年2月19日水曜日、午前9時30分から、場所は池田町役場3階協議会室で行われました。

出席者、議会側、予算決算特別委員11名、議会事務局長、行政側、町長、副町長並びに企画政策課、総務課、住民課、会計課、健康福祉課の各課長及び係長でございます。

欠席者は、矢口新平議員、病気療養のためでございます。

以下、5議案について説明を省略し、質疑について御報告申し上げます。

各課係ごとに御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

(1)総務課税務係関係について、議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について、質疑はありませんでした。

(2)議会事務局関係について、議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、質疑はありませんでした。同じく議案第16号についても質疑はありませんでした。

(3)会計課関係について、議案第16号、質疑はありませんでした。

(4)総務課関係について。

議案第14号。

問、AEDについて、公共施設のどの場所に設置される計画か。

答、しっかりとした場所は定めていないが、アート梱包さんの2階と3階の間を予定している。アート梱包さんと相談し進めている。要望として災害のみならず、ふだん何かあったときに使えるような形で設置されれば心強いと思うので検討を願いたい。

議案第16号。

問、最大想定降雨量に基づくハザードマップの作成をお願いしたが、来年度の当初予算に

は入っていないが補正予算でやっていただくのか。

答、そのとおりである。

問、消防団の長靴の対応はどのようになっているのか。

答、長靴の個別更新の際は支給はしていない。分団交付金で対応をお願いしている。きちんとした厚底のくぎの刺さらない長靴については、今回計上した。安全を第一に考え対応していきたい。

問、優先調達等委託料では具体的にどのようなことをするのか。

答、公園のトイレ掃除の委託について、障害者就労等事業所に委託し、お願いをしている。

問、消防防災の関係で、町ポンプ操法大会の現状は。

答、どのような形がよいのか意見を聞きつつ、実際にふさわしい形でいかなければということであるが、ポンプ車も小型車も意気込んでおり、皆さんの応援をよろしくお願いしたい。

(5)企画政策課関係について。

議案第14号。

問、本年度の移住定住の補助金は何件か。

答、移住定住補助金で新築1件、36件申請が上がっている。

議案第16号。

問、地域おこし協力隊2名の企業支援補助金について、詳しい内容を聞く。

答、農業と加工業を目指す人、いろいろな事業をサポートする事業を立ち上げたい人の2名である。

問、元気なまちづくり事業補助金とコミュニティ助成金の内容について聞く。

答、元気なまちづくり事業は具体的な内容がこれから上がってくるので、今までの実績を見込んで経費を上げている。コミュニティ助成事業も自治会から申請が上がってくるが、現在3件見込んでいる。

問、議会から企画政策課町づくり係をお願いしていたマレーシアとの交流はどうなっているのか。

答、今年も来ていただけるか検討いただいたが、鳥取へ行かれるとのことであった。

問、担当課にしっかり議会としてお願いしたつもりであるので、コンタクトを取り続けてほしいがどうなのか。

答、新年度に向けてコンタクトを取りたいと思う。

(6)住民課関係について。

議案第14号。

問、後期高齢者の医療費は前年度に比べどのようか。

答、今回の補正については前年度の精算分の確定ということで、1人当たりの医療費は若干伸びがある。後期高齢者医療対象者が年々増加で、総額については倍額になっている。

議案第15号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑はありませんでした。

議案第16号について。

問、生ごみ設置事業補助金9万円となっているが、何個予定しているのか。また、生ごみは減ってきているのか。

答、上限が3万円、2分の1の補助で、1万円以下のものについては、2分の1までで5,000円までとしている。コンポストを利用している方が多く、1件当たりの単価は1万円に満たない者が多くなっている。生ごみの処理場では、前年度と比較し大きな変化はない。

問、3万円以上の要望があった場合の対応は。

答、件数がオーバーした場合は、補正等で対応する。

問、昨年、人権啓発活動活性化事業の補助があったが、なくなったことに対し、人権啓発は重要と思うが、今後の取組を聞く。

答、大北地域の持ち回りで、令和2年度は松川村が担当。事業そのものがなくなるということではない。

議案第18号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計予算について。

問、今年度医療費は伸びているということで、積立基金の方も減少傾向にあるということを含め、今後の医療費、保険料率の見通しを聞く。

答、平成28年度から右肩上がりに医療費の水準が上がってきており、1人当たりの納付金は上昇の傾向にあると推測している。基金残高見込みが1億6,179万3,000円となっている。1億円前後の基金の残高が適正ではないかという考えを持っており、徐々に上げざるを得ない状況である。

議案第19号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑はありませんでした。

(7)健康福祉課関係について。

議案第14号。

問、プレミアム付商品券の利用状況は。

答、対象者は1,915名で、申請が907名、47.4%である。そのうち購入された方は、784名。子育て世帯の対象者は138名で、購入者はそのうち90人で65.2%の購入である。

問、プレミアム付商品券の利用率が低いが、防災行政無線の呼びかけの考えはあるか。

答、防災行政無線で流すと、一般の買えない方が買えるのではと勘違いすることもあるので、今月3月までに買っていただきたい。

問、未熟児養育医療について、体重何グラム以下が該当か。また、原因と対策は。

答、未熟児養育の該当者は2,500グラム未満で、医療が必要という医師の判断による対応となっている。原因はよく分からない。

問、企業センターの人件費が200万円ほど減っているが、対策を聞く。

答、仕事が減ってきており、職員指導員が仕事を頂けるよう営業している。人件費については指導員が辞め、シルバー人材センターで対応している。

議案第16号。

問、前年度障害者の自動車改造事業補助金があったが、今年は補正で対応されるのか。

答、最近少なかったため予算には盛っていないが、発生した事案があれば補正で対応したい。

問、在宅介護給付金がのっていないが、復活するのか。

答、9月補正で対応したい。

問、老人クラブ社会活動事業補助金は、60歳以上の方への補助だが、今の時代に合わせた年齢の見直しを考えてほしい。

答、敬老祭や88歳のお祝いも含め検討していきたい。

問、昨年度は虐待対応の専門チームがあったが、今回計上されていないが。また虐待件数を教えてほしい。

答、虐待専門チームは県の方で対応することからのせていない。虐待数は1月末現在までの通報件数13件、そのうち認定件数が8件上がってきている。

問、前年度の高齢者インフルエンザ予防接種委託料がのっていないが、来年度の補正対応で考えていただけるか。

答、インフルエンザ補助が始まるのが10月の接種からになるので、9月補正で対応させていただく。

問、緊急通報システムの委託料について、様々なシステムが出てきているが、その導入についての考えを教えてほしい。

答、セコムとホームネット安心の2社を導入している。セコムさんのほうのシステムの利用者が多い状況で、今後システムを時代に合わせて考えていきたい。

問、昨年度自殺対策事業が盛り込まれていたが、今年度はどのようなか。

答、6月補正で15万円を計上したい。内容として職員向けの研修、ストレスを測れるような簡易的なものを考えている。

以上でございます。

他の委員に補足の説明がございましたらお願いをいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

矢口稔委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

引き続き、振興文教委員会関係の審議報告を求めます。

大出美晴委員。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

振興文教委員長（大出美晴君） おはようございます。

予算決算特別委員会における振興文教関係の審査報告をいたします。

日時、令和2年2月20日木曜日、午前9時30分より、場所、役場3階協議会室、出席者、予算決算特別委員11名、欠席、矢口新平委員、行政側、町長、副町長はじめ振興文教委員会に関係する課長及び補佐、係長、議会事務局長。

振興文教委員会に関係する付託議案は6件でありました。

説明を省略し、主立った質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もありますので、御了承ください。

1、農業委員会、産業振興課関係について。

議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）について。

問、ガラス温室の耐震強度は。

答、鉄骨であり強度的には問題ない。周囲、天井はガラスのため破損が考えられるので、

飛散防止としてフィルム化を検討している。

問、内鎌地区、内川の舗装整備は農道ということで実施されるのか。

答、内川の管理道路の区間を農道として整備していく。また、土地カイとの調整も済みである。

問、豚コレラ対策の現状と今後の見通しは。

答、池田町では、イノシシ1頭を検査し陰性であった。大北管内でも全て陰性であった。ワクチン接種は全て行った。イノシシに対しては、経口ワクチンの散布を行い、来年度も行う予定である。

問、温室ハーブガーデンのプロポーザルにおいて、選考委員に有識者が必要と考えるが人選は。

答、選考委員に有識者を入れるよう検討する。

問、足湯についての今後の考えは。

答、利用者も少なく費用対効果が低い。また温室の一部にエアコンの設置を考えているため、限られた財源の中、足湯は廃止の方向で考える。

要望、足湯の存続については、結論を急がず慎重な検討をしてほしい。

問、温室ハーブガーデンのリニューアルについて、プロポーザル以前に職員は足を使って状況を把握し、町として目指す方向を明確にしてほしい。また、町民の意見を聞き進めてほしい。

答、年度内を目標に町民の意見を聞き、職員はより足を使った行動も行っていきたい。

問、温室ガーデンの今後の日程は。

答、設計に4か月から6か月、秋口に工事発注。令和3年5月くらいのリニューアルオープンを計画している。

問、温室ハーブガーデンの店舗管理は。

答、管理していただく団体から家賃収入を得る予定である。店舗以外のスペースについては無料での入場を考えている。

議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について。

問、猟友会に対する補助金について、状況も踏まえての話合いはされているのか。

答、連携を取りながら要望をお聞きしている。予算については20万円増額で70万円の予算計上を行った。

問、猿対策について、堀之内地区は深刻な状況である。今後の対応は。

答、国の補助金100%、上限300万円を予算化し、大町市と同タイプのGPS発信機をつけて、猿の行動把握を行い対策につなげたい。職員だけでの対応は厳しいため、専門の指導を受け、地元の皆さんの理解、協力をいただき対策を進めたい。

要望、カラスによるふん被害も深刻である。道路縁等でふんの掃除をする町民の苦労は相当なものである。関係する課が協力し合って本格的な取組をお願いする。

問、多面的機能支払交付金について、共同利用口の草刈りに係る費用に使われているが、支払いが7月中旬である。前倒ししていただけないか。

答、県からの内示が来て交付されている。交付された段階ですぐ対応をしていきたい。

問、観光の手段として自転車による観光も有効と思えるが、町として考えは。

答、県でも力を入れていることでもあり、道路インフラの関係で国からの交付金がつきそうなので、推進計画を作成し取り組みたい。

問、大峰高原の観光への今後の取組は。

答、民間の誘致を考えている。

問、ふるさと祭りの準備に当たり、関係者職員の労力を分散することと、よりにぎわう祭りにするために早めの行動をしていただきたい。町としての計画は。

答、4月に行われる新自治会役員の協議会までには方向性を示したい。

問、花見ほたるの里景観形成補助金20万円で活動できるのか。

答、企画政策課で行う町づくり事業が来年度までであり、その補助事業も加えて維持管理していく。

議案第17号 池田町工業誘致等特別会計予算について、質疑なし。

2、建設水道課関係について。

議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、質疑なし。

議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について。

問、道路改良事業で、登波離橋線と八代線の道路改良を行うが、辺地対策事業債の終了後はどう考えるのか。

答、今後は道路舗装の維持に視点を置いていくようにする。

問、災害復旧費で陸郷、田ノ入、明科を結ぶ道路において今後町として維持していくのか。

答、安曇野市との連絡道路となっている。今後も維持していきたい。復旧箇所が池田町であれば、池田の負担となっていく。

議案第20号 池田町簡易水道事業特別会計予算について。

問、年々簡易水道事業予算は減少傾向にあるが、この会計の存続、統廃合について考えをお聞きしたい。

答、国の法改正により、令和2年度から下水道が特別会計から企業会計へ移行となる。その流れの中で、全国の簡易水道についても特別会計から企業会計へ移行するようにガイドラインが示された。期限は令和5年度である。6年度より移行を行う。

議案第21号 池田町水道事業会計予算について。

問、水源地視察は可能か。

答、工事終了後であれば可能である。

議案第22号 池田町下水道事業会計予算について。

問、処理場の最大降雨量に対する対策についてお聞きする。

答、今回の長野市の処理場が浸水したこともあり、国に動きが見える。幾つかの話を聞いているので、盛り込んでいきたい。

問、下水道料金が高いことが企業誘致の障害にもなっていると思われる。考えをお聞きする。

答、高いことは認識しているが、条例には定まっている。しかし、企業誘致を進めていくに当たり、いかに負担軽減できるか研究していきたい。

3、学校保育課関係について。

議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、質疑なし。

議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について。

問、給食費の値上げが行われるが、差額分も池田松川施設組合負担金に含まれているか。

答、保護者に転嫁することなく、負担金に含まれている。

問、浅原六朗記念館へ来館者が減少しているが、対策は。

答、文化財展示室が来年度スタートすることもあり、併せて記念館の集客アップに関連づけていく。

問、放課後子ども教室運営事業費が3万円と、前年度比100万円近く減額されているがなぜか。

答、会計年度任用職員報酬ということで、人件費を一般人件費へ組替えをしたためであり、内容としては変わりはない。

問、保育園運営事業で維持費、電気代等のランニングコストが倍近く差がある。園の築年数の違いによるものだと思うが、説明をお聞きする。

答、池田保育園は規模が大きく維持費がかかる。会染保育園は古い分、修繕費がかかってしまい、管理運営していくに当たりこのような予算となる。保護者の皆様には不公平感を与えない運営をしていきたい。

問、教育相談委託料は新たな事業かと思われるが、この内容はまた発達障害の割合が多いと言われているが、説明をお聞きする。

答、スクールカウンセラーの報酬とセカンドステップの運営事業の予算となっている。

セカンドステップについては別団体に委託することとなった。発達障害の割合については、町、推進室、保育園の連携により、他市町村よりも早期に見つけ支援できる体制ができていると考える。よって、そのような方の移住にもつながっている。増加についてはポジティブな理解をお願いしたい。

問、スクールバス運営委託において契約が随意契約で来ていると思われるが、今後の公平性を持たせることも考え、町はどう考えるか。

答、現在3年契約で今年度新たに契約を結んだ。このような事業を行う業者が少ないこともあるが、安全を第一に考え安価でできる業者を研究していく。

4、生涯学習課関係について。

議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）について。

問、工事請負費で喫煙場所に看板を設置するとのことだが、クラフトパーク内のどこに喫煙場所があるという表示については。

答、駐車場の案内看板に、喫煙場所の表示を行う。

議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について。

問、交流センター、ホールの音響について。講演には適しているが、音楽演奏には適していない。再度設計をお願いする。

答、音響設定は設置業者が行っている。再度、調整・確認をお願いする。

以上で予算決算特別委員会における振興文教関係の質疑の報告を終わります。

他の委員に補足があればお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

大出委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了といたします。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

矢口稔総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口 稔君） 総務福祉委員会に付託された議案について、委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は7件であります。

まず、議案第5号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第6号 池田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第7号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第8号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第9号 池田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第10号 池田町地下水保全条例の制定について。

議案第13号 池田町第6次総合計画の改正について、であります。

開催日時は、令和2年2月19日水曜日、予算決算特別委員会終了後、場所は、池田町役場3階協議会室で開催されました。出席者は、議会側、総務福祉委員6名全員でございます。行政側、町長、副町長、総務福祉委員会に關係する各課長及び係長、議会事務局長でございます。

以下、説明を省略し質疑について御報告申し上げます。

議案第5号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきと決しました。

議案第6号 池田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。

問、開示の手順として郵送も可能か。

答、窓口に来て申請する。

ほかに質疑はなく、採決の結果、挙手全員で可決されております。

議案第7号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑

はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきと決しました。

議案第8号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はなく、挙手全員で可決すべきと決しております。

議案第9号 池田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はなく、挙手全員で可決されております。

議案第10号 池田町地下水保全条例の制定について。

問、地下水の保全から、町で水位の調査を行っているが民間ではどのようになっているのか。

答、水位調査は常時記録され、監視されている。民間は8事業者で、水位計がついているのは2事業者である。アルプス地域地下水保全協議会で、5年後実態調査をする方向も出ており把握していければと考えている。

要望、事前に随時水位計が設置している事業者にデータの提供をお願いしてほしい。

ほかに質疑はなく、採決の結果、挙手全員で可決されております。

議案第13号 池田町第6次総合計画の改正について、質疑はなく、採決の結果、挙手全員で可決されております。

その他として、閉会中の継続調査について、池田町の町づくりと住民福祉の向上について、池田町のデマンド交通を含めた公共交通の在り方について、継続調査とすることに決定いたしております。

報告は以上でございます。

他の委員に補足の説明がございましたらお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって、総務福祉委員会の報告を終了いたします。

続いて振興文教委員会の報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

振興文教委員長（大出美晴君） 振興文教委員会の委員会の審査報告をいたします。

日時、令和2年2月20日木曜日、予算決算特別委員会終了後でございます。場所、役場3階協議会室、出席者、振興文教委員5名、欠席、矢口新平委員、行政側、副町長はじめ振興文教委員会に関係する課長、係長及び議会事務局長。

当委員会に付託された事件は議案2件であります。

内容は、議案第11号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第12号 池田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

説明を省略し、主立った質疑内容と審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もありますので、御了承ください。

議案第11号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はありませんでした。

委員会としての採決は、全員賛成により委員会として可決すべきとしました。

議案第12号 池田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

問、第9条の池田町職員定数で、町長の事務部局の職員が1名減となるが辞めるということなのか。

答、辞めるわけではなく、下水道の地方公営企業法の適用となり、そこにいた職員が企業職員へ移るということである。

委員会としての採決は、全員賛成により可決するということになりました。

その他、閉会中の継続調査について。

社会資本総合整備計画の進捗状況の見極めについて。

少子高齢化に対応できる移住定住空き家対策の促進について。

里山整備と松くい虫被害木の撤去について。

花とハーブの町づくりについて。

保小中一貫教育について。

交流センターの運営方法について。

乾杯条例について。

有害鳥獣対策について。

今回新たに有害鳥獣対策を加え、8件を閉会中の継続調査としました。

以上で振興文教委員会に付託された案件の報告を終わります。

他の委員に補足があればお願いをいたします。

議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各委員会の報告を終了いたします。

#### 議案第5号より第9号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程2、議案第5号より第9号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第5号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対する反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 池田町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。  
まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この意見に対する反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第 8 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号 池田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第 9 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号より第 13 号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程 3、議案第 10 号より第 13 号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第 10 号 池田町地下水保全条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第 10 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 町営住宅等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第11号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 池田町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第12号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 池田町第6次総合計画改定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

10番、服部久子議員。

10番（服部久子君） 第6次総合計画の改定について、賛成討論いたします。

第6次総合計画改定は、国連サミットで採択された持続可能な開発目標のための2030年までの行動計画の理念を意識した計画で、賛成します。

しかし、自然環境の保全活用や子育て支援、学校教育、住民福祉、農業の振興、男女共同参画など計画にはまだ不十分と思われるところがあります。第6次計画は、これまでの計画より俯瞰した目線で進めることが大事だと考えます。これから、住民の要望を柔軟な姿勢で計画に盛り込み、行政に生かされるよう充実させていかなければならないと考えます。

よって、この計画に賛成いたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって、討論を終了します。

議案第13号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第14号より第15号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程4、議案第14号及び第15号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第14号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第10号）について、討論を行います。

この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第14号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第15号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第16号より第22号について、討論、採決

議長（倉科栄司君） 日程5、議案第16号より第22号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について、討論を行います。

この議案に対して反対討論がありますか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 議案第16号 令和2年度池田町一般会計予算について、反対の立場か

ら討論をいたします。

来年度の一般会計予算は、総額49億1,200万円と、今年度予算との比較で3.5%の減となりました。町長選を控え、骨格予算というものの大幅な減少とはなりませんでした。

継続する事業とともに、過年度より計画された大型事業、穂高クリーンセンターの建設事業なども予算化されております。大きな事業は有利な起債により国等からの充当率、交付税算入率も高く、努力が認められます。

また、他の扶助費などの必要な経費は、当然予算化すべきだと思います。一つ一つの事業は大切なものばかりだと私は理解しております。しかし、財政面から見ますと、財政調整基金が昨年12月末時点で6億9,144万2,000円の残高ですが、今年度で4億1,300万円、新年度予算で2億7,290万円と取り崩す予定となっております。このままでは財政調整基金の残高は、約1,700万円しかありません。

財政調整基金は、標準財政規模の約10%が適正との考え方からすると、当町の標準財政規模は31億6,000万円です。すなわち、3億1,600万円が必要ということになります。

また、実質公債費比率いわゆる借金の比率も、今年度11.4%からさらに右肩上がりとなり、来年度は12.1%、令和4年度には13.5%まで上昇するという試算結果も出ております。

町民1人当たりの借金の残高も特別会計を合わせると、来年度は97万8,000円です。もうこれ以上借金を増やすことは難しい状況になってきております。

また、新型コロナウイルスの影響も出始めました。安倍首相が昨日発表した小・中学校、高校の3月2日からの休校依頼など具体的な対策も出されました。今後も新たな対策が出されることが見込まれます。生活などに密着している問題だけに行政への新たな負担も見込まれます。

財政調整基金が約1,700万円しか残っていません。さらに地球温暖化による災害や大きな地震が起こる可能性も年々高まってきております。私たちは危機感を持つべきだと思います。私は、議員という予算をチェックする立場として、こんな時だからこそ一度立ち止まって、みんなで池田町のお金の使い方について議論をすべきだと思います。

例年よりも早い予算議会となりました。4月からの予算執行に向けて、暫定予算を組むなどで、できる限りの歳入歳出それぞれの見直しを行い、将来の子供たちにツケが回らない予算を組むべきです。

以上のことから、第16号議案は反対すべきだと思います。

以上、討論といたします。

議員各位の御同意をお願いいたします。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

9番、薄井孝彦議員。

9番（薄井孝彦君） 令和2年度池田町一般会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

令和2年度池田町一般会計予算は、先ほども矢口議員がおっしゃいましたように、総額49億1,000万円ということで、前年度より1億7,700万円の減となりました。

町長選挙の前の骨格予算ということもありまして、前年度あった事業項目が今回記載されていないということもありましたけれども、落とされた事業項目については、基本的には補正予算でつけていくということが示されました。

今回このような予算になった背景には、大型継続事業に伴い、一般財源が少なくなってきて予算付けが難しくなってきていることも影響していると思います。そういうことで私は現状ではやむを得ない予算というふうに考えます。

先ほど、矢口議員からの意見ももっともでありますけれども、それは今回の予算を可決、成立させた上で考えていけばいいんじゃないかと思います。

私も令和2年度末のこの予算でやっていきますと、財政調整基金が約2,000万円程度になるというふうに町も言っておりますので、令和3年度は非常に厳しい予算にならざるを得ないし、事業の見直しもせざるを得ないんじゃないかというふうに町も考えているようであります。

見直しに当たりましては、町民に今必要な事業は何なのか、町の発展に必要な事業は何なのか、それをまず明確にした上で、それを実現するために事務事業の見直しをスクラップ・アンド・ビルドではなくて、ビルド・アンド・スクラップの方式で、町民、議会と十分意見交換を行い、町民の理解を得て、進めていっていただくべきだということを申し上げまして、賛成討論といたします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第16号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

議長（倉科栄司君） 起立多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和2年度池田町工場誘致等特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第17号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和2年度池田町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第18号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第19号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和2年度池田町簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第20号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和2年度池田町水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第21号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和2年度池田町下水道事業会計予算について、討論を行います。  
まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第22号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

#### 日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

追加案件として、議案1件が提出されました。これを日程に追加して議題としたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

議案第23号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（倉科栄司君） 追加日程1、議案第23号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業  
町道251号線道路改良工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 3月定例会、最終日御苦労さまでございます。

それでは、議案第23号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業 町道251号線道路改良  
工事変更請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町道251号線道路改良工事を進めているところでありますが、当初予定にない配水  
管布設替工事が必要となったことで、施工業者との工事の日程調整に不測の日数を要したこ  
とにより、計画どおりに工事を進めることができなかつたため、竣工期限を令和2年3月19  
日から令和2年3月31日に変更するものでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定  
に基づき、工事変更請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。

御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第23号について討論、採決を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第23号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがってこの議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

池田町選挙管理委員長から地方自治法第182条第8項の規定により、令和2年4月7日をもって、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了する旨の通知がありました。

よって、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

#### 池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（倉科栄司君） 追加日程2、池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、この選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名人に矢口稔総務福祉委員長を指名します。

池田町選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。

矢口稔総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口 稔君） それでは池田町選挙管理委員会の委員を朗読させていただきます。

片瀬章寛氏、生年月日昭和23年10月26日、年齢は71歳、住所は池田町大字会染6105番地32、無所属でございます。

続いて、桑澤久明氏、昭和30年1月25日、年齢は65歳、住所は池田町大字池田614番地1、無所属でございます。

立岩信子氏、昭和25年5月3日、年齢は69歳であります。住所は池田町大字中鷓2438番地、無所属でございます。

福田恵子氏、昭和31年5月16日生まれ、年齢は63歳、住所は池田町大字池田2204番地1、無所属でございます。

続いて、池田町選挙管理委員会の補充員を朗読いたします。

補充の順序1番。谷重克氏、昭和28年3月28日生まれ、年齢は67歳です。住所は池田町大字会染6969番地20、無所属でございます。

2番、宮澤良恵氏、昭和25年10月10日生まれ、年齢は69歳、住所は池田町大字中鷓231番地、無所属でございます。

3番、荻澤克彦氏、昭和30年3月12日生まれ、年齢は65歳、住所は池田町大字池田1882番地13、無所属でございます。

4番、西山淑枝氏、昭和29年3月7日生まれ、年齢は66歳でございます。住所は池田町大

字池田977番地、無所属でございます。

任期は令和2年4月8日から4年間ということでございます。

以上、朗読を申し上げました。

議長（倉科栄司君） ただいま矢口稔総務福祉委員長が指名しました方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方が池田町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

#### 日程の追加

5番（矢口 稔君） 議長。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 緊急一般質問の動議を提出いたします。

議長（倉科栄司君） 内容について、件名を。大まかでいいです。

5番（矢口 稔君） 件名については、新型コロナウイルス・コビット19についてであります。

お願いいたします。

議長（倉科栄司君） 新型コロナウイルスの件について、5番、矢口稔議員より緊急質問の申出があります。

矢口稔議員の新型コロナウイルスの緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

矢口稔君の新型コロナウイルスの緊急質問に同意の上、日程に追加し、日程3としてこの発言を許すことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

議長（倉科栄司君） 起立多数であります。

したがって、矢口稔君の新型コロナウイルスの緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程3として発言を許すことを可決されました。

新型コロナウイルスについて緊急質問

議長（倉科栄司君） 矢口稔君の発言を許します。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） それでは、緊急質問をさせていただきます。

今回3点について、新型コロナウイルスについて御質問申し上げます。

この質問は何か打開策を求めるものではなく、広く町民の皆様にも早急にこの状態また町の考え方を伝える意味も含めまして、質問をさせていただきます。

1番目に、新型コロナウイルス・コビット19への対応についてであります。

目まぐるしく毎日情報が変わっております。そのため、現在までの町の考え方と情報の発信方法について、どの情報を信じてよいのか、町民の皆様も困惑しているところも見受けられます。その点について、まずお聞かせいただければと思います。

議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの矢口稔議員の御質問にお答えをいたします。

議員の皆様におかれましては周知のことと思いますが、連日のようには新型コロナウイルスの感染拡大が報道されているところであります。

国の方針また県の方針も刻々と変わっている中でありますけれども、町といたしましては、また情報の収集に努め、そして町として、いかに対応していくか協議を重ねているところであります。

今朝も協議をいたしまして、それぞれの部門、部署におきまして、その対応につきまして決定をしているところであります。詳細につきましては、各担当からお話をさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましてもしっかりとした対応をして、町民の皆様にも不安と動揺を与えないような、そんな対策を講じてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

それでは担当より報告をいたさせます。

議長（倉科栄司君） 小田切副町長。

副町長（小田切 隆君） それでは、私のほうでは情報の収集という点でお答えさせていた

だきたいと思います。

御指摘のとおり、国や県を通じまして、それぞれの通達あるいはQ & Aという形で、私どものほうにも来ておりますが、ただ発症状況が非常に目まぐるしく変わったということで、対応につきましても非常に変化しております。

具体的には、今まで町が行ってきていました情報収集ということではありますが、必要に応じて、3校の校長先生からお越しいただきまして、卒業式等の対応をしまいいりました。

また、昨日の国の方針を受けまして、今朝から、やはり同じく3校の校長先生、保育園長、それと教育委員会の関係の職員、福祉課の関係職員ということでありまして、また改めて対応してございまして、とにかくどの情報が正しいのかという精査をし、それによって町がどのような対応をしていくのかということを検討させていただいております。

またその結果につきましては、後での質問のほうにも関わってくると思いますので、ここでは言いませんが、そのようなことで情報収集している。

さらに、今日の午後ですけれども、この新型コロナウイルスに対応します対策会議もまた改めて招集し、町の考えをそこで発表し、その旨を今度町民の皆さんに周知する方向ということで、取りあえず定時放送の中で織り込んで、情報無線の中でいくということと、併せて簡潔にまとめたものを町のホームページに記載をすると、それと併せて児童・生徒そして園児の各家庭には、それぞれの機関を通じましての通知を出してお知らせをするというようなことで考えております。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、私のほうからは情報発信ということで、お話を申し上げます。

今まで町主催の行事、集会、イベントですが、こちらについては当初は100名規模程度のものについては自粛をし、中止をさせていただくということで、今無線また防災行政無線とホームページのほうでそれぞれの中止のおわびと申しますが、呼びかけているところでございます。

今後につきましても、国の方針としてイベント等の開催についての自粛を求めているところもありますので、それはそのままホームページのほうには、国のお願いとして載せておりますし、またQ & A、マスクの着用それからせきエチケット、手洗い等、そちらのほうも入れさせていただいて、公共施設にはQ & Aも掲示をするような形でやってきております。

本日先ほど副町長が申し上げましたように、対策会議の会議内容については、また町民の

皆さんにホームページにおいて、お知らせをしていければというふうに思っております。

新しい情報が入り次第、また町民の皆さんにお伝えできるような形で進めてまいりたいと思います。

以上であります。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 早速対応を取っていただけるということで、情報収集、情報発信のほうも引き続き分かりやすい発信のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、3月15日に投開票が行われます町長選挙の対応についてでございます。

近隣の市町村でも行われる、全国で行われるわけですがけれども、町民の皆様はこの対応がまだ、分からないのならば分からない、またいつ頃になったら分かるのか、見通しも含めて気になさっている方もいらっしゃると思いますので、その点についてお尋ねいたします。

議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、選挙管理委員会の書記長として申し上げたいと思います。今のところ3月10日告示、3月15日投開票、これは変更する予定はございません。

また、再度3月1日が定時登録ということで、3月2日に選挙管理委員会をまた開催しますが、一応先送りといっても任期が3月19日というところもございますし、今の状況から判断する中で、選挙人の皆さんにもマスクの着用、手洗い、各投票所のところにはアルコール消毒液の用意をさせていただき、また投票立会人、開票立会人、事務従事者のほうにもマスクの着用と手洗い、消毒、これを十分周知する中で3月15日の投開票を行ってまいりたいという今の予定でありますので、お願いをしたいと思います。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 予定どおりということで分かりました。

続いて、2番目の関係でございます。こちらは、本当に一番お子さんをお持ちの方は直近する問題でございますけれども、昨日国が要請した小・中学校休校及びまた未就学児への対応についてお伺いしたいと思います。

町立の小・中学校3校ございますけれども、その対応について、また児童センター、図書館などサードプレイス、自宅と学校以外の場所の利用について、公的機関なんですけれども、その利用についてはどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

25日の時点で、国、文部科学省及び県教育委員会からの通知等を踏まえて、まず第1段階として26日付で、町、町教育委員会が各教育関係の施設、保育園も含めましたところと保護者の皆様に、今回の新型コロナウイルスへの予防対策、また感染等が判明した場合の対応ということで、まず通知を出させていただいたところです。

それはまたホームページ等に26日に掲載しておりますので、御覧いただきたいと思いますが、そこに来て今、議員に御指摘いただきましたけれども、昨日、官邸のほうの新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、首相の御発言の中で、3月2日より全国一斉に、一律に小・中学校、特別支援学校も含めて、休校にしたほうがいいという要請を出されたということで、私も報道を見て正直驚いているところでございますが、今朝の時点で、まだ文部科学省及び県の教育委員会として明確な方針は出されておられません。

ただ、やはり現場の先生方及び一番は保護者の皆さんの混乱というものを最小限に抑えるということを目的として、町として、また教育委員会として、いち早く方向性を出したいということで、今朝朝一で、町長はじめ関係課長、また園長、校長それぞれ現場の先生方、責任者の先生方に来ていただいて緊急会議を行いました。

その上で、そこで決定しましたことを、この場でまず口頭でお知らせをいたします。

また詳細は、本日中に、できるだけ早く通知もいたしますし、ホームページや防災無線等でも周知を図りたいと思いますけれども、まず昨日、官邸での会議で一番要請として中心になっておりました臨時休校についてですが、池田町教育委員会としては以下の期間、池田小学校、会染小学校、高瀬中学校の3校を臨時休校にしたいと考えております。

期間は、来週3月4日水曜日から3月17日の火曜日まで、これは平日10日間を含みます14日間ということになります。

3月17日までとしましたのは、18日からが春休みであると、小学校が春休みであるということで、官邸での会議でも春休みまでの期間ということで、この臨時休校を要請するというのでございましたので、17日の火曜日までの2週間を今回の臨時休校の措置ということにするということで決定いたしました。

その間、ちょっと細かいことですが、給食も当然4日から17日まで停止ということになります。ただ、来週月、火の2日、3日は通常どおりということでございます。

次に、卒業式等についてですけれども、これは26日時点の通知でも記載してあるとおりでございますが、臨時休校の期間中、まず3月17日に小学校の卒業式がございます。また翌18日は中学校の卒業式がございますが、卒業式につきましては、これは各校の判断により最小

限の規模でということで、挙行をしていただくということで変わりはございません。

議員の皆様にもお知らせしましたように、来賓の皆様には申し訳ないですが、御欠席いただくという中で、卒業生と保護者、教職員のみで行うということでございます。

次に、児童センター、交流センター等の学校以外の公的機関につきましてですが、まず、児童館につきましては、これは臨時休校の期間中も春休み等の長期間と同じように、午前中から終日開所いたします。

なかなか今回感染拡大防止ということで、どうしても児童館も含めて、感染のリスクというものは想定されるわけですが、一方で子供たちの居場所というものが全くなってしまうということも新たなストレスということで懸念もされますし、もう一つはやっぱり共働きの御家庭、独り親の御家庭の皆様への配慮ということもあり、池田児童館と会染児童センターは開所いたします。その間の職員の体制等はまた別途、しっかり体制を検討したいと考えております。

次に、図書館を含め交流センター等ですが、基本的には利用の禁止ということはありません。ただ、学校自体が今回臨時休校ということで、そもそもできるだけの人出の多いところには行かないでほしいということ、家庭を中心に過ごしていただきたいということが、全体の一番の基本的な考え方でございますので、あくまでも各御家庭での判断ということにはなりますが、感染予防には細心の注意を払っていただいた上で、交流センター、図書館等は個人で御利用いただくというようなことを考えております。

できれば御家庭で過ごしていただくのが望ましいとは思いつつも、先ほどの児童館、児童センターとも同様に、交流センターも今大変子供たちの居場所として機能もしておりますので、できるだけそこは細心の注意を払いながら、職員も含めて、そこは利用の禁止をしないということしていきたいというふうに考えております。

あと総合体育館も同様の考え方でございます。交流センターと同様の考え方で、使用の禁止はしないということしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 分かりました。

引き続き、今度はさらにもう少し小さなお子さん、未就学児への支援方法、認定こども園等またありますし、それ以下の子供さんたち、またその皆さんの親の仕事でも対応できない家庭への支援等もあろうかと思っております。こちらの方もどうしても親御さんが保育園を休

んだり、そういった対応になりますと保護者の収入の関係とか、そういった財政支援等も含めて考えなくてはならなくなってきましたので、今現時点での話ですので、もしそこから辺のところも分かれば教えていただきたいと思いますけれども、取りあえずその小学校上がる前のお子さんへの対応についてお聞かせください。

議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

先ほどのお答えの中で、児童館について国の方針についてちょっと触れるのを忘れてましたが、基本的に厚生労働省は放課後児童クラブ等は今回の臨時休校の措置から除外するということの方針を出しております。そういうこともありまして保育園も、認定こども園ですけれども、厚生労働省の方からは、閉鎖をするというような方針は出されておられませんので、それも踏まえまして、池田町としましても2つの認定こども園、保育園は通常どおり開所するというので、今日の会議では決定したところでございます。

もちろん、いろいろな今後の状況の変化の中で、一番は保育士さんも働く親の一人でございますので、そういった職員の人手不足ということも当然想定されるわけでございますので、児童館、児童センターも同様でございますけれども、そういったところで状況に応じて、また保護者の方々に御協力をお願いするということは当然出てくるかなと思いますが、施設自体は閉じないということできたいというふうに考えております。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 引き続き、情報発信等にも、こちらのほうも日々刻々と変わる場合もありますので、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、町が所有する備蓄品の活用について、最後の質問でありますけれども、2つお尋ねしたいと思います。

災害備蓄品のマスク、2万8,000枚でしょうか、備蓄しているということで、そのところとアルコールの消毒剤の活用について、今スーパーマーケットやドラッグストアに行っても、全く手に入らない状態がずっと続いているわけございまして、そんなにも備蓄をされていないところも多かろうと思います。

また、手に入りにくい物品の公平的な活用方法、どのように考えているのか。町は、要するにやってもらえるのか、やってもらえないのかというところがまだ情報が伝わっていないんですから。そういったマスクがここにあるよという情報があれば一番ありがたいんですけど

れども、そういったところが難しければどんな形で防いだらいいのかとか、そういったところも含めてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの質問にお答えします。

現在、マスク、アルコールが不足しているということで、町内の一部の医療機関から相談を受けております。ですので、現時点では医療機関への充足を優先していきたいと思います。

現在マスクのほうがないということで、どのような予防策というところでは、とにかく手洗いをしっかりしていくということ、それからよく睡眠と、よく食べるというところをしっかりと伝えていくというところでの予防策として、積極的に伝えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） わかりました。

そういったところも、町は明らかに町民向けには、取りあえず配布は考えてないということをしかりと明示していただければ混乱は防げるかなと思います。

その中で今朝も何件か、保護者の方からいろんな情報が来まして、児童センターなどへ預けたりするんですけども、その時のマスクとかはどうしたらいいのかとか、要するに集まる場所に対するマスクとか、それがマスクの必要性もあろうとは思いますが、そういったところはどのように考えればよろしいのでしょうか。

それだけ最後にお尋ねいたします。

議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 児童センターのほうに遊びに来るというところの部分でありましたら、また個人での対応もしくは、ない方の場合は本当に手洗いをしっかりしていただくということと、あとは今少し仕入れようと思っているのが、何か簡単にできるマスクの作り方みたいなものがあるというような話もありますので、その辺も情報発信をしながら、そういうものの活用というところも図っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） いずれにしましても、本当にある意味緊急事態といえれば大げさかもしれませんが、災害に匹敵するような事態になりつつあります。やはり先手先手の対応を、町民の皆さん求めておりますので、各担当課におかれましても、情報収集と情報発信を

しっかりしていただいて、先へ先への対応を引き続きお願いしたいと思います。

貴重なお時間を頂きまして、誠にありがとうございました。

以上でございます。

議長（倉科栄司君） 以上で、5番、矢口稔議員の緊急質問は終了といたします。

#### 日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し議案にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

なお、緊急質問を日程に追加してございますので、追加日程を順次繰り下げていきますのでよろしく願いをいたします。

#### 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（倉科栄司君） 追加日程4、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

議会運営委員会より閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加して議題とすることに決定しました。

#### 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（倉科栄司君） 追加日程5、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程の追加

議長（倉科栄司君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

#### 議員派遣の件

議長（倉科栄司君） 追加日程6、議員派遣の件を議題とします。

この件については、会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

#### 町長あいさつ

議長（倉科栄司君） 甕町長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議会の閉会でございますけれども、閉会のごあいさつの前に、しばらくお時間を頂きまして、当面町で抱えております課題等につきましての取組につきまして、町としての決意を表明する意味で宣言を申し上げたいと思います。

1つは、健康長寿に対します宣言。もう一つは、気候変動に対します町の取組についての宣言ということで、2つの宣言をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、朗読をさせていただきます。

人生100年、健診、減塩から健康生き生き長寿宣言。

国では健康格差の解消により、2040年までに、健康寿命を3年以上延伸、平均寿命との差の縮小を目指し、介護予防、生活習慣病等の重症化予防により、健康寿命の延伸と社会保障の安定につなげることを考えています。

また、経済団体、保険者、全国知事会、全国市長会などで構成する日本健康会議では、健康な町、職場づくり宣言を出しています。

池田町の健康実態を分析すると、70歳から74歳の医療費が高く、脳血管疾患等による健康障害が課題です。これらは塩分の過剰な摂取による生活習慣病の発症や、健診未受診による生活習慣病の重症化が要因の一つとなっております。

池田町の北アルプス田園風景の中で、幾つになっても心身共に健康で一人一人が生き生きと元気で暮らすことは私たちの共通の願ひであります。

よって、本町は人生100年、健診、減塩から健康生き生き長寿宣言をします。

- 1 一人一人が減塩に取り組み、国の目標とする食塩摂取量を達成します。
- 1 家庭や小売店、飲食店など地域全体で減塩環境をつくります。
- 1 生活習慣病の早期発見のため、毎年健康診断を受診します。

令和2年2月28日、池田町長 麩 聖章。

続きまして、気候変動に対します宣言であります。

池田町気候非常事態宣言。

世界各地で記録的な高温、大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が増加しています。近年では、日本においても猛暑や台風の大型化、集中豪雨など、各地で異常気象による被害が頻発し、令和元年10月の台風19号は、長野県にも甚大な被害をもたらしました。WMO世界気象

機関は、これらの異常気象が、長期的な地球温暖化の傾向と関係しているとの見解を示しています。

2015年に、気候変動の脅威に世界全体で対応するための国際的な枠組みであるパリ協定が採択されました。この目的を達成するためには、世界全体であらゆる関係主体が、直ちに抜本的な削減策を講じ、それを継続的に進めていくことが非常に重要です。

このような背景から、本町は気候変動が人類にとって著しい脅威となっていることを認識し、ここに気候非常事態を宣言するとともに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指します。

1 気候変動の現状について、町民や事業者と情報を共有し、協働して気候変動対策に取り組めます。

1 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を促進します。

1 森林などの豊かな自然環境を守ることにより二酸化炭素を抑制し、良好な自然環境を実現します。

令和2年2月28日、池田町長 麿 聖章。

以上でございます。

引き続きまして、閉会に対してのごあいさつを申し上げます。

3月定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

17日から本日までの12日間にわたる定例議会、大変御苦労さまでした。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議、御決定をいただき、誠にありがとうございました。審議の中でいただきました御意見、御指摘につきましては、今後の行政執行の中で生かしていくよう努めてまいります。

さて、新型コロナウイルスの罹患者が、いよいよ長野県でも発生し、非常に危機感が高まってまいりました。国・県の対応も刻々と変化してまいりますが、町では集会の自粛やマスク、手洗い、うがいの励行など、町民の皆様に注意を呼びかけ、感染症拡大防止に対応すべく徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお本日、対策会議を開催することになっておりますので、さらなる対策を検討したいと考えております。

私の任期も、残すところ1か月を切りました。はや4年が過ぎようとしております。その間、議会の皆様には御意見、御指導いただき、何とかつつがなく町政運営を務めることができました。ひとえに、議会の皆様はじめ町民の皆様、職員の皆様のおかげと深く感謝申し上げます。

げます。

まだまだ寒さ厳しい日もあろうかと思いますが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意されますようお願い申し上げ、本定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

#### 議長あいさつ

議長（倉科栄司君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本3月定例会は、令和2年度の池田町の行政執行の根幹となる、各会計の新年度予算を中心として多くの議案の審議をいただきました。

議員各位には熱心かつ丁寧に御審議をいただき、順調な議会運営に御協力いただいたことに心から御礼を申し上げます。

また、理事者をはじめ関係職員の皆さんにつきましては、各議案ごとに丁寧な説明をいただき、ありがとうございました。

なお、議案審議の中で出てまいりましたそれぞれの要望あるいは意見について、今後の事務事業の執行に十分反映をいただくよう心からお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの猛威が世界を席卷しております。非常に大きな出口の見えないトンネルの中に入ってしまったような閉塞感があります。ただ、政府もこれからの2週間が本当の山場だという声明も出しております。どうか皆さんにおかれましては、万全の対策を取っていただくとともに、もう既に独り歩きをしております風評被害に対して、どうか正しい情報を職場で、そしてまた地域で、お伝えをいただくことをお願い申し上げます。

連日のマスコミの報道は、新型コロナを中心として、イベントの中止そして延期等明るい話題は少ないわけではありますが、万物が躍動する明るい春はすぐそこに来ております。

どうか皆様は新型コロナウイルスの対策とともに季節の変わり目であります、どうかお体の調子を十分に保っていただき、日々お過ごしをいただくことを心から御祈念申し上げます、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

### 閉会の宣告

議長（倉科栄司君） 以上をもちまして、令和2年3月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変ありがとうございました。

閉会 午後 零時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年2月28日

議 長 倉 科 栄 司

署 名 議 員 松 野 亮 子

署 名 議 員 那 須 博 天